

資料編

○ 水 防 法

昭和 24・6・4

法 律 193

最終改正：令和5年5月31日法律第37号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘こう門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十一年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合同約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合同約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

- 2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

- 6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(情報の提供の求め等)

第十一条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。
- 3 前項の規定による情報の提供については、気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは第十一条第一項の規定による通知を受けた場合において、量

水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（関係市町村長への通知）

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
- 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川
- 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
- 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
- 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
- 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
- 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の三の規定により指定した海岸

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通

大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置

に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又

は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令

で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 国土交通大臣
 - 二 当該河川の存する都道府県の知事
 - 三 当該河川の存する市町村の長
 - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 五 当該河川の河川管理者
 - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
 - 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

- 2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
- 二 当該河川の存する市町村の長
- 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 四 当該河川の河川管理者
- 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
- 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を

通行することができる。

- 2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

- 2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

- 2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の

運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

- 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。
- 3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

- 一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
- 二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。
- 3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二條中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消

防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があるとき認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都道府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都道府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以

上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功勞があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

- 2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

- 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百一十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条

の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかった者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条の七第三項の規定に違反した者
- 二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第二十条第二項の規定に違反した者
- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

【附 則（省略）】

○長崎県水防協議会条例

平成 25 年 10 月 18 日長崎県条例第 40 号

(設置)

第 1 条 この条例は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、長崎県水防協議会（以下「協議会」という。）を置き、同条第 5 項の規定に基づき、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 協議会は、会長 1 人及び委員 15 人以内で組織する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

2 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者たる委員に事故があるときは、当該委員の職務上の代理者がその職務を行うことができる。

(任期)

第 4 条 関係行政機関の職員である委員の任期は、当該職に在る期間とし、その他の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 知事は、特別の事由があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもその委員を罷免し、又は解嘱することができる。

(会議)

第 5 条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(議決の方法)

第 6 条 協議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第 7 条 協議会に幹事及び書記をそれぞれ若干人置き、会長が任命し、又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、庶務を整理する。

3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(費用弁償)

第 8 条 会長、委員、幹事及び書記に対しては、予算の範囲内で知事の定めるところにより手当及び費用弁償を支給することができる。

(委任)

第 9 条 前各条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

○長崎県水防協議会構成

職 名	役 職 名	氏 名
会 長	長 崎 県 知 事	大 石 賢 吾
委 員	国 土 交 通 省 長 崎 河 川 国 道 事 務 所 長	上 田 章 紘
委 員	気 象 庁 長 崎 地 方 気 象 台 長	林 和 彦
委 員	陸 上 自 衛 隊 第 1 6 普 通 科 連 隊 長	土 肥 崇 紀
委 員	長 崎 県 市 長 会 会 長	鈴 木 史 朗
委 員	長 崎 県 町 村 会 会 長	吉 田 愼 一
委 員	長 崎 県 議 会 議 員	浅 田 ま す み
委 員	長 崎 県 警 察 本 部 長	遠 藤 顕 史
委 員	一 般 社 団 法 人 長 崎 県 建 築 士 会 顧 問	鉄 川 進
委 員	N T T 西 日 本 (株) 長 崎 支 店 長	山 下 諭
委 員	九 州 旅 客 鉄 道 (株) 執 行 役 員 長 崎 支 社 長	遠 藤 理 恵
委 員	日 本 放 送 協 会 長 崎 放 送 局 長	松 岡 大 介
委 員	公 益 財 団 法 人 長 崎 県 消 防 協 会 会 長	川 上 清 記
委 員	長 崎 大 学 大 学 院 工 学 研 究 科 准 教 授	鈴 木 誠 二
委 員	長 崎 県 交 通 安 全 母 の 会 連 合 会 会 長	森 智 子
委 員	公 益 社 団 法 人 長 崎 県 看 護 協 会 専 務 理 事	余 里 康 子
幹 事	長 崎 県 危 機 管 理 部 防 災 企 画 課 長	飛 永 琢 也
幹 事	長 崎 県 県 民 生 活 環 境 部 水 環 境 対 策 課 長	佐 藤 貞 夫
幹 事	長 崎 県 水 産 部 漁 港 漁 場 課 長	城 戸 学
幹 事	長 崎 県 農 林 部 農 村 整 備 課 長	吉 田 好 広
幹 事	長 崎 県 土 木 部 監 理 課 長	高 稲 稔 也
幹 事	長 崎 県 土 木 部 道 路 維 持 課 長	田 崎 智
幹 事	長 崎 県 土 木 部 港 湾 課 長	本 多 健 一
幹 事	長 崎 県 土 木 部 砂 防 課 長	田 中 良 一
幹 事	長 崎 県 土 木 部 河 川 課 長	小 川 秀 文

【国管理】重要水防箇所（河川）

◆重要水防箇所評定基準

種 別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返して生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返して生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

◆【国管理】重要水防箇所（河川）総括表

堤防	種別	重点区間	重要度A	重要度B	要注意区間 ※A、Bとの重複は除く	
	河川名					
	本明川	—	216m	2,458m	1,090m	
	半造川	671m	0m	3,367m	125m	
	福田川	—	236m	320m	—	
	計	671m	452m	6,145m	1,215m	
構造物	種別	(排・取)水門	橋 梁		堰	陸開門
	河川名	重要度A	重要度A	重要度B	重要度B	要注意区間
	本明川	—	—	7箇所	1箇所	28箇所
	半造川	1箇所	—	2箇所	—	—
	福田川	—	1箇所	1箇所	1箇所	—
	計	1箇所	1箇所	10箇所	2箇所	28箇所

1. A, B, 要注意, 重点区間 別に作成する。
2. 工作物及び陸開については箇所付けとし延長は考慮しない。また、工作物及び陸開については区間とは別に独立した箇所と考える。
3. 同一区間内に同じランクで複数の種別がある場合は[※①]のように記入し、その種別の優先順位は模式-5の①（高）→②（低）とする。
4. 複数の種別がある場合は、その種別構成が変化する毎に区間を設定する。
5. 堤防高（流下能力）の種別において重要水防箇所となる箇所は流下能力が不足する理由を備考欄に記入する。[※②]

重要水防箇所一覧表（重点区間）

本明川水系

番号	県名	河川名	地先名	左右岸 の区別	位置	延長(m)	備 考	水防工法
1	長崎県	半造川	諫早市川内町	右	1k500～1k700	209	越水B (水衝部であり、B区間の中でも水防上特に重要)	土のう積み
2	〃	〃	諫早市船越町	左	1k800～2k000	199	越水B (B区間の中でも水防上特に重要)	土のう積み
3	〃	〃	諫早市鷺崎町	右	2k600～2k900	263	越水B (B区間の中でも水防上特に重要)	土のう積み
計					3	671		
計		半造川		左岸	1	199		
				右岸	2	472		
合計				左岸	1	199		
				右岸	2	472		
					3	671		

1. A, B, 要注意, 重点区間 別に作成する。
2. 工作物及び陸開については箇所付けとし延長は考慮しない。また、工作物及び陸開については区間とは別に独立した箇所と考える。
3. 同一区間内に同じランクで複数の種別がある場合は[※①]のように記入し、その種別の優先順位は様式-5の①（高）→②（低）とする。
4. 複数の種別がある場合は、その種別構成が変化する毎に区間を設定する。
5. 堤防高（流下能力）の種別において重要水防箇所となる箇所は流下能力が不足する理由を備考欄に記入する。[※②]

重要水防箇所一覧表（A）

本明川水系

番号	県名	河川名	地先名	左右岸 の区別	位置	延長(m)	備 考	水防工法
1	長崎県	本明川	諫早市天満町	左	6k810～7k000	173	高さが小さく越水の恐れあり (越水A)	土のう積み
2	〃	〃	諫早市栄田町	右	6k950～7k000	43	高さが小さく越水の恐れあり (越水A)	土のう積み
3	〃	福田川	諫早市福田町	左	0k550～0k700	141	高さが小さく越水の恐れあり (越水A)	土のう積み
4	〃	〃	諫早市泉町	右	0k600～0k700	95	高さが小さく越水の恐れあり (越水A)	土のう積み
計					4	452		
計	本明川			左岸	1	173		
				右岸	1	43		
	半造川			左岸	0	0		
				右岸	0	0		
	福田川			左岸	1	141		
				右岸	1	95		
合計				左岸	2	314		
				右岸	2	138		
					4	452		

重要水防箇所一覧表（A） 工作物

本明川水系

番号	県名	河川名	地先名	左右岸 の区別	位置	備 考	水防工法
1	長崎県	半造川	諫早市幸町-川内町	—	0k980	半造伏越施設による空洞化の恐れあり	
2	〃	福田川	諫早市福田町	—	0k820	宮ノ前橋、桁下高不足	
計					2		
計	本明川			左岸	0		
				右岸	0		
	半造川			左岸	0.5		
				右岸	0.5		
	福田川			左岸	0.5		
				右岸	0.5		
合計				左岸	1.0		
				右岸	1.0		
					2		

1. A, B, 要注意, 重点区間 別に作成する。
2. 工作物及び陸開については箇所付けとし延長は考慮しない。また、工作物及び陸開については区間とは別に独立した箇所と考える。
3. 同一区間内に同じランクで複数の種別がある場合は[※①]のように記入し、その種別の優先順位は様式-5の①(高)→⑨(低)とする。
4. 複数の種別がある場合は、その種別構成が変化する毎に区間を設定する。
5. 堤防高(流下能力)の種別において重要水防箇所となる箇所は流下能力が不足する理由を備考欄に記入する。[※②]

重要水防箇所一覧表(B)

本明川水系

番号	県 名	河 川 名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	延長(m)	備 考	水防工法
1	長崎県	本明川	諫早市仲沖町	右	2k350～2k450	100	河積不足のため越水の恐れあり(越水B)	土のう積み
2	〃	〃	諫早市仲沖町～本町	右	4k350～4k500	150	河積不足のため越水の恐れあり(越水B)	土のう積み
3	〃	〃	諫早市八天町	左	4k350～4k500	150	河積不足のため越水の恐れあり(越水B)	土のう積み
4	〃	〃	諫早市城見町	左	4k650～4k900	277	河積不足のため越水の恐れあり(越水B)	土のう積み
5	〃	〃	諫早市高城町	右	4k650～4k800	158	河積不足のため越水の恐れあり(越水B)	土のう積み
6	〃	〃	諫早市天満町	左	5k050～5k800	737	河積不足のため越水の恐れあり(越水B)	土のう積み
7	〃	〃	諫早市高城町～永昌東町	右	5k250～5k800	527	河積不足のため越水の恐れあり(越水B)	土のう積み
8	〃	〃	諫早市永昌東町～栄田町	右	6k550～6k950	359	河積不足のため越水の恐れあり(越水B)	土のう積み
9	〃	半造川	諫早市船越町～西郷町	左	1k450～3k100	1,673	河積不足のため越水の恐れあり(越水B) 堤体から漏水が発生する恐れあり(堤体漏水B)	土のう積み シート張り
10	〃	半造川	諫早市長野町～小川町	右	1k450～3k100	1,694	河積不足のため越水の恐れあり(越水B)	土のう積み
11	〃	福田川	諫早市泉町	右	6k550～6k950	145	高さが小さく越水の恐れあり(越水B)	土のう積み
12	〃	〃	諫早市福田町	左	0k450～0k550	93	高さが小さく越水の恐れあり(越水B)	土のう積み
13	〃	〃	諫早市福田町	左	0k900～0k950	41	高さが小さく越水の恐れあり(越水B)	土のう積み
14	〃	〃	諫早市泉町	右	0k900～0k950	41	高さが小さく越水の恐れあり(越水B)	土のう積み
計					14	6,145		
計	本明川		左岸	3	1,164			
			右岸	5	1,294			
	半造川		左岸	1	1,673			
			右岸	1	1,694			
	福田川		左岸	2.0	134			
			右岸	2.0	186			
合計			左岸	6.0	2,971			
			右岸	8.0	3,174			
				14	6,145			

重要水防箇所一覧表(B) 工作物

本明川水系

番号	県 名	河 川 名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	備 考	水防工法
1	長崎県	本明川	諫早市八天町	—	4k230	諫早橋	
2	〃	〃	諫早市八天町	—	4k340	新 橋	
3	〃	〃	諫早市八天町	—	4k490	眼鏡橋	
4	〃	〃	諫早市城見町	—	4k610	高城橋	
5	〃	〃	諫早市城見町	—	5k010	公園橋	
6	〃	〃	諫早市天満町	—	5k640	四面橋	
7	〃	〃	諫早市天満町	—	6k010	裏山橋	
8	〃	半造川	諫早市幸町	—	1k430	半造橋	
9	〃	〃	諫早市幸町	—	1k520	島原鉄道橋	
10	〃	福田川	諫早市福田町	—	0k530	福田橋	
11	〃	本明川	諫早市天満町	—	5k080	公園堰	
12	〃	福田川	諫早市福田町	—	0k500	福田堰	
計					12		
計	本明川			左岸	4		
				右岸	4		
	半造川			左岸	1.0		
				右岸	1.0		
	福田川			左岸	1.0		
				右岸	1.0		
合計				左岸	6.0		
				右岸	6.0		
				12			

1. A, B, 要注意, 重点区間 別に作成する。
2. 工作物及び陸開については箇所付けとし延長は考慮しない。また、工作物及び陸開については区間とは別に独立した箇所と考える。
3. 同一区間に同じランクで複数の種別がある場合は[※①]のように記入し、その種別の優先順位は様式-5の①（高）→②（低）とする。
4. 複数の種別がある場合は、その種別構成が変化する毎に区間を設定する。

重要水防箇所一覧表（要注意）

本明川水系

番号	県 名	河 川 名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	延長(m)	備 考	水防工法		
1	長崎県	本明川	諫早市小豆崎町	左	2k400～2k800	410	旧川跡	土のう積み		
2	〃	〃	諫早市福田町	左	3k200～3k400	207	旧川跡	土のう積み		
3	〃	〃	諫早市福田町	左	3k400～3k500	138	旧川跡	土のう積み		
4	〃	〃	諫早市八天町	左	4k400～4k600	188	旧眼鏡橋付近破堤履歴(改善済み)	土のう積み		
5	〃	〃	諫早市高城町	右	4k600～4k800	206	高城橋付近破堤履歴(改善済み、B区間重複)	土のう積み		
6	〃	〃	諫早市天満町	左	5k600～5k800	204	四面橋付近破堤履歴(改善済み、B区間重複)	土のう積み		
7	〃	〃	諫早市永昌東町	右	6k200～6k400	193	上宇戸橋上流破堤履歴(改善済み)	土のう積み		
8	長崎県	半造川	諫早市川内町	右	1k375～1k507	132	新堤防(R04.3築堤)	土のう積み		
9	〃	〃	諫早市船越町	左	1k400～1k600	200	新堤防(R05.3築堤、B区間重複)	土のう積み		
10	〃	〃	諫早市船越町	左	1k600～1k800	200	新堤防(R05.3築堤、B区間重複)	土のう積み		
11	〃	〃	諫早市鷺崎町	右	1k650～1k825	175	新堤防(R03.3築堤、B区間重複)	土のう積み		
12	〃	〃	諫早市鷺崎町	右	1k825～2k000	175	新堤防(R03.3築堤、B区間重複)	土のう積み		
計					12	2,428				
計	本明川			左岸	5	1,147				
				右岸	2	399				
	半造川			左岸	2	400				
				右岸	3	482				
合計				左岸	7.0	1,547				
				右岸	5.0	881				
					12	2,428				

重要水防箇所一覧表（要注意） 工作物

本明川水系

番号	県 名	河 川 名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	備 考	水防工法
1	長崎県	本明川	諫早市仲沖町	右	3k900	旭町第2陸開	
2	〃	〃	諫早市旭町	右	3k960	旭町第3陸開	
3	〃	〃	諫早市旭町	右	4k000	旭町第4陸開	
4	〃	〃	諫早市八天町	左	4k070	八天第1陸開	
5	〃	〃	諫早市八天町	左	4k170	八天第2陸開	
6	〃	〃	諫早市本町	右	4k265	本町第6陸開	
7	〃	〃	諫早市八天町	左	4k290	八天第3陸開	
8	〃	〃	諫早市八天町	左	4k385	八天第4陸開	
9	〃	〃	諫早市高城町	右	4k450	本町第7陸開	
10	〃	〃	諫早市高城町	右	4k500	高城第8陸開	
11	〃	〃	諫早市八天町	左	4k505	輪内名第5陸開	
12	〃	〃	諫早市城見町	左	4k660	輪内名第6陸開	
13	〃	〃	諫早市高城町	右	4k700	高城第9陸開	
14	〃	〃	諫早市城見町	左	4k740	輪内名第7陸開	
15	〃	〃	諫早市城見町	左	4k790	輪内名第8陸開	
16	〃	〃	諫早市城見町	左	4k840	輪内名第9陸開	
17	〃	〃	諫早市城見町	左	4k920	輪内名第10陸開	
18	〃	〃	諫早市城見町	左	5k070	輪内名第11陸開	
19	〃	〃	諫早市高城町	右	5k080	原口第10陸開	
20	〃	〃	諫早市宇都町	右	5k250	宇都第11陸開	
21	〃	〃	諫早市天満町	左	5k315	天満第12陸開	
22	〃	〃	諫早市天満町	左	5k550	天満第13陸開	
23	〃	〃	諫早市宇都町	右	5k562	宇都第12陸開	
24	〃	〃	諫早市宇都町	右	5k571	宇都第13陸開	
25	〃	〃	諫早市永昌東町	右	5k705	永昌第14陸開	
26	〃	〃	諫早市天満町	左	5k750	天満第14陸開	
27	〃	〃	諫早市天満町	左	5k890	天満第15陸開	
28	〃	〃	諫早市永昌東町	右	6k230	永昌第15陸開	
計					28		
計		本明川		左岸	15.0		
				右岸	13.0		
合計				左岸	15.0		
				右岸	13.0		
					28		

以下にあげる条件が該当するものを重要水防構造物とする。

1. 橋梁

- ① 河積阻害（上下流の一連の流下能力の60％程度以下）で著しく流下能力が低いもの
- ② スパン長が短く（基準径間長の50％程度以下のもの）河積を阻害しているもの
- ③ 河床低下等の原因から基盤が露出し下部工等の安全性が低下しているもの
- ④ 桁下高が低い（上下流の堤防高に比べ70％程度以下）もの
- ⑤ 圧密沈下等により堤防と橋台の間にクラック又は隙間が生じており著しく危険な状態となっているもの
- ⑥ 老朽化で洪水による流出の恐れがあるもの
- ⑦ その他

2. 堰

- ① 河積阻害（上下流の一連の流下能力の60％程度以下）で著しく流下能力が低いもの
- ② スパン長が短く（基準径間長の50％程度以下のもの）河積を阻害しているもの
- ③ 引き上げゲートで老朽化等により十分なゲート操作ができないもの
- ④ 転倒堰で老朽化により転倒能力が低下しているもの又は過去に転倒しなかった実績を持つ堰
- ⑤ その他

3. 樋管（全面改築、部分改築、撤去の計画のあるもの）

- ① 管理橋、門扉等付属施設の不備なもの
- ② 圧密沈下により空洞化しているもの
- ③ 老朽化により樋管本体の破損、欠損しているもの
- ④ 樋管位置の浸透路長の不足しているもの
- ⑤ その他

4. その他

重要水防構造物として考えられるもの

「出水期前の許可工作物の点検及び河川管理上著しく支障となっている工作物の改善指導について」平成5年4月1日 河川管理課長連絡
「河川工作物に係る指導にについて」平成2年8月29日 治水課課長補佐連絡

重要水防構造物一覧表

本明川水系

水系名	河川名	構造物名	距離標	左右岸の区別	備 考	管 理 所
本明川	福田川	福田第2樋管	0/530	左	手動操作を行う場合の速やかなゲート効果の確保	長崎河川国道事務所
本明川	福田川	泉町第3樋管	0/935	右	手動操作を行う場合の速やかなゲート効果の確保	長崎河川国道事務所

【県管理】重要水防箇所（河川）

一級河川指定区間・二級河川	採 択 基 準	
	1 計画高水規模の洪水の水位が現況の堤防を越える箇所 2 堤防箇所では基礎地盤の軟弱による法面崩壊や急激な沈下等により決壊する危険が予想されるもの 3 水衝部であって洪水時に急激に基礎部が洗掘され、崩壊する危険が予想されるもの 4 背後地に市街部（家屋隣接及び商工業地等）があり被害が予想される箇所 5 背後地に公共施設（鉄道や主要道路等）があり被害が予想される箇所 6 背後地に避難箇所や要配慮者施設があり被害が予想される箇所 7 出水期間中に堤防を掘削する工事箇所又は仮締め切り等により本堤に影響を及ぼす箇所	
	重 要 度	
	重要水防区域 A （水防上最も重要な区間）	未改修区間で堤防又は水衝部があり、背後地に主要道路、避難箇所等の重要な施設がある箇所、1/30規模改修区間で背後地が市街部でかつ主要道路、避難箇所等の重要な施設がある箇所等
	重要水防区域 B （水防上重要な区間）	未改修区間で背後地が市街部、または、主要道路、避難箇所等の重要な施設がある箇所、1/30改修区間で堤防や水衝部があり背後地に一般市道等がある箇所等
	重要水防区域 C （要注意区間）	未改修区間で背後地に一般市道等がある箇所、1/50改修区間で背後地に市街部、または、主要道路、避難箇所等の重要な施設がある箇所、1/30改修区間で背後地に一般市道等がある箇所等

【市町管理】重要水防箇所（河川）

準用河川・普通河川	採 択 基 準	
	1 既往水害で被災した未復旧の箇所。 2 未改修河川で過去に越水、浸食した箇所。 3 既設堤防護岸が低く時間雨量60mm程度で浸水、越水の予想される箇所。 4 土石流の顕著な河川で河床埋没のため、破壊要素の強い箇所。 5 水衝部であって洪水時急激に基礎部が洗掘され、破壊崩壊要素の強い箇所。 6 河川沿いの重要道路が被災すれば交通上重大な支障をもたらすことが予想される箇所。 7 改修済であるが、異常埋塞等により甚だしく河積が縮小されている箇所又は、宅地開発等により状況変化の著しい箇所。	

◆[県管理]重要水防箇所(河川)総括表

管理	種 別	重要水防区域A			重要水防区域B			重要水防区域C			合計	
		右岸	左岸	計	右岸	左岸	計	右岸	左岸	計		
長崎振興局	一級河川指定区間			0			0			0	0	0河川
	二級河川	43,570	36,316	79,886	17,811	22,322	40,133	33,719	39,181	72,900	192,919	51河川
	準用河川			0			0	14,795	14,795	29,590	29,590	26河川
	その他の河川			0			0	51,580	51,580	103,160	103,160	109河川
県央振興局	一級河川指定区間	5,700	3,200	8,900	11,200	12,400	23,600	35,247	36,047	71,294	103,794	28河川
	二級河川	12,154	19,354	31,508	18,503	13,097	31,600	49,968	46,274	96,242	159,350	31河川
	準用河川			0			0	4,800	4,800	9,600	9,600	2河川
	その他の河川			0			0			0	0	0河川
島原振興局	一級河川指定区間	2,400	1,400	3,800	3,200	1,500	4,700	14,449	13,843	28,292	36,792	8河川
	二級河川	6,260	7,393	13,653	17,743	15,881	33,624	111,444	112,263	223,707	270,984	57河川
	準用河川			0			0	13,000	13,000	26,000	26,000	7河川
	その他の河川			0			0	22,401	22,416	44,817	44,817	21河川
県北振興局	一級河川指定区間			0			0			0	0	0河川
	二級河川	47,156	41,797	88,953	42,648	58,453	101,101	100,681	90,579	191,260	381,314	67河川
	準用河川			0			0	8,739	8,739	17,478	17,478	10河川
	その他の河川			0			0	17,410	17,410	34,820	34,820	32河川
維持管理事務所 田平土木	一級河川指定区間			0			0			0	0	0河川
	二級河川	2,380	4,380	6,760	15,302	12,229	27,531	37,837	40,130	77,967	112,258	25河川
	準用河川			0			0			0	0	0河川
	その他の河川			0			0			0	0	0河川
維持管理事務所 大瀬戸土木	一級河川指定区間			0			0			0	0	0河川
	二級河川	1,000	700	1,700	7,362	3,962	11,324	27,768	31,468	59,236	72,260	15河川
	準用河川			0			0	440	440	880	880	1河川
	その他の河川			0			0			0	0	0河川
五島振興局	一級河川指定区間			0			0			0	0	0河川
	二級河川	2,100	1,800	3,900	17,856	13,756	31,612	45,021	49,621	94,642	130,154	23河川
	準用河川			0			0	770	770	1,540	1,540	1河川
	その他の河川			0			0	550	550	1,100	1,100	1河川
上五島支所	一級河川指定区間			0			0			0	0	0河川
	二級河川	200	0	200	2,300	1,600	3,900	13,372	13,996	27,368	31,468	9河川
	準用河川			0			0			0	0	0河川
	その他の河川			0			0	5,790	5,740	11,530	11,530	13河川
杵岐振興局	一級河川指定区間			0			0			0	0	0河川
	二級河川	900	500	1,400	1,400	4,900	6,300	30,279	26,357	56,636	64,336	16河川
	準用河川			0			0	1,599	1,599	3,198	3,198	1河川
	その他の河川			0			0			0	0	0河川
対馬振興局	一級河川指定区間			0			0			0	0	0河川
	二級河川	21,176	15,533	36,709	20,826	19,684	40,510	65,163	73,628	138,791	216,010	45河川
	準用河川			0			0			0	0	0河川
	その他の河川			0			0			0	0	0河川

二級河川

長崎振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法	
					市郡	町村	位置				
1	長崎市	浦上川	浦上川	右 左	7500 5800	長崎市 長崎市	川平町 大手1丁目	河口より日鏡橋上流50m 河口よりせせらぎ橋	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	長崎市	浦上川	浦上川	右 左	800 2200	長崎市 長崎市	川平町 川平町	日鏡橋上流50mより千茶ノ木橋上流50m せせらぎ橋より広瀬橋上流200m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	長崎市	浦上川	浦上川	右 左	1100 700	長崎市 長崎市	川平町 川平町	千茶ノ木橋上流50mより井手口橋上流50m 広瀬橋上流上流200mより川平橋下流200m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	長崎市	浦上川	浦上川	右 左	400	長崎市	川平町	川平橋下流200mより川平橋上流200m	A	溢水、決壊	積土のう工
	長崎市	浦上川	浦上川	右 左	300	長崎市	川平町	川平橋上流200mより井手口橋上流50m	C	溢水、決壊	積土のう工
2	長崎市	浦上川	城山川	右 左	966 500	長崎市 長崎市	花園町 若竹町	浦上川合流点より上流端 浦上川合流点より大竹橋	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	長崎市	浦上川	城山川	右 左	466	長崎市	花園町	大竹橋より上流端	B	溢水、決壊	積土のう工
3	長崎市	浦上川	大井手川	右 左	1500 1500	長崎市 長崎市	葉山町 滑石1丁目	浦上水源地上流端より岩崎橋 浦上水源地上流端より岩崎橋	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	4	長崎市	浦上川	三川川	右 左	1600 800	長崎市 長崎市	三川町 三川町	浦上川合流点より陸橋 浦上川合流点より朝日橋上流100m	B	溢水、決壊 溢水、決壊
長崎市		浦上川	三川川	右 左	400 300	長崎市 長崎市	三川町 三川町	陸橋より清観橋下流50m 朝日橋上流100mより6号橋上流200m	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	長崎市	浦上川	三川川	右 左	300 1200	長崎市 長崎市	三川町 三川町	清観橋下流50mより観音橋 6号橋上流200mより観音橋	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	長崎市	浦上川	三川川	右 左	587 587	長崎市 長崎市	三川町 三川町	観音橋より上流端 観音橋より上流端	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
5	長崎市	中島川	中島川	右 左	3000 2500	長崎市 長崎市	中川2丁目 伊良林1丁目	河口より一瀬橋 河口より八幡橋下流50m	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	長崎市	中島川	中島川	右 左	500 1000	長崎市 長崎市	本河内3丁目 本河内2丁目	一瀬橋より本河内低部ダム 八幡橋下流50mより本河内低部ダム	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
6	長崎市	中島川	西山川	右 左	2200 2200	長崎市 長崎市	西山4丁目 片瀬5丁目	中島川合流点より西山ダム 中島川合流点より西山ダム	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	7	長崎市	八郎川	八郎川	右 左	5600 2800	長崎市 長崎市	田中町 田中町	河口より都通川橋下流20m 河口より坂田瀬橋下流125m	A	溢水、決壊 溢水、決壊
長崎市		八郎川	八郎川	右 左	500 300	長崎市 長崎市	田中町 田中町	都通川橋下流20mより18号橋上流50m 河口より都通川橋下流20m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	長崎市	八郎川	八郎川	右 左	3000	長崎市	田中町	坂田瀬橋下流125mより17号橋下流20m	B	溢水、決壊	積土のう工
8	長崎市	八郎川	現川川	右 左	1200 1200	長崎市 長崎市	平間町 平間町	八郎川合流点より亀鶴橋下流30m 八郎川合流点より亀鶴橋下流30m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	9	長崎市	八郎川	正念川	右 左	1812	長崎市	古賀町	八郎川合流点より上流端	A	溢水、決壊
長崎市		八郎川	正念川	右 左	1400	長崎市	古賀町	八郎川合流点より12号橋下流110m	C	溢水、決壊	積土のう工
	長崎市	八郎川	正念川	右 左	412	長崎市	古賀町	12号橋下流110mより上流端	B	溢水、決壊	積土のう工
10	長崎市	八郎川	中尾川	右 左	400	長崎市	田中町	河口より太田橋上流25m	A	溢水	積土のう工
	長崎市	八郎川	中尾川	右 左	1200 800	長崎市 長崎市	田中町 田中町	河口より築地橋 太田橋上流25mより築地橋	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	長崎市	八郎川	中尾川	右 左	300 300	長崎市 長崎市	田中町 田中町	築地橋より中尾ダム 築地橋より中尾ダム	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	11	長崎市	八郎川	間の瀬川	右 左	300 300	長崎市 長崎市	松原町 松原町	八郎川合流点より間の瀬橋上流35m 八郎川合流点より間の瀬橋上流35m	A	溢水、決壊 溢水、決壊
長崎市		八郎川	間の瀬川	右 左	400 2000	長崎市 長崎市	松原町 松原町	間の瀬橋上流35mよりJR松原橋下流90m 間の瀬橋上流35mより滝の瀬橋上流50m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	長崎市	八郎川	間の瀬川	右 左	1600	長崎市	松原町	JR松原橋下流90mより滝の瀬橋上流50m	C	溢水、決壊	積土のう工
12	長崎市	八郎川	千間田川	右 左	200 200	長崎市 長崎市	平間町 平間町	八郎川合流点より3号橋 八郎川合流点より3号橋	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	長崎市	八郎川	千間田川	右 左	300	長崎市	平間町	3号橋より6号橋上流50m	B	溢水、決壊	積土のう工
	長崎市	八郎川	千間田川	右 左	300	長崎市	平間町	3号橋より6号橋上流50m	C	溢水、決壊	積土のう工
13	長崎市	八郎川	松原川	右 左	200 200	長崎市 長崎市	松原町 松原町	河口より松雀橋 河口より松雀橋	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	長崎市	八郎川	松原川	右 左	300 300	長崎市 長崎市	松原町 松原町	松雀橋より松雀橋上流300m 松雀橋より松雀橋上流300m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
14	長崎市	八郎川	平古場川	右 左	500	長崎市	中里町	河口より金山橋上流100m	A	溢水、決壊	積土のう工
	長崎市	八郎川	平古場川	右 左	1010 1300	長崎市 長崎市	中里町 中里町	金山橋上流100mより中野橋上流200m 河口より中野橋	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
15	長崎市	八郎川	清水川	右 左	208 208	長崎市 長崎市	東町 東町	河口より清藤橋上流120m 河口より清藤橋上流120m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工

二級河川

長崎振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法	
					市郡	町村	位置				
16	長崎市	日見川	日見川	右 左	800 1000	長崎市 長崎市	界1丁目 宿町	河口より祇園橋下流80m 河口よりやすらぎ橋下流60m	A	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のうえ 積土のうえ
	長崎市	日見川	日見川	右 左	946 746	長崎市 長崎市	界1丁目 芒塚町	祇園橋下流80mより馬川橋 やすらぎ橋下流60mより馬川橋	B	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のうえ 積土のうえ
17	長崎市	若菜川	若菜川	右 左	1200 800	長崎市 長崎市	茂木町 茂木町	河口より大川橋下流40m 河口より南川橋上流250m	A	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のうえ 積土のうえ
	長崎市	若菜川	若菜川	右 左	300 400	長崎市 長崎市	茂木町 茂木町	大川橋下流40mより大川橋上流260m 南川橋上流250mより大川橋下流40m	B	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のうえ 積土のうえ
	長崎市	若菜川	若菜川	右 左	400	長崎市	茂木町	大川橋下流40mより大川橋上流360m	C	洪水、決壊	積土のうえ
18	長崎市	若菜川	川平川	右 左	284	長崎市	茂木町	若菜川合流点より上流端	C	洪水、決壊	積土のうえ
19	長崎市	小江川	小江川	右 左	200 400	長崎市 長崎市	小江町 小江町	河口より新小江橋上流60m 河口より新小江橋上流260m	A	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のうえ 積土のうえ
	長崎市	小江川	小江川	右 左	500	長崎市	小江町	新小江橋上流60mよりかきげ橋下流30m	B	洪水、決壊	積土のうえ
	長崎市	小江川	小江川	右 左	1297 1597	長崎市 長崎市	小江町 小江町	かきげ橋下流30mより8号橋上流30m 新小江橋上流260mより8号橋上流30m	C	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のうえ 積土のうえ
20	長崎市	戸石川	戸石川	右 左	897 897	長崎市 長崎市	戸石町 戸石町	河口より戸石橋 河口より戸石橋	A	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のうえ 積土のうえ
21	長崎市	手熊川	手熊川	右 左	700 600	長崎市 長崎市	手熊町 柿泊町	河口より川之神橋上流340m 河口より川之神橋上流240m	A	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のうえ 積土のうえ
	長崎市	手熊川	手熊川	右 左	464 564	長崎市 長崎市	上浦町 上浦町	川之神橋上流340mより上浦橋 川之神橋上流240mより上浦橋	C	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のうえ 積土のうえ
22	長崎市	大浦川	大浦川	右 左	317 317	長崎市 長崎市	大浜町 大浜町	河口より林橋 河口より林橋	A	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のうえ 積土のうえ
23	長崎市	式見川	式見川	右 左	600 700	長崎市 長崎市	牧野町 向町	仙舞橋上流250mより畝方洲橋上流30m 河口より仙舞橋上流250m	B	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のうえ 積土のうえ
	長崎市	式見川	式見川	右 左	700 600	長崎市 長崎市	牧野町 向町	河口より仙舞橋上流250m 仙舞橋上流250mより畝方洲橋上流30m	C	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のうえ 積土のうえ
24	長崎市	江川川	江川川	右 左	2650 2650	長崎市 長崎市	竿浦町 竿浦町	河口より高野原橋上流600m 河口より高野原橋上流600m	A	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のうえ 積土のうえ
25	長崎市	江川川	落矢川	右 左	700 700	長崎市 長崎市	江川町 江川町	河口より落矢ダム 河口より落矢ダム	A	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のうえ 積土のうえ
26	長崎市	鹿尾川	鹿尾川	右 左	700	長崎市	三和町	河口より互助乃橋下流100m	A	洪水、決壊	積土のうえ
	長崎市	鹿尾川	鹿尾川	右 左	1300 600	長崎市 長崎市	三和町 三和町	河口より三和橋上流50m 互助乃橋下流100mより三和橋上流50m	B	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のうえ 積土のうえ
	長崎市	鹿尾川	鹿尾川	右 左	1000 1000	長崎市 長崎市	古道町 鹿尾町	三和橋上流50mより極楽橋上流80m 三和橋上流50mより極楽橋上流80m	C	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のうえ 積土のうえ
	長崎市	鹿尾川	鹿尾川	右 左	2000 2000	長崎市 長崎市	土戸町4丁目 土戸町4丁目	鹿尾ダム上流1400mより小ヶ倉ダム下流200m 鹿尾ダム上流1400mより小ヶ倉ダム下流200m	A	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のうえ 積土のうえ
27	長崎市	千々川	千々川	右 左	643 643	長崎市 長崎市	千々町 千々町	河口より千々橋上流200m 河口より千々橋上流200m	C	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のうえ 積土のうえ
28	長崎市	多以良川	多以良川	右 左	900 2300	長崎市 長崎市	多以良町 多以良町	河口より新吉原橋下流450m 河口より多以良元橋上流320m	C	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のうえ 積土のうえ
	長崎市	多以良川	多以良川	右 左	1800	長崎市	多以良町	新吉原橋下流450mより第一多以良橋上流20m	A	洪水、決壊	積土のうえ
29	長崎市	多以良川	二股川	右 左	100 100	長崎市 長崎市	多以良町 多以良町	多以良川合流点より2号橋 多以良川合流点より2号橋	C	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のうえ 積土のうえ
30	長崎市	三重川	三重川	右 左	600	長崎市	三重町	河口より橋本橋	A	洪水、決壊	積土のうえ
	長崎市	三重川	三重川	右 左	633 600	長崎市 長崎市	三重町 三京町	橋本橋より6号橋 河口より橋本橋	B	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のうえ 積土のうえ
	長崎市	三重川	三重川	右 左	633	長崎市	松崎町	橋本橋より6号橋	C	洪水、決壊	積土のうえ
31	長崎市	黒浜川	黒浜川	右 左	300	長崎市	黒浜町	河口より二番田橋上流30m	B	洪水、決壊	積土のうえ
	長崎市	黒浜川	黒浜川	右 左	700	長崎市	黒浜町	河口より黒浜ダム	C	洪水、決壊	積土のうえ
32	長崎市	江川	江川	右 左	800 1000	長崎市 長崎市	高浜町 高浜町	八幡橋上流120mより瑞穂橋上流400m 河口より瑞穂橋上流300m	B	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のうえ 積土のうえ
	長崎市	江川	江川	右 左	100	長崎市	高浜町	瑞穂橋上流300mより瑞穂橋上流400m	A	洪水、決壊	積土のうえ
	長崎市	江川	江川	右 左	300 300	長崎市 長崎市	高浜町 高浜町	瑞穂橋上流400mより高浜ダム 瑞穂橋上流400mより高浜ダム	C	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のうえ 積土のうえ
33	長崎市	大川	大川	右 左	300	長崎市	為石町	河口より為石橋	B	洪水、決壊	積土のうえ
	長崎市	大川	大川	右 左	500 2300	長崎市 長崎市	為石町 布巻町	河口より橋口橋上流70m 為石橋より上流端	C	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のうえ 積土のうえ
	長崎市	大川	大川	右 左	400	長崎市	為石町	橋口橋上流70mより田張橋下流210m	B	洪水、決壊	積土のうえ

二級河川

長崎振興局管内

番号	水防管理 団体名	水 系 名	河 川 名	延長(m)	重 要 水 防 区 域			重要度	予想される事態	水防工法	
					市 郡	町 村	位 置				
33	長崎市	大川	大川	右 左	1100	長崎市	布巻町	田張橋下流210mより土井橋上流150m	C	溢水、決壊	積土のう工
34	長崎市	宮崎川	宮崎川	右 左	1400 1400	長崎市 長崎市	布巻町 布巻町	河口より丸ヶ倉橋 河口より丸ヶ倉橋	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
35	長崎市	蚊焼大川	蚊焼大川	右 左	200 400	長崎市 長崎市	蚊焼町 蚊焼町	河口より浜津橋上流50m 河口より浜津橋上流200m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	長崎市	蚊焼大川	蚊焼大川	右 左	300	長崎市	蚊焼町	浜津橋上流50mより浜津橋上流350m	A	溢水、決壊	積土のう工
	長崎市	蚊焼大川	蚊焼大川	右 左	600	長崎市	蚊焼町	浜津橋上流200mより上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
	長崎市	蚊焼大川	蚊焼大川	右 左	500	長崎市	蚊焼町	浜津橋上流350mより上流端	B	溢水、決壊	積土のう工
36	長崎市	神浦川	神浦川	右 左	1200 1500	長崎市 長崎市	外海町 外海町	歩道橋(町道中島線)より2号堰 神浦橋下流80mより2号堰	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
37	長崎市	神浦川	鶴山谷川	右 左	400 400	長崎市 長崎市	外海町 外海町	神浦川合流点より上流端 神浦川合流点より上流端	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
38	長崎市	出津川	出津川	右 左	1300 2100	長崎市 長崎市	西出津町 新牧野町	河口より安寧橋上流140m 河口より渡瀬橋下流200m	C	溢水 溢水	積土のう工 積土のう工
	長崎市	出津川	出津川	右	400	長崎市	西出津町	安寧橋上流140mより野道橋上流150m	B	溢水	積土のう工
	長崎市	出津川	出津川	右	400	長崎市	新牧野町	野道橋上流150mより渡瀬橋下流200m	C	溢水	積土のう工
39	長崎市	黒崎川	黒崎川	右 左	900 900	長崎市 長崎市	上黒崎町 下黒崎町	河口より湯の花橋上流400m 河口より湯の花橋上流400m	C	溢水 溢水	積土のう工 積土のう工
40	長崎市	川下川	川下川	右 左	240 240	長崎市 長崎市	永田町 永田町	国道202号交差部より上流240m 国道202号交差部より上流240m	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
41	長崎市	大江川	大江川(1/2)	右 左	1400 1400	長崎市 長崎市	琴海形上町 琴海大平町	河口より6号橋上流280m 河口より6号橋上流280m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
42	長崎市	戸根川	戸根川	右 左	2929 2929	長崎市 長崎市	琴海戸根町 琴海戸根町	河口より5号橋上流50m 河口より5号橋上流50m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
43	長崎市	手崎川	手崎川	右 左	2300 2300	長崎市 長崎市	長浦町 長浦町	河口より手崎川砂防堰堤 河口より手崎川砂防堰堤	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
44	長崎市	西海川	西海川	右 左	2600 3313	長崎市 長崎市	西海町 西海町	河口より大正橋上流50m 河口より平床橋下流200m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
45	長崎市	西海川	谷口川	右 左	1808 1808	長崎市 長崎市	西海町 西海町	西海川合流点より九十九橋上流180m 西海川合流点より九十九橋上流180m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
46	長崎市	村松川	村松川	右 左	300 1300	長崎市 長崎市	琴海村松町 琴海村松町	河口より小島橋上流40m 河口より平野橋上流400m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
47	長与町	長与川	長与川	右 左	3100	西彼杵郡	長与町	河口より浦上口橋上流30m	A	溢水、決壊	積土のう工
	長与町	長与川	長与川	右 左	3100 2500	西彼杵郡 西彼杵郡	長与町 長与町	浦上口橋上流30mより横道橋 河口より長与中央橋下流140m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	長与町	長与川	長与川	右 左	1400	西彼杵郡	長与町	長与中央橋下流140mより千石淵橋	A	溢水、決壊	積土のう工
	長与町	長与川	長与川	右 左	700	西彼杵郡	長与町	千石淵橋より三根橋上流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
	長与町	長与川	長与川	右 左	1600 3200	西彼杵郡 西彼杵郡	長与町 長与町	横道橋より長与ダム 三根橋上流100mより長与ダム	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
48	長与町	長与川	高田川	右 左	2200 2100	西彼杵郡 西彼杵郡	長与町 長与町	長与川合流点より22号橋上流100m 長与川合流点より22号橋	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	長与町	長与川	高田川	右 左	300	西彼杵郡	長与町	22号橋上流100mより元木橋上流280m	B	溢水、決壊	積土のう工
	長与町	長与川	高田川	右 左	400	西彼杵郡 西彼杵郡	長与町 長与町	22号橋より元木橋上流280m	C	溢水、決壊	積土のう工
49	長与町	長与川	南田川内川	右 左	800 800	西彼杵郡 西彼杵郡	長与町 長与町	長与川合流点より中尾橋上流560m 長与川合流点より中尾橋上流560m	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	長与町	長与川	南田川内川	右 左	707 707	西彼杵郡 西彼杵郡	長与町 長与町	中尾橋上流560mより上流端 中尾橋上流560mより上流端	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
50	時津町	時津川	時津川	右 左	2700 2700	西彼杵郡 西彼杵郡	時津町 時津町	河口より打坂橋上流390m 河口より打坂橋上流390m	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	時津町	時津川	時津川	右 左	802 802	長崎市 長崎市	横尾三丁目 横尾三丁目	打坂橋上流390mより横尾橋上流50m 打坂橋上流390mより横尾橋上流50m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
51	時津町	子々川川	子々川川	右 左	200 400	西彼杵郡 西彼杵郡	時津町 時津町	子々川橋下流70mより子々川橋上流130m 子々川橋下流70mより子々川橋上流330m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
合 計	二級河川	51河川	右 左	95,100 97,819	合 計	192,919m					

準用河川・その他河川

長崎振興局管内

番号	水防管理団体名	水系名	河川名		重要水防区域			予想される事態	対策水防工法	予想される被害状況: A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m			区分	
					区	域	延長(m)							
1	長崎市	江川	大野川	右	高浜町字南毛首489番地先	～ 江川合流点	720	溢水	積土のう工	A	43	B	2.2	準用
				左	高浜町字松山491番のハ地先	～ 江川合流点	720	決壊		C	450		河川	
2	長崎市	江川	田郷川	右	高浜町字曾段田2078番地先	～ 大野川合流点	520	溢水	積土のう工	A	10	B	0.4	準用
				左	高浜町字東長野1978番地先	～ 大野川合流点	520	決壊		C	310		河川	
3	長崎市	浜田川	浜田川	右	高浜町字下拂4641番地先	～ 海	450	溢水	積土のう工	A	19	B	1.2	準用
				左	高浜町字下拂4636番地先	～ 海	450	決壊		C	370		河川	
4	長崎市	深浦川	深浦川	右	野母町字山ノ神下299番地先	～ 海	560	溢水	積土のう工	A	43	B	0.2	準用
				左	野母町字香仏194番地先	～ 海	560			C	200		河川	
5	長崎市	水ノ浦川	水ノ浦川	右	野母崎樟島町字岩瀬戸1518番3地先	～ 野母崎樟島町字西浜浦1095番3地先	270	溢水	積土のう工	A	42	B		準用
				左	野母崎樟島町字岩瀬戸1526番6地先	～ 野母崎樟島町字水ノ浦1640番6地先	270	決壊		C	550		河川	
6	長崎市	蚊焼大川	宮川	右	蚊焼町字庚申ノ元1960番5地先	～ 蚊焼町字庚申ノ元1974番2地先	160	溢水	積土のう工	A	11	B	0.2	準用
				左	蚊焼町字庚申ノ元1981番2地先	～ 蚊焼町字庚申ノ元1975番1地先	160	決壊		C	50		河川	
7	長崎市	四戸ノ川	四戸ノ川	右	琴海形上町1740地先	～ 琴海形上町1743-1地先	320	溢水	積土のう工	A		B	1.3	準用
				左	琴海形上町2122地先	～ 琴海形上町1776-1地先	320			C	100		河川	
8	長崎市	大川	久良川	右	布巻町1395-2	～ 布巻町1237-4	140	溢水	積土のう工	A		B	0.1	準用
				左	布巻町1393-2	～ 布巻町1489-3	140			C			河川	
9	長崎市	宮崎川	小崎川	右	川原町1477-3	～ 川原町2211-2	390	溢水	積土のう工	A		B	0.45	準用
				左	川原町2146-1	～ 川原町2245-2	390			C	780		河川	
10	長崎市	金取川	金取川	右	宮崎町1769-1	～ 宮崎町1809-1	60	溢水	積土のう工	A		B	0.1	準用
				左	宮崎町1769-7	～ 宮崎町1767	60			C			河川	
11	長崎市	川原古川	川原古川	右	川原町1981-8	～ 川原町1981-7	50	溢水	積土のう工	A		B		準用
				左	川原町348-1	～ 川原町346-2	50	決壊		C	50		河川	
12	長崎市	松尾川	松尾川	右	脇岬町635-2	～ 脇岬町695-3	80	溢水	積土のう工	A		B	0.6	準用
				左	脇岬町632-6	～ 脇岬町692-10	80	決壊		C			河川	
13	時津町	久留里川	久留里川	右	久留里郷字長塚	～ 字岩本	875	溢水	積土のう工	A	4	B	0.5	準用
				左	久留里郷字ウグメノ尾	～ 字岩本	875	決壊		C	20		河川	
14	長与町	長与川	平木場川	右	長与町平木場郷1570番地先	～ 長与川合流点	1,800	溢水	積土のう工	A	30	B	100	準用
				左	長与町平木場郷1411番地先	～ 長与川合流点	1,800	決壊		C	4		河川	
15	長与町	長与川	藤ノ棟川	右	長与町三根郷1156番地先	～ 平木場川合流点	1,000	溢水	積土のう工	A	5	B	1	準用
				左	長与町三根郷1046番地先	～ 平木場川合流点	1,000	決壊		C	100		河川	
16	長与町	長与川	山田川	右	長与町平木場郷980番地先	～ 平木場川合流点	500	溢水	積土のう工	A	17	B	3	準用
				左	長与町平木場郷736番地先	～ 平木場川合流点	500	決壊		C	290		河川	
17	長与町	長与川	枯木尾川	右	長与町平木場郷1827番地先	～ 平木場川合流点	900	溢水	積土のう工	A	14	B	3	準用
				左	長与町平木場郷1736番地先	～ 平木場川合流点	900	決壊		C	400		河川	
18	長与町	長与川	的場川	右	長与町吉無田郷1389番地先	～ 長与川合流点	600	溢水	積土のう工	A	5	B	1	準用
				左	長与町吉無田郷1185番地先	～ 長与川合流点	600	決壊		C	200		河川	
19	長与町	長与川	後川内川	右	長与町吉無田郷579番36地先	～ 長与川合流点	700	溢水	積土のう工	A	40	B	0.5	準用
				左	長与町吉無田郷510番2地先	～ 長与川合流点	700	決壊		C	50		河川	
20	長与町	長与川	丸田川	右	長与町丸田郷155番地先	～ 長与川合流点	1,000	溢水	積土のう工	A	20	B	0.5	準用
				左	長与町丸田郷358番地先	～ 長与川合流点	1,000	決壊		C	150		河川	
21	長与町	長与川	嬉里谷川	右	長与町嬉里郷1303番地先	～ 長与川合流点	800	溢水	積土のう工	A	15	B	1	準用
				左	長与町嬉里郷978番地先	～ 長与川合流点	800	決壊		C			河川	
22	長与町	四釜川	四釜川	右	長与町岡郷772番地先	～ 海	400	溢水	積土のう工	A	18	B	0.4	準用
				左	長与町岡郷763番地先	～ 海	400	決壊		C	190		河川	

準用河川・その他河川

長崎振興局管内

番号	水防管理 団 体 名	水系名	河 川 名	重 要 水 防 区 域			予 想 さ れ る 事 態	対策水防 工 法	予 想 さ れ る 被 害 状 況 : A 家 屋 戸、B 耕 地 h a、C 道 路 m、D 鉄 道 m				区 分
				区 域		延 長 (m)							
23	長与町	オーコ川	オーコ川	右	長与町岡郷1311番地先 ～ 海	1,000	溢 水	積土のう工	A	23	B	3	準用
				左	長与町岡郷1881番地先 ～ 海	1,000	決 壊		C	150		河川	
24	長与町	満永川	満永川	右	長与町岡郷1531番地先 ～ 海	300	溢 水	積土のう工	A	17	B	2	準用
				左	長与町岡郷1410番地先 ～ 海	300	決 壊		C	240		河川	
25	長与町	長峰川	長峰川	右	長与町岡郷1771番地先 ～ 海	400	溢 水	積土のう工	A	21	B	2	準用
				左	長与町岡郷1818番地先 ～ 海	400	決 壊		C	160		河川	
26	長与町	大堂川	大堂川	右	長与町岡郷2419番地先 ～ 海	800	溢 水	積土のう工	A	0	B	5	準用
				左	長与町岡郷2419番地先 ～ 海	800	決 壊		C	10		河川	
	小計	準用河川	26 河川	29,590 m									
1	長崎市	三重川	三重川	右	三京町 ～ 三重川合流点	1,500	溢 水	積土のう工	A	6	B	0.5	普通
				左	三京町 ～ 三重川合流点	1,500	決 壊		C	400		河川	
2	長崎市	三重川	門田川	右	三重町 ～ 三重川合流点	100	溢 水	積土のう工	A	90			普通
				左	三重町 ～ 三重川合流点	100	決 壊		C	130		河川	
3	長崎市	樫山川	杉谷川	右	三重田町 ～ 樫山川合流点	500	溢 水	積土のう工	A	3	B	0.5	普通
				左	三重田町 ～ 樫山川合流点	500	決 壊		C	200		河川	
4	長崎市	多以良川	鳴見川	右	鳴見町 ～ 多以良川合流点	100	溢 水	積土のう工	A	4			普通
				左	鳴見町 ～ 多以良川合流点	100	決 壊		C	50		河川	
5	長崎市	手熊川	上浦川	右	上浦町 ～ 手熊川合流点	100	溢 水	積土のう工	A	3	B	0.2	普通
				左	上浦町 ～ 手熊川合流点	100	決 壊		C	200		河川	
6	長崎市	小江川	小江川	右	小江原町 ～ 小江川合流点	1,000	溢 水	積土のう工	A	6			普通
				左	小江原町 ～ 小江川合流点	1,000	決 壊		C	230		河川	
7	長崎市	丸山川	丸山川	右	神ノ島町2丁目 ～ 海	20	溢 水	積土のう工	A	4			普通
				左	神ノ島町2丁目 ～ 海	20	決 壊		C	120		河川	
8	長崎市	立神川	西立神川	右	西立神町 ～ 立神川合流点	80	溢 水	積土のう工	A	9			普通
				左	西立神町 ～ 立神川合流点	80	決 壊		C	50		河川	
9	長崎市	飽の浦 都市下水路	本山川	右	塩浜町 ～ 塩浜川合流点	100	溢 水	積土のう工	A	10			普通
				左	塩浜町 ～ 塩浜川合流点	100	決 壊		C	40		河川	
10	長崎市	飽の浦 都市下水路	宇土平川	右	秋月町 ～ 飽の浦川合流点	50	溢 水	積土のう工	A	10			普通
				左	秋月町 ～ 飽の浦川合流点	50	決 壊		C	70		河川	
11	長崎市	飽の浦 都市下水路	飽の浦川	右	秋月町 ～ 飽の浦都市下水 路合流点	100	溢 水	積土のう工	A	15			普通
				左	秋月町 ～ 飽の浦都市下水 路合流点	100	決 壊		C	100		河川	
12	長崎市	飽の浦 都市下水路	秋月川	右	秋月町 ～ 飽の浦川合流点	80	溢 水	積土のう工	A	10			普通
				左	秋月町 ～ 飽の浦川合流点	80	決 壊		C	10		河川	
13	長崎市	江の浦 都市下水路	江の浦川	右	江の浦町 ～ 江の浦都市下水 路合流点	100	溢 水	積土のう工	A	12			普通
				左	江の浦町 ～ 江の浦都市下水 路合流点	100	決 壊		C	100		河川	
14	長崎市	浦上川	淵川川	右	淵町 ～ 浦上川合流点	100	溢 水	積土のう工	A	2			普通
				左	淵町 ～ 浦上川合流点	100	決 壊		C			河川	
15	長崎市	浦上川	春木川	右	春木町 ～ 浦上川合流点	200	溢 水	積土のう工	A	20			普通
				左	春木町 ～ 浦上川合流点	200	決 壊		C			河川	
16	長崎市	浦上川	立岩川	右	立岩町 ～ 城山川合流点	150	溢 水	積土のう工	A	15			普通
				左	立岩町 ～ 城山川合流点	150	決 壊		C	150		河川	
17	長崎市	浦上川	青山川	右	青山町 ～ 城山川合流点	70	溢 水	積土のう工	A	5			普通
				左	青山町 ～ 城山川合流点	70	決 壊		C	70		河川	

準用河川・その他河川

長崎振興局管内

番号	水防管理団体名	水系名	河川名	重要水防区域			予想される事態	対策水防工法	予想される被害状況: A 家屋戸、B 耕地、C 道路 m、D 鉄道 m			区分
				区	城	延長(m)						
18	長崎市	浦上川	杉谷川	右	西町	西町都市下水路合流点	100	溢水	積土のう工	A	10	普通
				左	西町	西町都市下水路合流点	100	決壊		C	100	河川
19	長崎市	浦上川	浦上川	右	畦別当町	浦上川終点	250	溢水	積土のう工	A	2	普通
				左	畦別当町	浦上川終点	250	決壊		C	100	河川
20	長崎市	浦上川	江平川	右	江平町	江平都市下水路合流点	100	溢水	積土のう工	A	3 B	0.2 普通
				左	江平町	江平都市下水路合流点	100	決壊		C	30	河川
21	長崎市	浦上川	呑田川	右	江平川	江平川合流点	130	溢水	積土のう工	A	5 B	0.3 普通
				左	江平川	江平川合流点	130	決壊		C	50	河川
22	長崎市	浦上川	穴弘法川	右	江平町	江平都市下水路合流点	100	溢水	積土のう工	A	3 B	0.1 普通
				左	江平町	江平都市下水路合流点	100	決壊		C	100	河川
23	長崎市	浦上川	長尾川	右	坂本町	坂本町圧力管呑み口	200	溢水	積土のう工	A	4	普通
				左	坂本町	坂本町圧力管呑み口	200	決壊		C	30	河川
24	長崎市	浦上川	山川川	右	坂本町	岩川町	100	溢水	積土のう工	A	8	普通
				左	坂本町	岩川町	100	決壊		C	100	河川
25	長崎市	浦上川	宝川	右	浜平川	浦上川合流点	100	溢水	積土のう工	A	15	普通
				左	浜平川	浦上川合流点	100	決壊		C	100	河川
26	長崎市	浦上川	馬込川	右	御船蔵町	浦上川合流点	300	溢水	積土のう工	A	10	普通
				左	御船蔵町	浦上川合流点	300	決壊		C	300	河川
27	長崎市	浪の平川	浪の平川	右	東琴平1丁目	海	300	溢水	積土のう工	A	50 B	0.1 普通
				左	東琴平1丁目	海	300	決壊		C	120	河川
28	長崎市	山口川	山口川	右	深堀町4丁目	海	200	溢水	積土のう工	A	12	普通
				左	深堀町4丁目	海	200	決壊		C	100	河川
29	長崎市	大浦都市下水路	八景川	右	八景町	星取川合流点	80	溢水	積土のう工	A	5	普通
				左	八景町	星取川合流点	80	決壊		C	80	河川
30	長崎市	大浦都市下水路	上田川	右	上田町	大浦都市下水路合流点	100	溢水	積土のう工	A	20	普通
				左	上田町	大浦都市下水路合流点	100	決壊		C	100	河川
31	長崎市	中島川	中小島1丁目川	右	中小島1丁目	上小島1丁目	200	溢水	積土のう工	A	15	普通
				左	中小島1丁目	上小島1丁目	200	決壊		C	20	河川
32	長崎市	中島川	上小島2丁目川	右	上小島2丁目	銅座川合流点	150	溢水	積土のう工	A	25	普通
				左	上小島2丁目	銅座川合流点	150	決壊		C	20	河川
33	長崎市	中島川	上鳴川	右	上小島3丁目	銅座川合流点	150	溢水	積土のう工	A	20	普通
				左	上小島3丁目	銅座川合流点	150	決壊		C	70	河川
34	長崎市	中島川	高平川	右	高平町	銅座川合流点	250	溢水	積土のう工	A	25	普通
				左	高平町	銅座川合流点	250	決壊		C	20	河川
35	長崎市	中島川	玉木川	右	高平町	銅座川合流点	200	溢水	積土のう工	A	20	普通
				左	高平町	銅座川合流点	200	決壊		C	150	河川
36	長崎市	中島川	愛宕川	右	愛宕4丁目	銅座川合流点	200	溢水	積土のう工	A	25	普通
				左	愛宕4丁目	銅座川合流点	200	決壊		C	200	河川
37	長崎市	中島川	白木川	右	白木町	銅座川合流点	130	溢水	積土のう工	A	15	普通
				左	白木町	銅座川合流点	130	決壊		C	70	河川
38	長崎市	中島川	銅座川	右	八つ尾町	中島川合流点	3,000	溢水	積土のう工	A	400	普通
				左	八つ尾町	中島川合流点	3,000	決壊		C	2,050	河川
39	長崎市	中島川	シシトキ川	右	麴屋町	銅座川合流点	400	溢水	積土のう工	A	45	普通
				左	麴屋町	銅座川合流点	400	決壊		C	190	河川

準用河川・その他河川

長崎振興局管内

番号	水防管理団体名	水系名	河川名	重要水防区域			延長(m)	予想される事態	対策水防工法	予想される被害状況: A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m			区分	
40	長崎市	中島川	矢の平川	右	矢の平4丁目	～ 中島川合流点	950	溢水	積土のう工	A	65		普通	
				左	矢の平4丁目	～ 中島川合流点	950	決壊		C	190		河川	
41	長崎市	中島川	網切川	右	本河内町	～ 本河内低部貯水池	100	溢水	積土のう工	A	5		普通	
				左	本河内町	～ 本河内低部貯水池	100	決壊		C	50		河川	
42	長崎市	中島川	上林谷川	右	本河内町	～ 本河内低部貯水池	200	溢水	積土のう工	A	25		普通	
				左	本河内町	～ 本河内低部貯水池	200	決壊		C	40		河川	
43	長崎市	中島川	上谷川(1)	右	本河内町	～ 本河内高部貯水池	200	溢水	積土のう工	A	25		普通	
				左	本河内町	～ 本河内高部貯水池	200	決壊		C	90		河川	
44	長崎市	中島川	上谷川(2)	右	本河内町	～ 本河内高部貯水池	150	溢水	積土のう工	A	5		普通	
				左	本河内町	～ 本河内高部貯水池	150	決壊		C	30		河川	
45	長崎市	中島川	樽角川	右	鳴滝1丁目	～ 鳴滝都市下水路合流点	250	溢水	積土のう工	A	18		普通	
				左	鳴滝1丁目	～ 鳴滝都市下水路合流点	250	決壊		C	160		河川	
46	長崎市	中島川	小山川	右	西山1丁目	～ 西山川合流点	200	溢水	積土のう工	A	10		普通	
				左	西山1丁目	～ 西山川合流点	200	決壊		C	200		河川	
47	長崎市	中島川	水の平川	右	西山3丁目	～ 西山川合流点	300	溢水	積土のう工	A	10		普通	
				左	西山3丁目	～ 西山川合流点	300	決壊		C	30		河川	
48	長崎市	中島川	西山川	右	西山4丁目	～ 西山水源地	200	溢水	積土のう工	A	5		普通	
				左	西山4丁目	～ 西山水源地	200	決壊		C	10		河川	
49	長崎市	中島川	乱林川	右	木場町	～ 西山木場川合流点	350	溢水	積土のう工	A	10		普通	
				左	木場町	～ 西山木場川合流点	350	決壊		C	100		河川	
50	長崎市	中島川	一ノ坂川	右	木場町	～ 西山木場川合流点	400	溢水	積土のう工	A	7	B	0.8	普通
				左	木場町	～ 西山木場川合流点	400	決壊		C	50		河川	
51	長崎市	中島川	西山町三丁目川	右	西山3丁目	～ 西山川合流点	140	溢水	積土のう工	A	20		普通	
				左	西山3丁目	～ 西山川合流点	140	決壊		C	100		河川	
52	長崎市	若菜川	河内川	右	茂木町	～ 若菜川合流点	550	溢水	積土のう工	A	75		普通	
				左	茂木町	～ 若菜川合流点	550	決壊		C	280		河川	
53	長崎市	若菜川	滑川	右	茂木町	～ 川平川合流点	50	溢水	積土のう工	A			普通	
				左	茂木町	～ 川平川合流点	50	決壊		C	15		河川	
54	長崎市	若菜川	茂木川平川	右	川平橋	～ 川平川合流点	80	溢水	積土のう工	A	1	B	0.1	普通
				左	川平橋	～ 川平川合流点	80	決壊		C			河川	
55	長崎市	若菜川	早坂川	右	田手原町	～ 若菜川合流点	600	溢水	積土のう工	A	3	B	18.3	普通
				左	田手原町	～ 若菜川合流点	600	決壊		C	4		河川	
56	長崎市	若菜川	田手原川(1)	右	田手原町	～ 早坂川合流点	100	溢水	積土のう工	A	5		普通	
				左	田手原町	～ 早坂川合流点	100	決壊		C	25		河川	
57	長崎市	若菜川	田手原川(2)	右	田手原町	～ 早坂川合流点	50	溢水	積土のう工	A			普通	
				左	田手原町	～ 早坂川合流点	50	決壊		C	50		河川	
58	長崎市	飯香浦川	石垣川	右	飯香浦町	～ 飯香浦川合流点	400	溢水	積土のう工	A	7	B	1.7	普通
				左	飯香浦町	～ 飯香浦川合流点	400	決壊		C	210		河川	
59	長崎市	太田尾川	山川河内川	右	太田尾町	～ 太田尾川	150	溢水	積土のう工	A	5		普通	
				左	太田尾町	～ 太田尾川	150	決壊		C	100		河川	
60	長崎市	太田尾川	太田尾川	右	太田尾町山川河内橋	～ 海	640	溢水	積土のう工	A		B	2	普通
				左	太田尾町山川河内橋	～ 海	640	決壊		C			河川	
61	長崎市	小迫川	小迫川	右	千々町	～ 海	100	溢水	積土のう工	A	3	B	0.2	普通
				左	千々町	～ 海	100	決壊					河川	

準用河川・その他河川

長崎振興局管内

番号	水防管理団体名	水系名	河川名	重要水防区域			予想される事象	対策水防工法	予想される被害状況: A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m			区分
				区	域	延長(m)						
62	長崎市	元木場川	元木場川	右	北浦町	～海	200	溢水	積土のう工	A	8	普通河川
				左	北浦町	～海	200	決壊		C	200	
63	長崎市	戸ヶ瀬川	戸ヶ瀬川	右	牧島町	～海	200	溢水	積土のう工	A	10	普通河川
				左	牧島町	～海	200	決壊		C		
64	長崎市	宮摺川	宮摺川	右	宮摺町	～海	400	溢水	積土のう工	A		普通河川
				左	宮摺町	～海	400	決壊		C	400	
65	長崎市	相川川	相川川	右	見崎町	～準用河川相川川	500	溢水	積土のう工	A	30 B	1.0普通河川
				左	相川町	～準用河川相川川	500	決壊		C	800	
66	長崎市	八郎川	現川川	右	現川町	～二級河川現川川上流端	500	溢水	積土のう工	A	2 B	0.5普通河川
				左	現川町	～二級河川現川川上流端	500	決壊		C	D	
67	長崎市	日見川	芒塚川	右	芒塚町	～二級河川日見川合流点	200	溢水	積土のう工	A	12	普通河川
				左	芒塚町	～二級河川日見川合流点	200	決壊		C	70	
68	長崎市	大浦川	大浦川(1)	右	大浜町	～二級河川大浦川合流点	300	溢水	積土のう工	A	2	普通河川
				左	大浜町	～二級河川大浦川合流点	300	決壊		C		
69	長崎市	大浦川	大浦川(2)	右	大浜町	～大浦川(1)合流点	350	溢水	積土のう工	A	3	普通河川
				左	大浜町	～大浦川(1)合流点	350	決壊				
70	長崎市	真浦川	真浦川	右	野母崎樺島町字へぼノ582番地3地先	～野母崎樺島町字僅長459番3地先	420	溢水	積土のう工	A	42 B	0.2普通河川
				左	野母崎樺島町字へぼノ582番地3地先	～野母崎樺島町字僅長459番3地先	420	決壊		C	420	
71	長崎市	鹿の尾川	上戸町4丁目川	右	星取2丁目	～小ヶ倉水源地上流	210	溢水	積土のう工	A	2 B	0.1普通河川
				左	星取2丁目	～小ヶ倉水源地上流	210	決壊		C		
72	長崎市	丹馬川	丹馬川	右	香焼町丹馬	～海	600	溢水	積土のう工	A	110 B	42普通河川
				左	香焼町丹馬	～海	600	決壊		C	850	
73	長崎市	西海川	長佐古川	右	西海町1427	～二級河川西海川合流点	200	溢水	積土のう工	A	3 B	0.1普通河川
				左	西海町1427	～二級河川西海川合流点	200	決壊		C		
74	長崎市	村松川	西海村松川	右	琴海村松町737	～二級河川松村川合流点	250	溢水	積土のう工	A	31 B	1普通河川
				左	琴海村松町736	～二級河川松村川合流点	250	決壊		C		
75	長崎市	戸石川	戸石川	右	川内町748-6地先	～戸石町1302-6地先	1,700	溢水	積土のう工	A	20 B	1普通河川
				左	川内町748-6地先	～戸石町1302-6地先	1,700	決壊		C	200	
76	長崎市	戸石川	上戸石川	右	上戸石町1779-1地先	～戸石川合流点	1,600	溢水	積土のう工	A	30 B	0.5普通河川
				左	上戸石町1779-1地先	～戸石川合流点	1,600	決壊		C	300	
77	長崎市	飯香浦川	飯香浦川	右	飯香浦町3778-7地先	～飯香浦川3351-1	1,800	溢水	積土のう工	A	10 B	1普通河川
				左	飯香浦町3778-7地先	～飯香浦川3351-1	1,800	決壊		C	300	
78	長崎市	飯香浦川	飯香浦川支川	右	飯香浦町3737-4地先	～飯香浦川合流点	400	溢水	積土のう工	A	3 B	0.1普通河川
				左	飯香浦町3737-4地先	～飯香浦川合流点	400	決壊		C	10	
79	長崎市	西海川	西海川	右	西海町794-3地先	～二級河川西海川合流点	330	溢水	積土のう工	A	10 B	0.1普通河川
				左	西海町794-3地先	～二級河川西海川合流点	330	決壊		C	500	
80	長崎市	千々川	千々町川	右	千々町	～二級河川千々川合流点	300	溢水	積土のう工	A	4 B	0.4普通河川
				左	千々町	～二級河川千々川合流点	300	決壊		C		
81	長崎市	三重川	三重川	右	三京町	～二級河川三重川合流点	1,700	溢水	積土のう工	A	B	0.2普通河川
				左	三京町	～二級河川三重川合流点	1,700	決壊		C	1,000	
82	長崎市	大川	大川川	右	平山町砂防ダム下	～二級河川大川合流点	1,350	溢水	積土のう工	A	25 B	2普通河川
				左	平山町砂防ダム下	～二級河川大川合流点	1,350	決壊		C	800	
83	長崎市	浜田川	浜田川	右	高浜町	～準用河川浜田川合流点	100	溢水	積土のう工	A	B	0.2普通河川
				左	高浜町	～準用河川浜田川合流点	100	決壊		C		

準用河川・その他河川

長崎振興局管内

番号	水防管理 団 体 名	水系名	河 川 名	重 要 水 防 区 域			予 想 され る 事 象	対策水防 工 法	予 想 される被害状況: A家屋戸、B耕地 ha、C 道路 m、D 鉄道 m		区 分
				区	域	延長 (m)					
84	長崎市	小ヶ倉川	小ヶ倉川	右	小ヶ倉町2丁目412-5	～ 海	350	溢 水	積土のう工	A 18 B	普通
				左	小ヶ倉町2丁目348	～ 海	350	決 壊		C 300	河川
85	長崎市	大平川	大平川	右	琴海大平町1160-2	～ 海	380	溢 水	積土のう工	A 1 B	1.9 普通
				左	琴海大平町689-4	～ 海	380	決 壊		C 380	河川
86	長崎市	大子川	大子川	右	琴海形上町1136	～ 海	700	溢 水	積土のう工	A 1 B	2.3 普通
				左	琴海形上町1137-1	～ 海	700	決 壊		C 290	河川
87	長崎市	猪越川	猪越川	右	琴海大平町587-1	～ 琴海大平町 638-19	360	溢 水	積土のう工	A B	0.8 普通
				左	琴海尾戸町3441	～ 琴海尾戸町 3408-5	360	決 壊		C 360	河川
88	長崎市	川頭川	川頭川	右	為石町1436-1	～ 為石町1391-1	60	溢 水	積土のう工	A 6 B	0.5 普通
				左	為石町1434-1	～ 為石町1377-1	60	決 壊		C	河川
89	長崎市	戸根川	見上川	右	琴海戸根町3436-2	～ 琴海戸根町 3283	250	溢 水	積土のう工	A 2 B	0.3 普通
				左	琴海戸根町3445-2	～ 琴海戸根町 3255-2	250	決 壊		C 200	河川
90	長崎市	八郎川	千束野川	右	船石町1513	～ 二級河川八郎川 合流点	1,360	溢 水	積土のう工	A 6 B	普通
				左	船石町1529-1	～ 二級河川八郎川 合流点	1,360	決 壊		C 480	河川
91	長崎市	八郎川	大迫川	右	中里町2022-1	～ 二級河川平古場 川合流点	450	溢 水	積土のう工	A 5 B	1 普通
				左	中里町1873-1	～ 二級河川平古場 川合流点	450	決 壊		C 130	河川
92	長崎市	カマド川	カマド川	右	脇岬町296-1		40	溢 水	積土のう工	A B	0.2 普通
				左	脇岬町286-3	～ 脇岬町287-1	40	決 壊		C	河川
93	長崎市	浜田川	風破木川	右	高浜町4407地先	～ 準用河川浜田川 合流点	260	溢 水	積土のう工	A 1 B	0.6 普通
				左	高浜町4406地先	～ 準用河川浜田川 合流点	260	決 壊		C	河川
94	時津町	登呂福川	登呂福川	右	子々川郷字釜内平	～ 海	1,120	溢 水	積土のう工	A 3 B	3.5 普通
				左	子々川郷字釜内平	～ 海	1,120	決 壊		C 30	河川
95	時津町	平山川	平山川	右	子々川郷字木場	～ 宇堂川	590	溢 水	積土のう工	A B	5 普通
				左	子々川郷字木場	～ 宇堂川	590	決 壊		C 20	河川
96	時津町	長八川	長八川	右	子々川郷字堂川	～ 字中山	520	溢 水	積土のう工	A 11 B	0.9 普通
				左	子々川郷字堂川	～ 字中山	520	決 壊		C 15	河川
97	時津町	中山川	中山川	右	子々川郷字西光菌	～ 字中山	470	溢 水	積土のう工	A 5 B	0.9 普通
				左	子々川郷字西光菌	～ 字中山	470	決 壊		C 20	河川
98	時津町	日並川	日並川	右	日並郷字立花川内	～ 海	2,470	溢 水	積土のう工	A 22 B	6.2 普通
				左	日並郷字立花川内	～ 海	2,470	決 壊		C 700	河川
99	時津町	赤崎川	赤崎川	右	日並郷字ホド	～ 宇赤崎	920	溢 水	積土のう工	A 2 B	10 普通
				左	日並郷字ホド	～ 宇赤崎	920	決 壊		C 20	河川
100	時津町	片峰川	片峰川	右	日並郷字道木	～ 宇馬場	1,100	溢 水	積土のう工	A 16 B	1.5 普通
				左	日並郷字道木	～ 宇馬場	1,100	決 壊		C 50	河川
101	時津町	中曽根川	中曽根川	右	日並郷字馬場	～ 字中曽根	450	溢 水	積土のう工	A 25 B	1.5 普通
				左	日並郷字馬場	～ 字中曽根	450	決 壊		C 30	河川
102	時津町	平床川	平床川	右	日並郷字栗山	～ 字平床	450	溢 水	積土のう工	A 3 B	3.0 普通
				左	日並郷字栗山	～ 字平床	450	決 壊		C 30	河川
103	時津町	合埴川	合埴川	右	日並郷合埴	～ 同左	400	溢 水	積土のう工	A 7 B	0.6 普通
				左	日並郷合埴	～ 同左	400	決 壊		C 30	河川
104	時津町	岩本川	岩本川	右	久留里郷字山口田	～ 字新開	770	溢 水	積土のう工	A 50 B	0.5 普通
				左	久留里郷字山口田	～ 字新開	770	決 壊		C 20	河川
105	時津町	左底川	左底川	右	左底郷字狩底	～ 左底都市下水路	1,670	溢 水	積土のう工	A 54 B	3.5 普通
				左	左底郷字狩底	～ 左底都市下水路	1,670	決 壊		C 30	河川

準用河川・その他河川

長崎振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	重要水防区域			予想され る事態	対策水防 工法	予想される被害状況：A家屋戸、B耕地 ha、C道路m、D鉄道m				区分
				区	域	延長(m)							
106	時津町	平原川	平原川	右	左底郷字笠岩 ～ 宇石橋	780	溢水	積土の土工	A	6	B	0.5	普通
				左	左底郷字笠岩 ～ 宇石橋	780	決壊		C	15		河川	
107	時津町	元村川	元村川	右	元村郷字宮口 ～ 浦郷字市場	1,150	溢水	積土の土工	A	150	B	0.2	普通
				左	元村郷字宮口 ～ 浦郷字市場	1,150	決壊		C	100		河川	
108	時津町	時津川	野田川	右	野田郷字下夕山 ～ 野田都市下水路	1,650	溢水	積土の土工	A	60	B	5.0	普通
				左	野田郷字下夕山 ～ 野田都市下水路	1,650	決壊		C	100		河川	
109	時津町	入舟川	浜田川	右	浜田郷字島本 ～ 入舟川合流点	520	溢水	積土の土工	A	24	B	0.9	普通
				左	浜田郷字島本 ～ 入舟川合流点	520	決壊		C	200		河川	
110	時津町	入舟川	入舟川	右	浜田郷字中角 ～ 宇神崎浦	970	溢水	積土の土工	A	150	B	3.0	普通
				左	浜田郷字中角 ～ 宇神崎浦	970	決壊		C	100		河川	
111	時津町	西時津川	西時津川	右	西時津郷字長券寺 ～ 西時津都市下水 路	1,220	溢水	積土の土工	A	13	B	2.5	普通
				左	西時津郷字長券寺 ～ 西時津都市下水 路	1,220	決壊		C	150		河川	
	小計	その他の 河川	111 河川	104,580 m									
	合計		137 河川	134,170 m									

一級河川指定区間

県央振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法
					市郡	町村	位置			
1	諫早市	本明川	本明川	右 2700	諫早市	栄田町	目代川合流点上流300mより西谷川合流点	C	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	本明川	右 200	諫早市	栄田町	西谷川合流点より西谷川合流点上流200m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左 200	諫早市	本野町	彦城橋下流200mより彦城橋		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	本明川	右 2660	諫早市	上渡野町	西谷川合流点上流200mより昭和橋	C	溢水、決壊	積土のう工
				左 1660	諫早市	富川町	彦城橋より帯田大橋		溢水、決壊	積土のう工
2	諫早市	本明川	長田川	右 1000	諫早市	西里町	本明川合流点より長田新橋	C	溢水、決壊	積土のう工
				左 1100	諫早市	長田町	本明川合流点より長田新橋上流100m		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	長田川	右 100	諫早市	中田町	清水橋上流100mより清水橋上流200m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左						
	諫早市	本明川	長田川	右 100	諫早市	御手水町	平原橋上流200mより平原橋上流300m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左						
	諫早市	本明川	長田川	右 100	諫早市	御手水町	御手水橋下流50mより御手水橋上流50m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左 900	諫早市	御手水町	古場山橋下流200mより御手水橋上流50m		溢水、決壊	積土のう工
3	諫早市	本明川	半造川	右 600	諫早市	西郷町	埋津橋より亀山橋上流200m	B	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	半造川	右 1100	諫早市	新道町	埋津橋より栗面橋上流200m	A	溢水、決壊	積土のう工
				左 500	諫早市	新道町	亀山橋上流200mより栗面橋上流200m		溢水、決壊	積土のう工
4	諫早市	本明川	川床川	右 300	諫早市	長野町	半造川合流点より川床橋上流200m	A	溢水、決壊	積土のう工
				左						
	諫早市	本明川	川床川	右 100	諫早市	長野町	川床橋上流200mより川床橋上流300m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左 1500	諫早市	川床町	半造川合流点より川床橋(市道)上流500m		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	川床川	右 2100	諫早市	長野町	川床橋上流300mより小園橋上流400m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左 1000	諫早市	川床町	小園橋下流400mより小園橋上流400m		溢水、決壊	積土のう工
5	諫早市	本明川	小ヶ倉川	右 500	諫早市	小川町	本明川合流点より工田橋	A	溢水、決壊	積土のう工
				左 400	諫早市	小川町	本明川合流点より工田橋下流100m		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	小ヶ倉川	右 500	諫早市	小川町	工田橋より工田橋上流500m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左 100	諫早市	小川町	工田橋下流100mより工田橋		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	小ヶ倉川	右 300	諫早市	小川町	工田橋上流500mより小ヶ倉ダム	C	溢水、決壊	積土のう工
				左 800	諫早市	小川町	工田橋より小ヶ倉ダム		溢水、決壊	積土のう工
6	諫早市	本明川	夫婦木川	右 200	諫早市	小川町	小ヶ倉ダムより上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
				左 200	諫早市	小川町	小ヶ倉ダムより上流端		溢水、決壊	積土のう工
7	諫早市	本明川	中山西川	右 300	諫早市	福田町	本明川合流点より鮫橋上流200m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左 500	諫早市	小豆崎町	本明川合流点より樋道橋下流50m		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	中山西川	右 300	諫早市	福田町	鮫橋上流200mより樋道橋上流50m	A	溢水、決壊	積土のう工
				左 100	諫早市	小豆崎町	樋道橋下流50mより樋道橋上流50m		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	中山西川	右 500	諫早市	福田町	樋道橋上流50mより2号市道橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				左 500	諫早市	福田町	樋道橋上流50mより2号市道橋		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	中山西川	右 1800	諫早市	福田町	2号市道橋より上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
				左 1800	諫早市	福田町	2号市道橋より上流端		溢水、決壊	積土のう工
8	諫早市	本明川	福田川	右 500	諫早市	福田町	本明川合流点より宮の前橋	A	溢水	積土のう工
				左						
	諫早市	本明川	福田川	右 400	諫早市	泉町	宮の前橋より今廊下橋	B	溢水	積土のう工
				左 800	諫早市	福田町	本明川合流点より清仙寺福田橋		溢水	積土のう工
	諫早市	本明川	福田川	右 900	諫早市	日の出町	今廊下橋より平成橋下流100m	C	溢水	積土のう工
				左 3100	諫早市	福田町	清仙寺福田橋より上流端		溢水	積土のう工
	諫早市	本明川	福田川	右 500	諫早市	日の出町	平成橋下流100mより平成橋上流400m	B	溢水	積土のう工
				左						
	諫早市	本明川	福田川	右 1600	諫早市	目代町	平成橋上流400mより上流端	C	溢水	積土のう工
				左						
9	諫早市	本明川	八天川	右 300	諫早市	八天町	本明川合流点より上流端	A	溢水、決壊	積土のう工
				左 300	諫早市	八天町	本明川合流点より上流端		溢水、決壊	積土のう工
10	諫早市	本明川	倉屋敷川	右 700	諫早市	東小路町	本明川合流点より上流端	A	溢水	積土のう工
				左						
	諫早市	本明川	倉屋敷川	右 500	諫早市	東本町	本明川合流点より下町橋下流50m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左						
	諫早市	本明川	倉屋敷川	右 200	諫早市	高城町	下町橋下流50mより上流端	B	溢水	積土のう工
				左						
11	諫早市	本明川	新倉屋敷川	右 800	諫早市	仲沖町	本明川合流点より新倉屋敷橋上流50m	C	溢水	積土のう工
				左 1000	諫早市	仲沖町	本明川合流点より仲沖橋下流50m		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	新倉屋敷川	右 300	諫早市	仲沖町	新倉屋敷橋上流50mより仲沖新橋上流50m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左 200	諫早市	仲沖町	新倉屋敷橋上流50mより仲沖橋下流50m		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	新倉屋敷川	右 400	諫早市	旭町	仲沖新橋上流50mより上流端	A	溢水、決壊	積土のう工
				左 300	諫早市	旭町	仲沖橋下流50mより上流端		溢水、決壊	積土のう工
12	諫早市	本明川	目代川	右 1400	諫早市	目代町	佛供田橋下流50mより山ノ樹橋上流50m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左 2900	諫早市	目代町	佛供田橋下流50mより山ノ樹橋上流200m		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	東河内川	右 800	諫早市	本明町	蛭小橋より東亜橋下流220m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左 300	諫早市	本明町	蛭小橋より東河内橋上流20m		溢水、決壊	積土のう工

一級河川指定区間

県央振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名		延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法
						市郡	町村	位 置			
14	諫早市	本明川	西谷川	右	1000	諫早市	下大渡野町	本明川合流点より上流1000m	C	溢水	積土のう工
				左	1200	諫早市	下大渡野町	本明川合流点より上流1200m		溢水	積土のう工
	諫早市	本明川	西谷川	右	200	諫早市	下大渡野町	本明川合流点上流1000mより上流1200m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左							
15	諫早市	本明川	谷川	右	700	諫早市	本野町	本明川合流点より上流端	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	700	諫早市	本野町	本明川合流点より上流端		溢水、決壊	積土のう工
16	諫早市	本明川	琴川	右	100	諫早市	本野町	本明川合流点より本明川合流点上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左							
17	諫早市	本明川	湯之尾川	右	1300	諫早市	湯野尾町	本明川合流点より本明川合流点上流1300m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	100	諫早市	本野町	本明川合流点より本明川合流点上流100m		溢水、決壊	積土のう工
18	諫早市	本明川	富川	右	600	諫早市	富川町	本明川合流点より本明川合流点上流600m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	100	諫早市	富川町	本明川合流点より本明川合流点上流100m		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	富川	右	1100	諫早市	富川町	本明川合流点上流600mより本明川合流点上流1700m	C	溢水	積土のう工
				左	2200	諫早市	富川町	本明川合流点上流100mより上流端		溢水	積土のう工
	諫早市	本明川	富川	右	100	諫早市	富川町	本明川合流点上流1700mより本明川合流点上流1800m	A	溢水、決壊	積土のう工
				左							
	諫早市	本明川	富川	右	500	諫早市	富川町	本明川合流点上流1800mより上流端	C	溢水	積土のう工
				左							
19	諫早市	本明川	段堂川	右	600	諫早市	長田町	本明川合流点より中島橋上流150m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	900	諫早市	長田町	本明川合流点より段堂橋		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	段堂川	右	500	諫早市	長田町	中島橋上流150mより段堂橋上流200m	A	溢水、決壊	積土のう工
				左	100	諫早市	長田町	段堂橋より段堂橋上流100m		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	段堂川	右	878	諫早市	長田町	段堂橋上流200mより上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	978	諫早市	長田町	段堂橋上流100mより上流端		溢水、決壊	積土のう工
20	諫早市	本明川	剃刀峰川	右	2609	諫早市	白原町	深海川合流点より上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	2609	諫早市	白原町	深海川合流点より上流端		溢水、決壊	積土のう工
21	諫早市	本明川	境川	右	900	諫早市	高来町	本明川合流点より境川橋	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	1100	諫早市	高来町	本明川合流点より境川橋上流100m		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	境川	右	2200	諫早市	高来町	境川橋より境川大橋下流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	500	諫早市	高来町	境川橋上流100mより昭栄橋下流200m		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	境川	右	500	諫早市	高来町	境川大橋下流100mより境川大橋上流400m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	1300	諫早市	高来町	昭栄橋下流200mより境川大橋下流300m		溢水、決壊	積土のう工
22	諫早市	本明川	深海川	右	100	諫早市	猿崎町	本明川合流点より本明川合流点上流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左							
	諫早市	本明川	深海川	右	600	諫早市	猿崎町	本明川合流点上流100mより剃刀峰川合流点	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	2200	諫早市	高来町	本明川合流点より川内橋下流200m		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	深海川	右	400	諫早市	高来町	川内橋下流500mより川内橋下流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左							
23	諫早市	本明川	小江川	右	600	諫早市	高来町	河口より寿往橋上流80m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	500	諫早市	高来町	河口より寿往橋下流20m		溢水、決壊	積土のう工
24	諫早市	本明川	湯江川	右	1600	諫早市	高来町	本明川合流点より菅無田橋上流50m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	800	諫早市	高来町	本明川合流点より善住寺橋上流50m		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	湯江川	右	1800	諫早市	高来町	菅無田橋上流50mより上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	2600	諫早市	高来町	善住寺橋上流50mより上流端		溢水、決壊	積土のう工
25	諫早市	本明川	田島川	右	2500	諫早市	高来町	本明川合流点より農道橋上流800m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	2200	諫早市	高来町	本明川合流点より農道橋上流500m		溢水、決壊	積土のう工
26	諫早市	本明川	仁反田川	右	2000	諫早市	森山町	河口より万灯水門	C	溢水、決壊	積土のう工
				左							
	諫早市	本明川	仁反田川	右	700	諫早市	森山町	万灯水門より三ツ橋下流200m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	700	諫早市	森山町	万灯水門より三ツ橋下流200m		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	仁反田川	右	200	諫早市	森山町	三ツ橋下流200mより三ツ橋	A	溢水、決壊	積土のう工
				左	200	諫早市	森山町	三ツ橋下流200mより三ツ橋		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	仁反田川	右	1100	諫早市	森山町	三ツ橋より川西龍橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	1400	諫早市	森山町	三ツ橋より仁反田橋		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	仁反田川	右	600	諫早市	森山町	川西龍橋より井牟田上流200m	A	溢水、決壊	積土のう工
				左	100	諫早市	森山町	仁反田橋より井牟田橋		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	仁反田川	右	900	諫早市	森山町	仁反田橋上流300mより沸録橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				左							
	諫早市	本明川	仁反田川	右					C	溢水	積土のう工
				左	1100	諫早市	森山町	仁反田橋上流100mより沸録橋		溢水	積土のう工
	諫早市	本明川	仁反田川	右	100	諫早市	森山町	沸録橋より沸録橋上流100m	A	溢水、決壊	積土のう工
				左	700	諫早市	森山町	沸録橋より上流端		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	仁反田川	右	600	諫早市	森山町	沸録橋上流100mより上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
				左							
27	諫早市	本明川	長走川	右	700	諫早市	森山町	仁反田川合流点より慶師野橋上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左							
	諫早市	本明川	長走川	右					B	溢水	積土のう工
				左	300	諫早市	森山町	仁反田川合流点より仁反田川合流点上流300m		溢水	積土のう工

一級河川指定区間

県央振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法	
					市郡	町村	位置				
27	諫早市	本明川	長走川	右	100	諫早市	森山町	慶師野橋上流100mより慶師野橋上流200m	A	溢水、決壊	積土のう工
				左	500	諫早市	森山町	仁反田川合流点上流300mより慶師野橋上流200m		溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	本明川	長走川	右	300	諫早市	森山町	慶師野橋上流200mより上流端	C	溢水	積土のう工
				左	300	諫早市	森山町	慶師野橋上流200mより上流端		溢水、決壊	積土のう工
28	諫早市	本明川	有明川1/2	右	2800	諫早市	森山町	河口より愛野大橋	B	溢水、決壊	積土のう工
			左								
	諫早市	本明川	有明川1/2	右	1900	諫早市	森山町	愛野大橋より杉谷橋下流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
			左								
	諫早市	本明川	有明川1/2	右	100	諫早市	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
			左								
小 計		一級河川	28河川	右	52,147	合 計	103,794m				
				左	51,647						

二級河川

県央振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法	
					市郡	町村	位置				
1	諫早市	東大川	東大川	右左	1600	諫早市	小船越町	東大川橋上流100mより貝津橋上流100m	A	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	東大川	東大川	右左	1400	諫早市	貝津町	東大川橋上流100mより貝津橋下流100m	C	溢水	積土のう工
	諫早市	東大川	東大川	右左	300	諫早市	貝津町	貝津橋下流100mより貝津橋上流200m	A	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	東大川	東大川	右左	200	諫早市	平山町	大川橋下流200mより大川橋	C	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	東大川	東大川	右左	2300	諫早市	平山町	黎明橋下流100mから樋渡橋上流50m	B	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	東大川	東大川	右左	1700	諫早市	土師野尾町	樋渡橋上流50mより上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	東大川	東大川	右左	1500	諫早市	土師野尾町	河良屋橋下流50mより上流端		溢水、決壊	積土のう工
2	諫早市	東大川	真崎川	右左	400	諫早市	真崎町	今村川合流点より真崎橋下流50m	A	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	東大川	真崎川	右左	1300	諫早市	破龍井町	真崎橋下流50mより真崎橋上流1250m	B	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	東大川	真崎川	右左	600	諫早市	破龍井町	真崎橋上流1250mより真崎橋上流1850m	C	溢水	積土のう工
3	諫早市	東大川	楠原川	右左	300	諫早市	土師野尾町	東大川合流点より下楠原橋下流50m	C	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	東大川	楠原川	右左	300	諫早市	土師野尾町	東大川合流点より下楠原橋下流50m		溢水、決壊	積土のう工
4	諫早市	西大川	西大川	右左	400	諫早市	貝津町	河口よりJR橋下流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	西大川	西大川	右左	500	諫早市	貝津町	河口よりJR橋	C	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	西大川	西大川	右左	1358	諫早市	貝津町	JR橋下流100mより上流端	A	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	西大川	西大川	右左	1258	諫早市	貝津町	JR橋より上流端	A	溢水、決壊	積土のう工
5	諫早市	久山川	久山川	右左	500	諫早市	久山町	河口より久山橋	C	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	久山川	久山川	右左	500	諫早市	久山町	河口より久山橋	C	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	久山川	久山川	右左	200	諫早市	久山町	久山橋より久山橋上流200m	A	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	久山川	久山川	右左	1500	諫早市	久山町	久山橋より庵ノ川内橋上流50m	A	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	久山川	久山川	右左	2400	諫早市	久山町	久山橋上流200mより城の元橋	B	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	久山川	久山川	右左	470	諫早市	久山町	城の元橋より上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	久山川	久山川	右左	1570	諫早市	久山町	庵ノ川内橋上流50mより上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
6	諫早市	有喜川	有喜川	右左	600	諫早市	有喜町	河口より天神橋下流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	有喜川	有喜川	右左	600	諫早市	鶴田町	河口より天神橋下流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	有喜川	有喜川	右左	100	諫早市	有喜町	天神橋下流100mより天神橋	A	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	有喜川	有喜川	右左	100	諫早市	鶴田町	天神橋下流100mより天神橋	A	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	有喜川	有喜川	右左	400	諫早市	有喜町	天神橋より山本橋下流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	有喜川	有喜川	右左	800	諫早市	鶴田町	天神橋より中通橋下流50m	C	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	有喜川	有喜川	右左	200	諫早市	有喜町	山本橋下流100mより山本橋上流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	有喜川	有喜川	右左	1142	諫早市	中通町	中通橋下流50mより上流端	B	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	有喜川	有喜川	右左	1342	諫早市	中通町	山本橋上流100mより上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
7	諫早市	喜々津川	喜々津川	右左	300	諫早市	多良見町	河口よりJR橋下流50m	C	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	喜々津川	喜々津川	右左	300	諫早市	多良見町	河口よりJR橋下流50m	C	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	喜々津川	喜々津川	右左	2000	諫早市	多良見町	JR橋下流50mより梶木橋	A	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	喜々津川	喜々津川	右左	2800	諫早市	多良見町	JR橋下流50mより鷹巣橋上流50m	A	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	喜々津川	喜々津川	右左	800	諫早市	多良見町	梶木橋より鷹巣橋上流50m	B	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	喜々津川	喜々津川	右左	400	諫早市	多良見町	鷹巣橋上流50mより上ノ前橋上流50m	C	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	喜々津川	喜々津川	右左	900	諫早市	多良見町	鷹巣橋上流50mより多留角橋下流50m	C	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	喜々津川	喜々津川	右左	600	諫早市	多良見町	中橋下流100mより山神橋上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
8	諫早市	喜々津川	中里川	右左	500	諫早市	多良見町	喜々津川合流点より東前橋下流50m	C	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	喜々津川	中里川	右左	600	諫早市	多良見町	喜々津川合流点より東前橋上流50m	A	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	喜々津川	中里川	右左	100	諫早市	多良見町	東前橋下流50mより東前橋上流50m	A	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	喜々津川	中里川	右左	970	諫早市	多良見町	東前橋上流50mより上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	喜々津川	中里川	右左	970	諫早市	多良見町	東前橋上流50mより上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
9	諫早市	喜々津川	丸尾川	右左	200	諫早市	多良見町	喜々津川合流点よりJR橋	C	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	喜々津川	丸尾川	右左	200	諫早市	多良見町	喜々津川合流点よりJR橋	C	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	喜々津川	丸尾川	右左	400	諫早市	多良見町	JR橋より化屋交差点下	A	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	喜々津川	丸尾川	右左	400	諫早市	多良見町	JR橋より化屋交差点下	A	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	喜々津川	丸尾川	右左	548	諫早市	多良見町	化屋交差点下より上流端	B	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	喜々津川	丸尾川	右左	548	諫早市	多良見町	化屋交差点下より上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
10	諫早市	伊木力川	伊木力川	右左	400	諫早市	多良見町	河口より伊木力橋上流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	伊木力川	伊木力川	右左	800	諫早市	多良見町	河口より永代橋下流200m	B	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	伊木力川	伊木力川	右左	1414	諫早市	多良見町	伊木力橋上流100mより上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	伊木力川	伊木力川	右左	1014	諫早市	多良見町	永代橋下流200mより上流端	C	溢水、決壊	積土のう工

二級河川

県央振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法
					市郡	町村	位置			
11	諫早市	伊木力川	山川内川	右	1200	諫早市	多良見町	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	1200	諫早市	多良見町			
12	諫早市	長里川	長里川	右	2400	諫早市	小長井町	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	2400	諫早市	小長井町			
13	諫早市	長里川	小川内川	右	1200	諫早市	小長井町	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	1100	諫早市	小長井町			
14	諫早市	今里川	今里川	右	600	諫早市	小長井町	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	500	諫早市	小長井町			
	諫早市	今里川	今里川	右	100	諫早市	小長井町	A	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	今里川	今里川	右	1231	諫早市	小長井町	C	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	今里川	今里川	左	1231	諫早市	小長井町			
15	諫早市	小深井川	小深井川	右	200	諫早市	小長井町	B	溢水、決壊	積土のう工
				左						
	諫早市	小深井川	小深井川	右	200	諫早市	小長井町	A	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	小深井川	小深井川	右	2100	諫早市	小長井町	C	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	小深井川	小深井川	左	2100	諫早市	小長井町			
16	諫早市	船津川	船津川	右	100	諫早市	小長井町	B	溢水	積土のう工
				左	100	諫早市	小長井町			
	諫早市	船津川	船津川	右	1900	諫早市	小長井町	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	1900	諫早市	小長井町			
17	諫早市	田結川	田結川	右	500	諫早市	飯盛町	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	1800	諫早市	飯盛町			
	諫早市	田結川	田結川	右	2300	諫早市	飯盛町	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	900	諫早市	飯盛町			
	諫早市	田結川	田結川	右	400	諫早市	飯盛町	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	200	諫早市	飯盛町			
18	諫早市	江ノ浦川	江ノ浦川	右	700	諫早市	飯盛町	A	溢水、決壊	積土のう工
				左	800	諫早市	飯盛町			
	諫早市	江ノ浦川	江ノ浦川	右	1700	諫早市	飯盛町	B	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	江ノ浦川	江ノ浦川	左	1400	諫早市	飯盛町			
	諫早市	江ノ浦川	江ノ浦川	右	2000	諫早市	飯盛町	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	2400	諫早市	飯盛町			
19	諫早市	唐比川	唐比川	右	1633	諫早市	森山町	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	1633	諫早市	森山町			
20	大村市	郡川	郡川	右	900	大村市	寿古町	C	溢水	積土のう工
				左	300	大村市	沖田町			
	大村市	郡川	郡川	右	700	大村市	寿古町	A	溢水、決壊	積土のう工
	大村市	郡川	郡川	左	5100	大村市	郡大橋より石場橋			
	大村市	郡川	郡川	右	2900	大村市	寿古町	B	溢水	積土のう工
	大村市	郡川	郡川	右	2700	大村市	沖田町	C	溢水、決壊	積土のう工
	大村市	郡川	郡川	左						
	大村市	郡川	郡川	右	300	大村市	宮代町	B	溢水	積土のう工
				左	2200	大村市	原町			
	大村市	郡川	郡川	右	2200	大村市	宮代町	C	溢水、決壊	積土のう工
	大村市	郡川	郡川	左						
	大村市	郡川	郡川	右	1900	大村市	宮代町	A	溢水、決壊	積土のう工
	大村市	郡川	郡川	右	200	大村市	原町	B	溢水	積土のう工
	大村市	郡川	郡川	左						
21	大村市	郡川	佐奈河内川	右	2924	大村市	今富町	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	2924	大村市	今富町			
22	大村市	郡川	南河内川	右	100	大村市	中岳町	C	溢水	積土のう工
				左	100	大村市	田下町			
23	大村市	大上戸川	大上戸川	右	1600	大村市	水田町	A	溢水、決壊	積土のう工
				左	1600	大村市	西三城町			
	大村市	大上戸川	大上戸川	右	1955	大村市	上諏訪町	B	溢水、決壊	積土のう工
	大村市	大上戸川	大上戸川	左	1955	大村市	荒平町			
24	大村市	大上戸川	藤の川	右	1196	大村市	池田新町	A	溢水、決壊	積土のう工
				左	1196	大村市	上諏訪町			
25	大村市	内田川	内田川	右	1400	大村市	武部町	A	溢水、決壊	積土のう工
				左	900	大村市	玖島三丁目			
	大村市	内田川	内田川	右	800	大村市	水計町	B	溢水、決壊	積土のう工
	大村市	内田川	内田川	左	1300	大村市	武部町			
	大村市	内田川	内田川	右	383	大村市	水計町	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	383	大村市	徳泉川内町			

二級河川

県央振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法	
					市郡	町村	位置				
26	大村市	鈴田川	鈴田川	右 左	1200	大村市	陰平町	河口より小江川橋上流300m	C	溢水、決壊	積土のう工
	大村市	鈴田川	鈴田川	右 左	500 100	大村市 大村市	玖原2丁目 陰平町	河口より三鈴橋下流50m 小江川橋上流300mより鈴田橋下流100m	A	溢水 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	大村市	鈴田川	鈴田川	右 左	500 1000	大村市 大村市	岩松町 大里町	三鈴橋下流50mより小江川橋上流100m 鈴田橋下流100mより似田橋上流50m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	大村市	鈴田川	鈴田川	右 左	4770 3470	大村市 大村市	比良町 平町	小江川橋上流100mより上流端 似田橋上流50mより上流端	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
27	大村市	鈴田川	稲河内川	右 左	100 500	大村市 大村市	岩松町 岩松町	鈴田川合流点より岩松橋下流200m 鈴田川合流点より稲河内橋下流100m	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	大村市	鈴田川	稲河内川	右 左	400	大村市	岩松町	岩松橋下流200mより稲河内橋下流100m	B	溢水	積土のう工
	大村市	鈴田川	稲河内川	右 左	1759 1759	大村市 大村市	岩松町 岩松町	稲河内橋下流100mより上流端 稲河内橋下流100mより上流端	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
28	大村市	鈴田川	針尾川	右 左	400 100	大村市 大村市	岩松町 岩松町	鈴田川合流点より針尾橋上流200m 鈴田川合流点より境橋上流50m	A	溢水、決壊 溢水	積土のう工 積土のう工
	大村市	鈴田川	針尾川	右 左	300	大村市	岩松町	境橋上流50mより針尾橋上流200m	B	溢水	積土のう工
	大村市	鈴田川	針尾川	右 左	1722 1722	大村市 大村市	向木場町 東大村1丁目	針尾橋上流200mより上流端 針尾橋上流200mより上流端	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
29	大村市	鈴田川	小川内川	右 左	2955 2955	大村市 大村市	小川内町 小川内町	鈴田川合流点より第二小川内橋上流250m 鈴田川合流点より第二小川内橋上流250m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
30	大村市 諫早市	東大川	今村川	右 左	2600 200	大村市 諫早市	今村町 真崎町	河口より上流端 河口より今村橋下流100m	C	溢水、決壊 溢水	積土のう工 積土のう工
	諫早市	東大川	今村川	右 左	100	諫早市	真崎町	今村橋下流100mより今村橋	A	溢水、決壊	積土のう工
	諫早市	東大川	今村川	右 左	100	諫早市	真崎町	今村橋より今村橋上流100m	C	溢水	積土のう工
	大村市	東大川	今村川	右 左	1100	大村市	今村町	今村2号橋下流100mより平田橋	C	溢水、決壊	積土のう工
31	大村市	よし川	よし川	右 左	200 1895	大村市 大村市	松原本町 皆同町	河口より葭橋 河口より上流端	C	溢水 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	大村市	よし川	よし川	右 左	100	大村市	草場町	葭橋より葭橋上流100m	B	溢水	積土のう工
	大村市	よし川	よし川	右 左	1595	大村市	弥勒寺町	葭橋上流100mより上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
小 計		二級河川	31河川	右 左	80,625 78,725	合 計	159,350m				

[市管理]重要水防箇所（河川）

資料 3 - 2 - 2

準用河川

県央振興局管内

番号	水防管理団体名	水系名	河川名	重要水防区		延長(m)	予想される事態	対策水防工法	予想される被害状況: A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m		区分
				区	域						
1	大村市	大上戸川	城ノ尾川	右	東大村2丁目 ～ 上諏訪町	2,340	溢水	積み土のう工	A	B	準用
				左	東大村2丁目 ～ 上諏訪町	2,340	決壊		C	河川	
2	大村市	大上戸川	長岡川	右	東大村2丁目 ～ 上諏訪町	2,460	溢水	積み土のう工	A	B	準用
				左	東大村2丁目	2,460	決壊		C	河川	
3	諫早市	本明川	半造川	右	宇都町237番地1地先 ～ 栗面町50番地1地先	1,560	溢水	積み土のう工	A	30 B	準用
				左	宇都町21番地4地先 ～ 栗面町82番地1地先	1,560			C	1,400 D	河川
4	諫早市	本明川	宗方川	右	長野町2197番地先 ～ 川内町136番10地先	2,387	溢水	積み土のう工	A	80 B	9 準用
				左	宗方町1080番1地先 ～ 川内町127番13地先	2,387			C	500 D	100 河川
5	諫早市	本明川	小ヶ倉川	右	天神町213番地先 ～ 小ヶ倉町877番地先	920	溢水	積み土のう工	A	B	9 準用
				左	小ヶ倉町1242番地先 ～ 小ヶ倉町1396番3地先	920			C	100 D	河川
6	諫早市	本明川	田井原川	右	仲沖町546番地先 ～ 仲沖町529番2地先	252	溢水	積み土のう工	A	B	1 準用
				左	仲沖町535番2地先 ～ 仲沖町476番3地先	252			C	100 D	河川
7	諫早市	本明川	福田東川	右	福田町251番地先 ～ 福田町276番3地先	60	溢水	積み土のう工	A	B	準用
				左	福田町225番地先 ～ 福田町225番地先	60			C	100 D	河川
8	諫早市	本明川	上有明川	右	森山町杉谷1646番1地先 ～ 森山町杉谷1598番1地先	549	溢水	積み土のう工	A	5 B	2 準用
				左	森山町唐比北84番2地先 ～ 雲仙市愛野町乙字山王7番1地先	549			C	300 D	河川
9	諫早市	本明川	牟田川	右	森山町上井牟田49番1地先 ～ 森山町上井牟田2264番1地先	1,205	溢水	積み土のう工	A	B	25 準用
				左	森山町上井牟田50番1地先 ～ 森山町上井牟田2261番地先	1,205			C	2,100 D	河川
10	諫早市	本明川	尾向川	右	長田町1071番地先 ～ 長田町1865番4地先	2,090	溢水	積み土のう工	A	10 B	9 準用
				左	長田町583番1地先 ～ 長田町1863番1地先	2,090			C	200 D	100 河川
11	諫早市	本明川	西昭和開川	右	森山町田尻936番地先 ～ 森山町田尻2277番地先	2,557	溢水	積み土のう工	A	30 B	63 準用
				左	森山町田尻803番地先 ～ 森山町田尻2278番地先	2,557			C	1,400 D	100 河川
12	諫早市	本明川	東昭和開川	右	森山町田尻148番3地先 ～ 森山町田尻2527番地先	2,548	溢水	積み土のう工	A	35 B	29 準用
				左	森山町田尻147番1地先 ～ 森山町田尻2709番1地先	2,548			C	2,500 D	100 河川
13	諫早市	東大川	貝津川	右	貝津町2799番地先 ～ 貝津町3021番1地先	567	溢水	積み土のう工	A	20 B	準用
				左	貝津町2705番地先 ～ 貝津町3025番2地先	567			C	300 D	河川
14	諫早市	西大川	西大川	右	津久葉町339番6地先 ～ 貝津町438番1地先	610	溢水	積み土のう工	A	10 B	準用
				左	津久葉町1883番28地先 ～ 貝津町1825番1地先	610			C	200 D	河川
15	諫早市	喜々津川	西川内川	右	多良見町西川内1054-1 ～ 喜々津川合流点	712	溢水	積み土のう工	A	7 B	準用
				左	多良見町西川内1087-1 ～ 喜々津川合流点	712			C	600 D	河川
16	諫早市	喜々津川	井手口川	右	多良見町西川内1205 ～ 喜々津川合流点	438	溢水	積み土のう工	A	3 B	準用
				左	多良見町西川内1001-2 ～ 喜々津川合流点	438			C	100 D	河川
17	諫早市	喜々津川	源八川	右	多良見町西川内1367-1 ～ 喜々津川合流点	497	溢水	積み土のう工	A	2 B	準用
				左	多良見町西川内1305 ～ 喜々津川合流点	497			C	100 D	河川
18	諫早市	喜々津川	中里川	右	多良見町中里870-2 ～ 喜々津川合流点	550	溢水	積み土のう工	A	B	準用
				左	多良見町中里804-1 ～ 喜々津川合流点	550			C	100 D	河川
19	諫早市	喜々津川	井樋ノ尾川	右	多良見町化屋1563-1 ～ 井樋ノ尾川合流点	1,153	溢水	積み土のう工	A	20 B	3 準用
				左	多良見町化屋1563-11 ～ 井樋ノ尾川合流点	1,153			C	700 D	河川
20	諫早市	伊木力川	野川内川	右	多良見町野川内656-5 ～ 伊木力川合流点	1,486	溢水	積み土のう工	A	2 B	3 準用
				左	多良見町野川内896-2 ～ 伊木力川合流点	1,486			C	200 D	400 河川
21	諫早市	伊木力川	幸仏川	右	多良見町野川内360-1 ～ 野川内川合流点	323	溢水	積み土のう工	A	B	準用
				左	多良見町野川内356-1 ～ 野川内川合流点	323			C	200 D	河川

[市管理]重要水防箇所（河川）

資料 3-2-2

準用河川

県央振興局管内

番号	水防管理団体名	水系名	河川名	重要水防区域		延長(m)	予想される事態	対策水防工法	予想される被害状況: A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m	区分
22	諫早市	唐比川	北森ノ木川	右	森山町唐比西386番地先 ～ 森山町唐比東108番1地先	1,266	溢水	積み土のう工	A 2 B 27	準用
				左	森山町唐比西字機現下216番地先 ～ 森山町唐比西6番外4家地先	1,266			C 800 D	河川
23	諫早市	早見川	早見川	右	早見町1270番1地先 ～ 早見町700番地先	1,639	溢水	積み土のう工	A 2 B 1	準用
				左	早見町1269番1地先 ～ 早見町2131番1地先	1,639			C 300 D	河川
24	諫早市	木床川	小角川	右	多良見町木床791-9 ～ 木床川合流点	327	溢水	積み土のう工	A 15 B	準用
				左	多良見町木床1116 ～ 木床川合流点	327			C 400 D	河川
25	諫早市	木床川	木床川	右	多良見町木床546-2 ～ 海	722	溢水	積み土のう工	A 30 B	準用
				左	多良見町木床549-1 ～ 海	722			C 600 D 100	河川
26	諫早市	東園川	東園川	右	多良見町西園125-2 ～ 海	473	溢水	積み土のう工	A 20 B	準用
				左	多良見町西園1-1 ～ 海	473			C 700 D 100	河川
27	諫早市	川内川	川内川	右	多良見町野副119-1 ～ 海	784	溢水	積み土のう工	A 15 B 3	準用
				左	多良見町西園468-1 ～ 海	784			C 400 D	河川
28	諫早市	野副川	野副川	右	多良見町野副284-2 ～ 海	706	溢水	積み土のう工	A 15 B 2	準用
				左	多良見町野副187-1 ～ 海	706			C 400 D	河川
29	諫早市	浮津川	浮津川	右	多良見町元釜578-1 ～ 海	518	溢水	積み土のう工	A 15 B	準用
				左	多良見町元釜531-1 ～ 海	518			C 600 D 100	河川
30	諫早市	田中川	田中川	右	多良見町舟津688 ～ 海	429	溢水	積み土のう工	A 10 B	準用
				左	多良見町舟津705 ～ 海	429			C 300 D	河川
31	諫早市	葛根原川	葛根原川	右	多良見町舟津507-1 ～ 海	391	溢水	積み土のう工	A 10 B	準用
				左	多良見町舟津505 ～ 海	391			C 400 D	河川
32	諫早市	浦川内川	浦川内川	右	多良見町佐瀬2135 ～ 海	726	溢水	積み土のう工	A 6 B 1	準用
				左	多良見町佐瀬2139-6 ～ 海	726			C 300 D	河川
33	諫早市	百石川	百石川	右	多良見町佐瀬1557-1 ～ 海	924	溢水	積み土のう工	A 1 B 5	準用
				左	多良見町佐瀬1552-1 ～ 海	924			C 300 D	河川
34	諫早市	五十石川	五十石川	右	多良見町佐瀬1142 ～ 海	702	溢水	積み土のう工	A 3 B 2	準用
				左	多良見町佐瀬1403-1 ～ 海	702			C 200 D	河川
35	諫早市	大浦川	大浦川	右	多良見町佐瀬168-2 ～ 海	616	溢水	積み土のう工	A B 1	準用
				左	多良見町佐瀬177-3 ～ 海	616			C 200 D	河川
	小計	準用河川	35 河川			70,974 m				
	合計		35 河川			70,974 m				

一級河川指定区間

島原振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法	
					市郡	町村	位置				
1	雲仙市	本明川	有明川	右 左	700	雲仙市	愛野町	水門より鉄道橋下流150m	B	溢水、決壊	積土のう工
	雲仙市	本明川	有明川	右 左	800	雲仙市	愛野町	鉄道橋下流150mより愛野大橋上流600m	A	溢水、決壊	積土のう工
	雲仙市	本明川	有明川	右 左	600	雲仙市	愛野町	愛野大橋上流600mより幸橋	B	溢水、決壊	積土のう工
	雲仙市	本明川	有明川	右 左	806	雲仙市	愛野町	幸橋より境橋上流50m	C	溢水	積土のう工
2	雲仙市	本明川	今木場川	右 左	1500 1100	雲仙市 雲仙市	愛野町 愛野町	有明川合流点より山ノ口橋下流30m 有明川合流点より今木場東橋上流200m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
3	雲仙市	本明川	千鳥川	右 左	400 400	雲仙市 雲仙市	愛野町 愛野町	千鳥橋(国道)下流400mより千鳥橋(国道) 千鳥橋(国道)下流400mより千鳥橋(国道)	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	雲仙市	本明川	千鳥川	右 左	3079 3079	雲仙市 雲仙市	愛野町 愛野町	千鳥橋(国道)より重尾1号橋上流250m 千鳥橋(国道)より重尾1号橋上流250m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
4	雲仙市	本明川	山田川	右 左	300	雲仙市	吾妻町	鉄道橋より吾妻橋上流100m	A	溢水、決壊	積土のう工
	雲仙市	本明川	山田川	右 左	500	雲仙市	吾妻町	鉄道橋より吾妻橋上流300m	B	溢水、決壊	積土のう工
	雲仙市	本明川	山田川	右 左	4800 4600	雲仙市 雲仙市	吾妻町 吾妻町	吾妻橋上流100mより道開橋 吾妻橋より道開橋	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
5	雲仙市	本明川	黒仁田川	右 左	723 723	雲仙市 雲仙市	吾妻町 吾妻町	長谷川合流点より2号橋上流100m 長谷川合流点より2号橋上流100m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
6	雲仙市	本明川	長谷川	右 左	2089 2089	雲仙市 雲仙市	吾妻町 吾妻町	山田川合流点より牧ノ内橋 山田川合流点より牧ノ内橋	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
7	雲仙市	本明川	土井川	右 左	500 1100	雲仙市 雲仙市	吾妻町 吾妻町	鉄道橋下流250mより土井橋(国道)上流50m 鉄道橋下流250mより田中橋上流50m	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	雲仙市	本明川	土井川	右 左	900	雲仙市	吾妻町	土井橋(国道)上流50mより前川原橋上流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
	雲仙市	本明川	土井川	右 左	560 860	雲仙市 雲仙市	吾妻町 吾妻町	前川原橋上流100mより長深橋上流250m 田中橋上流50mより長深橋上流250m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
8	雲仙市	本明川	田川原川	右 左	300 500	雲仙市 雲仙市	吾妻町 吾妻町	鉄道橋下流300mより鉄道橋 鉄道橋下流300mより田川原川橋上流100m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	雲仙市	本明川	田川原川	右 左	800 300	雲仙市 雲仙市	吾妻町 吾妻町	鉄道橋より大石橋上流100m 田川原川橋上流100mより河原橋上流200m	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	雲仙市	本明川	田川原川	右 左	300	雲仙市	吾妻町	大石橋上流100mより園河原橋	B	溢水、決壊	積土のう工
	雲仙市	本明川	田川原川	右 左	500	雲仙市	吾妻町	大石橋下流200mより園河原橋下流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
	雲仙市	本明川	田川原川	右 左	100	雲仙市	吾妻町	園河原橋下流100mより園河原橋	B	溢水、決壊	積土のう工
	雲仙市	本明川	田川原川	右 左	892 892	雲仙市 雲仙市	吾妻町 吾妻町	園河原橋より大園寺橋 園河原橋より大園寺橋	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
小 計	一級河川	8河川	右 左	20,049 16,743	合 計	36,792m					

二級河川

島原振興局管内

番号	水防管理 団体名	水 系 名	河 川 名	延長(m)	重 要 水 防 区 域			重要度	予想される事態	水防工法	
					市 郡	町 村	位 置				
1	雲仙市	千々石川	千々石川	右	1400	雲仙市	千々石町	河口より5号橋	A	溢水、決壊	積土のう工
				左	1600	雲仙市	千々石町	河口より田村橋		溢水、決壊	積土のう工
	雲仙市	千々石川	千々石川	右	6700	雲仙市	千々石町	5号橋より水電橋上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	6500	雲仙市	千々石町	田村橋より水電橋上流100m		溢水、決壊	積土のう工
2	雲仙市	千々石川	上峯川	右	200	雲仙市	千々石町	千々石川合流点より1号橋	A	溢水、決壊	積土のう工
				左							
	雲仙市	千々石川	上峯川	右					C	溢水、決壊	積土のう工
				左	1200	雲仙市	千々石町	千々石川合流点より大中橋下流100m		溢水、決壊	積土のう工
	雲仙市	千々石川	上峯川	右	400	雲仙市	千々石町	1号橋より2号橋上流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	100	雲仙市	千々石町	大中橋下流100mより大中橋		溢水、決壊	積土のう工
	雲仙市	千々石川	上峯川	右	1298	雲仙市	千々石町	2号橋上流100mより5号橋上流350m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	598	雲仙市	千々石町	大中橋より5号橋上流350m		溢水、決壊	積土のう工
3	雲仙市	千々石川	清水川	右					C	溢水、決壊	積土のう工
				左	500	雲仙市	千々石町	千々石川合流点より船板橋上流100m		溢水、決壊	積土のう工
	雲仙市	千々石川	清水川	右	400	雲仙市	千々石町	千々石川合流点より船板橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	600	雲仙市	千々石町	船板橋上流100mより9号橋		溢水、決壊	積土のう工
	雲仙市	千々石川	清水川	右	1017	雲仙市	千々石町	船板橋より11号橋上流250m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	317	雲仙市	千々石町	9号橋より11号橋上流250m		溢水、決壊	積土のう工
4	雲仙市	田内川	田内川	右	300	雲仙市	吾妻町	河口より田苗橋上流100m	A	溢水、決壊	積土のう工
				左							
	雲仙市	田内川	田内川	右					B	溢水、決壊	積土のう工
				左	800	雲仙市	吾妻町	河口より長塚橋下流100m		溢水、決壊	積土のう工
	雲仙市	田内川	田内川	右	4745	雲仙市	吾妻町	田苗橋上流100mより三室木場橋上流600m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	4245	雲仙市	吾妻町	長塚橋下流100mより三室木場橋上流600m		溢水、決壊	積土のう工
5	雲仙市	西郷川	西郷川	右	500	雲仙市	瑞穂町	鉄道橋下流100mより瑞穂橋上流50m	C	溢水	積土のう工
				左	5500	雲仙市	瑞穂町	鉄道橋下流100mより岩戸大橋下流50m		溢水、決壊	積土のう工
	雲仙市	西郷川	西郷川	右	600	雲仙市	瑞穂町	瑞穂橋上流50mより古江橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	200	雲仙市	瑞穂町	岩戸大橋下流50mより岩戸大橋上流150m		溢水	積土のう工
	雲仙市	西郷川	西郷川	右	6414	雲仙市	瑞穂町	古江橋より22号橋上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	1814	雲仙市	瑞穂町	岩戸大橋上流150mより22号橋上流100m		溢水、決壊	積土のう工
6	雲仙市	船津川	船津川	右	200	雲仙市	瑞穂町	鉄道橋より新船津橋(国道)上流50m	A	溢水、決壊	積土のう工
				左	200	雲仙市	瑞穂町	鉄道橋より新船津橋(国道)上流50m		溢水、決壊	積土のう工
	雲仙市	船津川	船津川	右	3147	雲仙市	瑞穂町	新船津橋(国道)上流50mより16号橋上流200m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	3147	雲仙市	瑞穂町	新船津橋(国道)上流50mより16号橋上流200m		溢水、決壊	積土のう工
7	雲仙市	松江川	松江川	右	400	雲仙市	瑞穂町	1号橋下流100mより伊福橋上流100m	A	溢水、決壊	積土のう工
				左	400	雲仙市	瑞穂町	1号橋下流100mより伊福橋上流100m		溢水、決壊	積土のう工
	雲仙市	松江川	松江川	右	3500	雲仙市	瑞穂町	伊福橋上流100mより19号橋上流350m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	3500	雲仙市	瑞穂町	伊福橋上流100mより19号橋上流350m		溢水、決壊	積土のう工
8	雲仙市	権現川	権現川	右	300	雲仙市	瑞穂町	1号橋より4号橋下流100m	A	溢水、決壊	積土のう工
				左	200	雲仙市	瑞穂町	1号橋より3号橋上流100m		溢水、決壊	積土のう工
	雲仙市	権現川	権現川	右	2645	雲仙市	瑞穂町	4号橋下流100mより17号橋上流500m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	2745	雲仙市	瑞穂町	3号橋上流100mより17号橋上流500m		溢水、決壊	積土のう工
9	雲仙市	神代川	神代川	右	400	雲仙市	国見町	神代橋より白魚橋上流50m	C	溢水	積土のう工
				左	4341	雲仙市	国見町	神代橋より灰木大橋		溢水、決壊	積土のう工
	雲仙市	神代川	神代川	右	1100	雲仙市	国見町	白魚橋上流50mより中津橋上流50m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左							
	雲仙市	神代川	神代川	右	100	雲仙市	国見町	中津橋上流50mより中津橋上流150m	A	溢水、決壊	積土のう工
				左							
	雲仙市	神代川	神代川	右	2741	雲仙市	国見町	中津橋上流150mより灰木大橋	C	溢水、決壊	積土のう工
				左							
10	雲仙市	神代川	みのつる川	右	800	雲仙市	瑞穂町	神代川合流点より5号橋(中川原橋)	C	溢水、決壊	積土のう工
				左							
	雲仙市	神代川	みのつる川	右	510	雲仙市	瑞穂町	5号橋(中川原橋)より中尾橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	800	雲仙市	瑞穂町	土井の上橋下流50mより中尾橋		溢水、決壊	積土のう工
11	雲仙市	土黒川	土黒川	右	4,300	雲仙市	国見町	河口より11号橋上流150m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	5,400	雲仙市	国見町	河口より坂下橋下流250m		溢水、決壊	積土のう工
	雲仙市	土黒川	土黒川	右	100	雲仙市	国見町	11号橋上流150mより11号(清水橋)上流250m	A	溢水、決壊	積土のう工
				左	200	雲仙市	国見町	坂下橋下流250mより坂下橋下流450m		溢水、決壊	積土のう工
	雲仙市	土黒川	土黒川	右	4,154	雲仙市	国見町	11号橋(清水橋)上流250mより魚洗川橋上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	2,954	雲仙市	国見町	坂下橋下流450mより魚洗川橋上流100m		溢水、決壊	積土のう工
12	雲仙市	土黒川	土黒西川	右	3,170	雲仙市	国見町	土黒川合流点より堂徳橋上流700m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	3,170	雲仙市	国見町	土黒川合流点より堂徳橋上流700m		溢水、決壊	積土のう工
13	雲仙市	栗谷川	栗谷川	右	200	雲仙市	有明町	河口より3号橋(栗釜橋)	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	200	雲仙市	国見町	河口より3号橋(栗釜橋)		溢水、決壊	積土のう工
	雲仙市	栗谷川	栗谷川	右	4,277	雲仙市	有明町	3号橋より11号橋上流200m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	4,277	雲仙市	国見町	3号橋より11号橋上流200m		溢水、決壊	積土のう工
14	雲仙市	多比良川	多比良川	右	700	雲仙市	国見町	河口より8号橋上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	700	雲仙市	国見町	河口より8号橋上流100m		溢水、決壊	積土のう工
	雲仙市	多比良川	多比良川	右	100	雲仙市	国見町	8号橋上流100mより8号橋上流200m	A	溢水、決壊	積土のう工
				左	100	雲仙市	国見町	8号橋上流100mより8号橋上流200m		溢水、決壊	積土のう工

二級河川

島原振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法
					市郡	町村	位置			
14	雲仙市	多比良川	多比良川	右 600	雲仙市	国見町	8号橋上流200mより14号橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				左 600	雲仙市	国見町	8号橋上流200mより14号橋			溢水、決壊
	雲仙市	多比良川	多比良川	右 2,400	雲仙市	国見町	14号橋より32号橋上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左 2,400	雲仙市	国見町	14号橋より32号橋上流100m			溢水、決壊
15	雲仙市	倉地川	倉地川	右 100	雲仙市	国見町	河口より上流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左 200	雲仙市	国見町	河口より上流200m			溢水、決壊
	雲仙市	倉地川	倉地川	右 3,112	雲仙市	国見町	河口上流100mより上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
				左 3,012	雲仙市	国見町	河口上流200mより上流端			溢水、決壊
16	雲仙市	倉地川	後牟田川	右 300	雲仙市	国見町	倉地川合流点より上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
				左 300	雲仙市	国見町	倉地川合流点より上流端			溢水、決壊
17	雲仙市	小津波見川	小津波見川	右 600	雲仙市	南串山町	河口より6号橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				左 700	雲仙市	南串山町	河口より6号橋上流100m			溢水、決壊
	雲仙市	小津波見川	小津波見川	右 688	雲仙市	南串山町	6号橋より11号橋上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左 588	雲仙市	南串山町	6号橋上流100mより11号橋上流100m			溢水、決壊
18	雲仙市	川内川	川内川	右 2,000	雲仙市	南串山町	河口より上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
				左 2,000	雲仙市	南串山町	河口より上流端			溢水、決壊
19	雲仙市	境川	境川	右 900	雲仙市	小浜町	河口より4号堰	C	溢水、決壊	積土のう工
				左 1,100	雲仙市	南串山町	河口より4号堰上流200m			溢水、決壊
20	島原市	中尾川	中尾川	右 350	島原市	前浜町	河口より扇田大橋上流100m	C	溢水	積土のう工
				左 350	島原市	前浜町	河口より扇田大橋上流100m			溢水
21	南島原市	水無川	水無川	右 800	南島原市	深江町	河口より水無川橋	C	溢水、決壊	積土のう工
22	島原市	白水川	白水川	右 1,000	島原市	緑町	河口より白水川2号橋下流70m	A	溢水、決壊	積土のう工
				左 1,000	島原市	栄町	河口より白水川2号橋下流70m			溢水、決壊
	島原市	白水川	白水川	右 1,133	島原市	緑町	白水川2号橋下流70mより白水砂防堰堤	B	溢水、決壊	積土のう工
				左 1,133	島原市	栄町	白水川2号橋下流70mより白水砂防堰堤			溢水、決壊
	島原市	白水川	白水川	右 1,333	島原市	緑町	13号橋より20号橋（白水川4号線）上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左 700	島原市	新山	13号橋より緑町橋（白水川4号線）下流100m			溢水、決壊
	島原市	白水川	白水川	右				A		
				左 633	島原市	新山	緑町橋下流100mより20号橋上流100m			溢水、決壊
23	島原市	西川	西川	右 2,600	島原市	出の川町	河口より新西川橋上流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左 2,600	島原市	広高野町	河口より新西川橋上流100m			溢水、決壊
	島原市	西川	西川	右 1,010	島原市	出の川町	新西川橋上流100mより14号橋上流200m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左 1,010	島原市	広高野町	新西川橋上流100mより14号橋上流200m			溢水、決壊
24	島原市	點川	點川	右 1,362	島原市	大下町	河口より13号橋上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左 1,362	島原市	新湊	河口より13号橋上流100m			溢水、決壊
25	島原市	新湊川	新湊川	右 1,100	島原市	南下川尻町	河口より13号橋上流100m	A	溢水、決壊	積土のう工
				左 1,000	島原市	緑町	河口より12号橋上流100m			
	島原市	新湊川	新湊川	右 100	島原市	南下川尻町	13号橋上流100より14号橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				左 500	島原市	緑町	12号橋上流100mより17号橋下流100m			溢水、決壊
	島原市	新湊川	新湊川	右 760	島原市	緑町	14号橋より19号橋上流100m	A	溢水、決壊	積土のう工
				左 460	島原市	南下川尻町	17号橋下流100mより19号橋上流100m			溢水、決壊
26	島原市	大手川	大手川	右 100	島原市	万町	河口より国道橋上流100m	A	溢水、決壊	積土のう工
				左 800	島原市	上新一丁目	河口より幸橋上流200m			溢水、決壊
	島原市	大手川	大手川	右 300	島原市	萩原一丁目	国道橋上流100mより今川橋上流30m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左 248	島原市	萩原二丁目	幸橋上流200mより極楽橋上流100m			溢水、決壊
	島原市	大手川	大手川	右 648	島原市	萩原二丁目	今川橋上流30mより極楽橋上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
27	島原市	北川	北川	右 2,980	島原市	下折橋町	河口より20号橋北川5号線上流400m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左 1,000	島原市	柏野町	河口より中道橋下流100m			溢水、決壊
	島原市	北川	北川	右				B	溢水、決壊	積土のう工
				左 800	島原市	杉山町	中道橋下流100mより15号橋上流100m			溢水、決壊
	島原市	北川	北川	右				C	溢水、決壊	積土のう工
				左 1,180	島原市	下折橋町	15号橋上流100mより20号橋北川5号線上流400m			溢水、決壊
28	島原市	湯江川	湯江川	右 1,600	島原市	有明町	河口より寺前橋上流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左 1,600	島原市	有明町	河口より寺前橋上流100m			溢水、決壊
	島原市	湯江川	湯江川	右 3,314	島原市	有明町	寺前橋上流100mより緑橋	C	溢水、決壊	積土のう工
				左 3,314	島原市	有明町	寺前橋上流100mより緑橋			溢水、決壊
29	島原市	湯江川	前川内川	右 1,320	島原市	有明町	湯江川合流部より7号橋上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左 1,320	島原市	有明町	湯江川合流部より7号橋上流100m			溢水、決壊
30	南島原市	堀川	堀川	右 1,100	南島原市	加津佐町	河口より宮原橋上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左 1,000	南島原市	加津佐町	河口より宮原橋			溢水、決壊
	南島原市	堀川	堀川	右 800	南島原市	加津佐町	宮原橋上流100mより長瀬橋下流200m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左 1,000	南島原市	加津佐町	宮原橋より長瀬橋下流100m			溢水、決壊
	南島原市	堀川	堀川	右 900	南島原市	加津佐町	加津佐橋下流200mより半十田橋上流500m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左 1,300	南島原市	加津佐町	長瀬橋下流100mより半十田橋上流600m			溢水、決壊
31	南島原市	堀川	千壇川	右 200	南島原市	加津佐町	堀川合流点より2号橋上流100m	B	溢水	積土のう工
	南島原市	堀川	千壇川	右 161	南島原市	加津佐町	2号橋上流100mより4号橋	C	溢水	積土のう工
				左 361	南島原市	加津佐町	堀川合流点より4号橋			溢水

二級河川

島原振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法
					市郡	町村	位置			
32	南島原市	堀川	山口川	右	600	南島原市	加津佐町 堀川合流点より山口橋上流500m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	600	南島原市	加津佐町 堀川合流点より山口橋上流500m			
33	南島原市	堀川	中尾川	右	241	南島原市	加津佐町 山口川合流点より上山口橋	C	溢水	積土のう工
				左	241	南島原市	加津佐町 山口川合流点より上山口橋			
34	南島原市	小松川	小松川	右	3,676	南島原市	加津佐町 河口より奥田橋下流250m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	3,676	南島原市	加津佐町 河口より奥田橋下流250m			
35	南島原市	小松川	谷山川	右	200	南島原市	加津佐町 小松川合流点より1号橋	B	溢水、決壊	積土のう工
	南島原市	小松川	谷山川	右	294	南島原市	加津佐町 1号橋より1号橋上流200m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	494	南島原市	加津佐町 小松川合流点より1号橋上流200m			
36	南島原市	津波見川	津波見川	右	100	南島原市	加津佐町 河口より河口上流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	100	南島原市	加津佐町 河口より河口上流100m			
	南島原市	津波見川	津波見川	右	1,100	南島原市	加津佐町 河口上流100mより7号橋	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	1,100	南島原市	加津佐町 河口上流100mより7号橋			
37	南島原市	貝瀬川	貝瀬川	右				A	溢水、決壊	積土のう工
	南島原市	貝瀬川	貝瀬川	右	200	南島原市	口ノ津町 河口より貝瀬橋上流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	600	南島原市	口ノ津町 河口より4号橋上流100m			
	南島原市	貝瀬川	貝瀬川	右	100	南島原市	口ノ津町 貝瀬橋上流100mより貝瀬橋上流200m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	900	南島原市	口ノ津町 4号橋上流100mより7号橋(大淀橋)上流100m			
	南島原市	貝瀬川	貝瀬川	右	1,200	南島原市	口ノ津町 貝瀬橋上流200mより7号橋(大淀橋)上流100m	C	溢水	積土のう工
				左	400	南島原市	南有馬町 河口より河口上流400m			
38	南島原市	有馬川	有馬川	右				C	溢水、決壊	積土のう工
	南島原市	有馬川	有馬川	右	1,500	南島原市	南有馬町 河口上流400mより島瀬橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	1,000	南島原市	南有馬町 河口より日野江橋上流300m			
	南島原市	有馬川	有馬川	右	4,945	南島原市	南有馬町 島瀬橋より鮎返橋	C	溢水	積土のう工
				左	6,745	南島原市	南有馬町 日野江橋上流300mより鮎返橋			
39	南島原市	有馬川	七つ川	右	595	南島原市	南有馬町 有馬川合流点より2号橋上流400m	C	溢水	積土のう工
				左	595	南島原市	南有馬町 有馬川合流点より2号橋上流400m			
40	南島原市	有馬川	どんどん川	右	2,000	南島原市	南有馬町 有馬川合流点より荒尾橋上流100m	C	溢水	積土のう工
				左	2,000	南島原市	南有馬町 有馬川合流点より荒尾橋上流100m			
41	南島原市	田町川	田町川	右	1,372	南島原市	南有馬町 河口より6号橋上流300m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	1,372	南島原市	南有馬町 河口より6号橋上流300m			
42	南島原市	六反田川	六反田川	右	764	南島原市	南有馬町 河口より6号橋上流100m	C	溢水	積土のう工
				左	300	南島原市	南有馬町 河口より3号橋上流100m			
	南島原市	六反田川	六反田川	右				B	溢水	積土のう工
				左	100	南島原市	南有馬町 3号橋上流50mより4号橋			
	南島原市	六反田川	六反田川	右				C	溢水	積土のう工
				左	364	南島原市	南有馬町 4号橋より6号橋上流100m			
43	南島原市	葉山川	葉山川	右	1,183	南島原市	南有馬町 河口より6号橋上流200m	C	溢水	積土のう工
				左	1,183	南島原市	南有馬町 河口より6号橋上流200m			
44	南島原市	中谷川	中谷川	右	100	南島原市	南有馬町 河口より3号橋	B	溢水	積土のう工
				左	100	南島原市	南有馬町 河口より3号橋			
	南島原市	中谷川	中谷川	右	608	南島原市	南有馬町 3号橋より4号橋上流100m	C	溢水	積土のう工
				左	608	南島原市	南有馬町 3号橋より4号橋上流100m			
45	南島原市	有馬川	高江川	右	600	南島原市	北有馬町 有馬川合流点より6号橋下流50m	B	溢水、決壊	積土のう工
	南島原市	有馬川	高江川	右				A	溢水、決壊	積土のう工
				左	400	南島原市	北有馬町 有馬川合流点より3号橋上流100m			
	南島原市	有馬川	高江川	右	1,019	南島原市	北有馬町 6号橋下流50mより上流端	C	溢水	積土のう工
				左	1,219	南島原市	北有馬町 3号橋上流100mより上流端			
46	南島原市	有馬川	西正寺川	右	2,201	南島原市	北有馬町 有馬川合流点より10号橋	C	溢水	積土のう工
				左	2,201	南島原市	北有馬町 有馬川合流点より10号橋			
47	南島原市	有馬川	坂下川	右	2,392	南島原市	北有馬町 有馬川合流点より田中橋	C	溢水	積土のう工
				左	2,392	南島原市	北有馬町 有馬川合流点より田中橋			
48	南島原市	有馬川	恵通谷川	右	606	南島原市	北有馬町 有馬川合流点より3号橋上流200m	C	溢水	積土のう工
				左	606	南島原市	北有馬町 有馬川合流点より3号橋上流200m			
49	南島原市	大手川	大手川	右	1,700	南島原市	北有馬町 河口より6号橋(北谷橋)上流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	500	南島原市	北有馬町 河口より日之江橋			
	南島原市	大手川	大手川	右	405	南島原市	北有馬町 6号橋(北谷橋)上流100mより上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	1,605	南島原市	北有馬町 日之江橋より上流端			
50	南島原市	須川川	須川川	右	1,460	南島原市	西有家町 河口より12号橋上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	800	南島原市	西有家町 河口より国道橋下流150m			
	南島原市	須川川	須川川	右				A	溢水、決壊	積土のう工
				左	200	南島原市	西有家町 国道橋下流150mより上流50m			
50	南島原市	須川川	須川川	右				C	溢水、決壊	積土のう工
	南島原市	竜石川	竜石川	右	460	南島原市	西有家町 国道橋上流50mより12号橋上流100m	B	溢水	積土のう工
				左	200	南島原市	西有家町 河口より龍石橋(市道)下流100m			
51	南島原市	竜石川	竜石川	右	400	南島原市	西有家町 河口より龍石橋(市道)上流100m	B	溢水	積土のう工
				左	500	南島原市	西有家町 龍石橋(市道)下流100mより船落橋			
	南島原市	竜石川	竜石川	右	300	南島原市	西有家町 龍石橋(市道)上流100mより船落橋	C	溢水	積土のう工
				左						

二級河川

島原振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名		延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法
						市郡	町村	位置			
52	南島原市	有家川	有家川	右	400	南島原市	西有家町	河口より相生橋	C	溢水	積土のう工
				左	1,100	南島原市	有家町	河口より西有家橋(国道)		溢水	積土のう工
	南島原市	有家川	有家川	右	200	南島原市	西有家町	相生橋より上流200m	B	溢水	積土のう工
				左	200	南島原市	有家町	西有家橋(国道)より西有家橋(国道)上流200m		溢水	積土のう工
	南島原市	有家川	有家川	右	200	南島原市	西有家町	相生橋上流200mより上八田潜水橋下流100m	A	溢水、決壊	積土のう工
				左							
	南島原市	有家川	有家川	右	400	南島原市	西有家町	上八田潜水橋下流100mより西有家橋上流100m	B	溢水	積土のう工
				左							
	南島原市	有家川	有家川	右	1,150	南島原市	西有家町	西有家橋上流100mより8号橋上流400m	C	溢水	積土のう工
				左	1,050	南島原市	有家町	西有家橋上流200mより8号橋上流400m		溢水、決壊	積土のう工
53	南島原市	蒲河川	蒲河川	右	3,303	南島原市	有家町	河口より15号橋	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	3,303	南島原市	有家町	河口より15号橋		溢水、決壊	積土のう工
54	南島原市	新川	新川	右	300	南島原市	布津町	河口より飯野橋	B	溢水	積土のう工
				左	300	南島原市	布津町	河口より飯野橋		溢水、決壊	積土のう工
	南島原市	新川	新川	右	343	南島原市	布津町	飯野橋より5号橋	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	343	南島原市	布津町	飯野橋より5号橋		溢水、決壊	積土のう工
55	南島原市	深江川	深江川	右	300	南島原市	深江町	河口より深江橋上流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	700	南島原市	深江町	河口より天理橋上流100m		溢水、決壊	積土のう工
	南島原市	深江川	深江川	右	2,100	南島原市	深江町	深江橋上流100mより昭和橋上流200m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	1,500	南島原市	深江町	天理橋上流100mより昭和橋		溢水、決壊	積土のう工
56	南島原市	深江川	中ノ間川	右	797	南島原市	深江町	深江川合流点より9号橋	C	溢水	積土のう工
				左	797	南島原市	深江町	深江川合流点より9号橋		溢水	積土のう工
57	南島原市	深江川	畔津川	右	300	南島原市	深江町	深江川合流点より桑島橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	300	南島原市	深江町	深江川合流点より桑島橋		溢水、決壊	積土のう工
	南島原市	深江川	畔津川	右	904	南島原市	深江町	桑島橋より坂首橋	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	904	南島原市	深江町	桑島橋より坂首橋		溢水、決壊	積土のう工
小 計		二級河川	57河川	右	135,447	合 計	270,984m				
			左	135,537							

準用河川・その他河川

島原振興局管内

番号	水防管理団体名	水系名	河川名	重要水防区			予想される事態	対策水防工法	予想される被害状況: A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m	区分
				区	域	延長(m)				
1	雲仙市	多比良川	六郷川	右	国見町船津	100	決壊	積み土のう工	A 8	準用
				左	国見町船津	100	溢水		C 100	河川
2	雲仙市	金浜川	金浜川	右	小浜町木場、金浜	8,100	決壊	積み土のう工	A 60 B 20	準用
				左	小浜町木場、金浜	8,100	溢水		C 300	河川
3	南島原市	竜石川	井龍川	右	西有家町中棚 ～ 前田原	1,400	決壊	積み土のう工	A 80 B 5	準用
				左	西有家町中棚 ～ 前田原	1,400	溢水		C 300	河川
4	南島原市	竜石川	竜石川	右	西有家町岩下 ～ 船落	600	決壊	積み土のう工	A 30 B 2	準用
				左	西有家町岩下 ～ 船落	600	溢水		C 400	河川
5	南島原市	引無田川	引無田川	右	西有家町六枚平 ～ 引無田	1,000	決壊	積み土のう工	A 150 B 3	準用
				左	西有家町六枚平 ～ 引無田	1,000	溢水		C 200	河川
6	南島原市	角屋川	角屋川	右	口之津町山奥堤 ～ 海	1,000	決壊	積み土のう工	A 50	準用
				左	口之津町山奥堤 ～ 海	1,000	溢水		C 30	河川
7	南島原市	東川	東川	右	口之津町与茂作川 ～ 海	800	決壊	積み土のう工	A 30	準用
				左	口之津町与茂作川 ～ 海	800	溢水		C 600	河川
	小計	準用河川	7 河川			26,000 m				
1	雲仙市	有明川	小無田川	右	愛野町小無田 ～ 小無田下	200	決壊	積み土のう工	A 26 B 6	普通
				左	愛野町小無田 ～ 小無田下	200	溢水		C 200	河川
2	雲仙市	有明川	桜山川	右	愛野町中島・桜山地区	500	決壊	積み土のう工	A 10 B 7	普通
				左	愛野町中島・桜山地区	500	溢水		C 460	河川
3	雲仙市	有明川	境ノ尾川	右	愛野町境ノ尾前 ～ 境ノ尾下	200	決壊	積み土のう工	A 26 B 6	普通
				左	愛野町境ノ尾前 ～ 境ノ尾下	200	溢水		C 200	河川
4	雲仙市	小野河内川	小野河内川	右	小浜町小野河内	2,300	決壊	積み土のう工	A 20 B 8	普通
				左	小浜町小野河内	2,300	溢水		C 150	河川
5	雲仙市	白頭川	白頭川	右	南串山町白頭、溜田	220	決壊	積み土のう工	A 5 B 6	普通
				左	南串山町白頭、溜田	220	溢水		C 100	河川
6	雲仙市	東倉越川	東倉越川	右	南串山町京泊	720	決壊	積み土のう工	A 9 B 0.1	普通
				左	南串山町京泊	720	溢水		C 200	河川
7	南島原市	木葉川	木葉川	右	口之津町上西ノ谷	1,230	決壊	積み土のう工	A 240 B 31	普通
				左	口之津町上西ノ谷	1,230	溢水		C 1,000 D	河川
8	南島原市	新川	新川	右	南有馬町中谷・下方	700	決壊	積み土のう工	A 20 B 5	普通
				左	南有馬町中谷・下方	700	溢水		C 500	河川
9	南島原市	落橋川	落橋川	右	南有馬町国道橋 ～ 海	900	決壊	積み土のう工	A 15 B 10	普通
				左	南有馬町国道橋 ～ 海	915	溢水		C 800	河川
10	南島原市	有馬川	高江川	右	北有馬町山岳 ～ 今福名	3,981	溢水	積み土のう工	A 70 B	普通
				左	北有馬町山岳 ～ 今福名	3,981	洗掘		C D	河川
11	南島原市	有馬川	浦口川	右	北有馬町上浦口 ～ 下浦口	200	決壊	積み土のう工	A 10	普通
				左	北有馬町上浦口 ～ 下浦口	200	溢水			河川
12	南島原市	蒲河川	蒲河川	右	有家町新田、蒲河原、川原田	1,500	決壊	積み土のう工	A 20 B 3	普通
				左	有家町長田、堀之内、礎、尾首	1,500	溢水		C 500	河川

準用河川・その他河川

島原振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	重要水防区域			予想される 事象	対策水防 工法	予想される被害状況：A家屋戸、B耕地 ha、C道路m、D鉄道m				区分
				区	域	延長(m)							
13	南島原市	大崎川	大崎川	右	布津町大崎名大久保	150	決壊	積み土のう工	A	25	B	0.9	普通 河川
				左	布津町大崎名大久保	150	溢水		C	600	D		
14	南島原市	新川	新川	右	布津町坂下名柳下 ～ 坂下名飯野新田	1,300	決壊	積み土のう工	A	3	B	7	普通 河川
				左	布津町坂下名柳下 ～ 坂下名飯野新田	1,300			C	300	D		
15	南島原市	渡世川	渡世川	右	布津町坂下名円空谷 ～ 大崎名下木場	600	決壊	積み土のう工	A	4	B	2	普通 河川
				左	布津町坂下名円空谷 ～ 大崎名下木場	600	溢水		C	300			
16	南島原市	馬場川	馬場川	右	深江町町、折口	1,000	決壊	積み土のう工	A	200			普通 河川
				左	深江町町、折口	1,000	溢水		C	200			
17	南島原市	メド川	メド川	右	深江町出ノ川	2,000	決壊	積み土のう工			B	5	普通 河川
				左	深江町出ノ川	2,000	溢水						
18	南島原市	高砂川	高砂川	右	有家町字毒水 ～ 海	2,400	決壊	積み土のう工	A	40	B	12	普通 河川
				左	有家町字毒水 ～ 海	2,400	溢水		C	50			
19	南島原市	榎田川	榎田川	右	有家町榎田(フケ田) ～ 海	500	決壊	積み土のう工	A	10	B	5	普通 河川
				左	有家町榎田(フケ田) ～ 海	500	溢水		C	150			
20	南島原市	木下川	木下川	右	加津佐町字酢ノ木 ～ 海	1,200	決壊	積み土のう工	A	70	B	5	普通 河川
				左	加津佐町字酢ノ木 ～ 海	1,200	溢水		C	2,000			
21	南島原市	高野川	高野川	右	有家町字高野 ～ 高野	600	決壊	積み土のう工			B	3	普通 河川
				左	有家町字高野 ～ 高野	600	溢水		C	150			
	小計	その他河川	21 河川			44,817 m							
	合計		28 河川			70,817 m							

二級河川

県北振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法
					市郡	町村	位置			
1	佐世保市	宮村川	宮村川	右 1100	佐世保市	南風崎町	海より1号鉄道橋下流100m	A	溢水	積土のう工
				左 2000	佐世保市	荻坂町	海より朝日橋上流150m		溢水、決壊	積土のう工
	佐世保市	宮村川	宮村川	右 2300	佐世保市	城間町	鉄道橋下流100mより四郎丸橋下流150m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左 1600	佐世保市	荻坂町	朝日橋上流150mより四郎丸橋上流50m		溢水、決壊	積土のう工
2	佐世保市	日字川	日字川	右 1760	佐世保市	瀬道町	四郎丸橋下流150mより上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
				左 1560	佐世保市	瀬道町	四郎丸橋上流50mより上流端		溢水、決壊	積土のう工
	佐世保市	日字川	日字川	右 2900	佐世保市	黒髪町	海より木場橋上流200m	A	溢水、決壊	積土のう工
				左 3700	佐世保市	黒髪町	海より墓橋上流100m		溢水、決壊	積土のう工
3	佐世保市	日字川	日字川	右 1700	佐世保市	黒髪町	木場橋上流200mより猫山ダム	B	溢水、決壊	積土のう工
				左 300	佐世保市	黒髪町	墓橋上流100mより猫山橋上流50m		溢水	積土のう工
	佐世保市	日字川	日字川	右 930	佐世保市	黒髪町	猫山ダムより上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
				左 1530	佐世保市	黒髪町	猫山橋上流50mより上流端		溢水、決壊	積土のう工
4	佐世保市	日字川	犬尾川	右 1480	佐世保市	黒髪町	日字川合流点より上流端	A	溢水、決壊	積土のう工
				左 1480	佐世保市	黒髪町	日字川合流点より上流端		溢水、決壊	積土のう工
5	佐世保市	日字川	黒髪川	右 60	佐世保市	黒髪町	日字川合流点より黒髪橋	A	溢水、決壊	積土のう工
				左 60	佐世保市	黒髪町	日字川合流点より黒髪橋		溢水、決壊	積土のう工
	佐世保市	日字川	黒髪川	右 260	佐世保市	黒髪町	黒髪橋より上流260m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左 260	佐世保市	黒髪町	黒髪橋より上流260m		溢水、決壊	積土のう工
6	佐世保市	日字川	西龍川	右 1420	佐世保市	大和町	日字川合流点より上流端	A	溢水、決壊	積土のう工
				左 1420	佐世保市	大和町	日字川合流点より上流端		溢水、決壊	積土のう工
7	佐世保市	佐世保川	佐世保川	右 4500	佐世保市	春日町	海より山の田橋上流250m	A	溢水、決壊	積土のう工
				左 4500	佐世保市	春日町	海より山の田橋上流250m		溢水、決壊	積土のう工
	佐世保市	佐世保川	佐世保川	右 720	佐世保市	桜木町	山の田橋上流250mより上流端	B	溢水、決壊	積土のう工
				左 720	佐世保市	桜木町	山の田橋上流250mより上流端		溢水、決壊	積土のう工
8	佐世保市	相浦川	相浦川	右 1200	佐世保市	大湯町	河口より数島橋上流150m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左						
	佐世保市	相浦川	相浦川	右				C	溢水、決壊	積土のう工
				左 600	佐世保市	日野町	河口より河口上流400m		溢水、決壊	積土のう工
9	佐世保市	相浦川	相浦川	右 1500	佐世保市	相浦町	数島橋上流150mより相浦橋上流100m	A	溢水、決壊	積土のう工
				左 4800	佐世保市	木宮町	河口上流400mより中里橋上流350m		溢水、決壊	積土のう工
	佐世保市	相浦川	相浦川	右 1300	佐世保市	相浦町	相浦橋上流100mより中里橋下流50m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左						
10	佐世保市	相浦川	相浦川	右 5600	佐世保市	大野町	中里橋下流50mより田原橋上流200m	A	溢水、決壊	積土のう工
				左						
	佐世保市	相浦川	相浦川	右				B	溢水、決壊	積土のう工
				左 2300	佐世保市	瀬戸越町	中里橋上流350mより吉岡橋上流400m		溢水、決壊	積土のう工
11	佐世保市	相浦川	相浦川	右				A	溢水、決壊	積土のう工
				左 1600	佐世保市	吉岡町	吉岡橋上流400mより左右橋		溢水、決壊	積土のう工
	佐世保市	相浦川	相浦川	右 1900	佐世保市	柚木元町	田原橋上流200mより元角虫橋下流250m	B	溢水	積土のう工
				左 1100	佐世保市	瀬戸越町	左右橋より双ッ岩橋上流100m		溢水	積土のう工
12	佐世保市	相浦川	相浦川	右 1800	佐世保市	柚木町	元角虫橋下流250mより柚木橋下流50m	A	溢水、決壊	積土のう工
				左 3400	佐世保市	柚木町	双ッ岩橋上流100mより柚木橋下流50m		溢水、決壊	積土のう工
	佐世保市	相浦川	相浦川	右 3700	佐世保市	川谷町	柚木橋下流50mより川谷橋上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左 3700	佐世保市	川谷町	柚木橋下流50mより川谷橋上流100m		溢水、決壊	積土のう工
13	佐世保市	相浦川	相浦川	右 1200	佐世保市	里美町	29号橋上流50mより石ノ倉橋上流700m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左 1200	佐世保市	里美町	29号橋上流50mより石ノ倉橋上流700m		溢水、決壊	積土のう工
	佐世保市	相浦川	久保仁田川	右 100	佐世保市	柚木町	相浦川合流点より南藤橋上流50m	B	溢水	積土のう工
				左 100	佐世保市	小舟町	相浦川合流点より南藤橋上流50m		溢水	積土のう工
14	佐世保市	相浦川	久保仁田川	右 500	佐世保市	柚木町	南藤橋上流50mより6号橋	C	溢水、決壊	積土のう工
				左 500	佐世保市	小舟町	南藤橋上流50mより6号橋		溢水、決壊	積土のう工
	佐世保市	相浦川	小川内川	右 2400	佐世保市	小川内町	相浦川合流点から大原橋下流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左 2600	佐世保市	白仁田町	相浦川合流点から大原橋下流100m		溢水、決壊	積土のう工
15	佐世保市	相浦川	小川内川	右 500	佐世保市	小川内町	大原橋下流100mから9号堰	C	溢水、決壊	積土のう工
				左 1000	佐世保市	白仁田町	大原橋下流100mから菰田貯水池		溢水、決壊	積土のう工
	佐世保市	相浦川	野中川	右 100	佐世保市	皆瀬町	相浦合流点から2号橋	A	溢水	積土のう工
				左 400	佐世保市	野中町	相浦合流点から6号橋		溢水	積土のう工
16	佐世保市	相浦川	野中川	右 300	佐世保市	野中町	2号橋から野中橋上流70m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左						
	佐世保市	相浦川	野中川	右 458	佐世保市	十文野町	野中橋上流70mから上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
				左 200	佐世保市	野中町	6号橋から11号橋上流30m		溢水、決壊	積土のう工
17	佐世保市	相浦川	里見川	右 100	佐世保市	野中町	相浦川合流点から里見橋上流100m	B	溢水	積土のう工
				左 200	佐世保市	原文町	相浦川合流点から2号橋		溢水、決壊	積土のう工
	佐世保市	相浦川	里見川	右 664	佐世保市	楠木町	里見橋上流100mから上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
				左 564	佐世保市	原文町	2号橋から上流端		溢水、決壊	積土のう工
18	佐世保市	相浦川	黄斑川	右 455	佐世保市	踊石町	小川内川合流点より5号橋上流55m	A	溢水	積土のう工
				左 455	佐世保市	踊石町	小川内川合流点より5号橋上流55m		溢水、決壊	積土のう工
19	佐世保市	相浦川	高尾川	右 271	佐世保市	柚木元町	相浦川合流点より上流端	B	溢水、決壊	積土のう工
				左						
20	佐世保市	相浦川	高尾川	右				A	溢水、決壊	積土のう工
				左 271	佐世保市	柚木元町	相浦川合流点より上流端		溢水、決壊	積土のう工

二級河川

県北振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法	
					市郡	町村	位置				
14	佐世保市	相浦川	大野川	右	490	佐世保市	原分町	相浦川合流点より8号橋上流100m	A	洪水、決壊	積土のう工
				左	490	佐世保市	松瀬町	相浦川合流点より8号橋上流100m		洪水、決壊	積土のう工
15	佐世保市	相浦川	三本木川	右	300	佐世保市	柚木町	牟田川合流点より8号橋	A	洪水、決壊	積土のう工
				左	420	佐世保市	柚木町	牟田川合流点より西加戸橋		洪水、決壊	積土のう工
	佐世保市	相浦川	三本木川	右	120	佐世保市	柚木町	8号橋より西加戸橋	B	洪水	積土のう工
				左							
16	佐世保市	相浦川	牟田川	右					A	洪水	積土のう工
				左	500	佐世保市	柚木町	相浦川合流点より2号堰	B	洪水、決壊	積土のう工
佐世保市	相浦川	牟田川		右	500	佐世保市	柚木町	相浦川合流点より2号堰		洪水、決壊	積土のう工
				左	200	佐世保市	上柚木町	2号堰より3号堰下流100m			
	佐世保市	相浦川	牟田川	右	300	佐世保市	筒井町	2号堰より3号堰	C	洪水、決壊	積土のう工
				左							
17	佐世保市	相浦川	池野川	右	300	佐世保市	大野町	相浦川合流点より8号橋下流20m	B	洪水、決壊	積土のう工
				左	524	佐世保市	松瀬町	相浦川合流点より上流端		洪水、決壊	積土のう工
	佐世保市	相浦川	池野川	右	224	佐世保市	松瀬町	8号橋下流20mより上流端	C	洪水	積土のう工
				左							
18	佐世保市	相浦川	小野川	右	1900	佐世保市	小野町	相浦川合流点より小野川橋	A	洪水、決壊	積土のう工
				左	1900	佐世保市	小野町	相浦川合流点より小野川橋		洪水、決壊	積土のう工
	佐世保市	相浦川	小野川	右	700	佐世保市	小野町	小野川橋より小野橋下流80m	B	洪水、決壊	積土のう工
				左							
	佐世保市	相浦川	小野川	右	537	佐世保市	小野町	小野橋下流80mより上流端	C	洪水、決壊	積土のう工
				左	1237	佐世保市	小野町	小野川橋より上流端		洪水、決壊	積土のう工
19	佐世保市	相浦川	日野川	右	2332	佐世保市	日野町	相浦川合流点より上流端	A	洪水、決壊	積土のう工
				左	2332	佐世保市	日野町	相浦川合流点より上流端		洪水、決壊	積土のう工
20	佐世保市	相浦川	新田川	右	1000	佐世保市	川下町	相浦川合流点より川下橋下流40m	A	洪水、決壊	積土のう工
				左	300	佐世保市	椎木町	相浦川合流点より中1号橋下流50m		洪水	積土のう工
	佐世保市	相浦川	新田川	右	200	佐世保市	川下町	川下橋下流40mより道貫橋上流120m	B	洪水、決壊	積土のう工
				左	2046	佐世保市	新田町	中1号橋下流50mより上流端		洪水、決壊	積土のう工
	佐世保市	相浦川	新田川	右	1146	佐世保市	新田町	道貫橋上流120mより上流端	C	洪水、決壊	積土のう工
				左							
21	佐世保市	金田川	金田川	右	700	佐世保市	広田1丁目	河口より上宮崎橋	A	洪水、決壊	積土のう工
				左	600	佐世保市	広田3丁目	河口より宮崎橋上流50m		洪水、決壊	積土のう工
	佐世保市	金田川	金田川	右	500	佐世保市	広田1丁目	上宮崎橋より碧水橋下流50m	B	洪水、決壊	積土のう工
				左	600	佐世保市	重尾町	宮崎橋上流50mより碧水橋下流50m		洪水	積土のう工
	佐世保市	金田川	金田川	右	1700	佐世保市	重尾町	碧水橋下流50mより小曲橋下流100m	C	洪水、決壊	積土のう工
				左	1800	佐世保市	重尾町	碧水橋下流50mより小曲橋		洪水、決壊	積土のう工
	佐世保市	金田川	金田川	右	800	佐世保市	重尾町	小曲橋下流100mより金石橋下流50m	B	洪水、決壊	積土のう工
				左	800	佐世保市	重尾町	小曲橋より金石橋上流80m		洪水、決壊	積土のう工
	佐世保市	金田川	金田川	右	418	佐世保市	重尾町	金石橋下流50mより上流端	A	洪水、決壊	積土のう工
				左	318	佐世保市	重尾町	金石橋上流80m上流端		洪水、決壊	積土のう工
22	佐世保市	小森川	小森川	右	100	佐世保市	早岐町	潮入橋より潮入橋上流100m	A	洪水	積土のう工
				左	200	佐世保市	広田町	潮入橋より潮入橋上流200m		洪水	積土のう工
	佐世保市	小森川	小森川	右	4400	佐世保市	新替町	潮入橋上流100mより新替橋	B	洪水、決壊	積土のう工
				左							
	佐世保市	小森川	小森川	右					C	洪水、決壊	積土のう工
				左	4200	佐世保市	塩浸町	潮入橋上流200mより新替橋下流50m		洪水、決壊	積土のう工
	佐世保市	小森川	小森川	右					B	洪水、決壊	積土のう工
				左	100	佐世保市	塩浸町	新替橋下流100mより新替橋		洪水、決壊	積土のう工
	佐世保市	小森川	小森川	右	1700	佐世保市	三川内本町	新替橋より今福橋上流400m	C	洪水、決壊	積土のう工
				左	2000	佐世保市	新行江町	新替橋より今福橋上流700m		洪水、決壊	積土のう工
	佐世保市	小森川	小森川	右	1100	佐世保市	吉福町	今福橋上流400mより清水瀬橋上流50m	B	洪水、決壊	積土のう工
				左	200	佐世保市	吉福町	今福橋上流700mより今福橋上流900m		洪水、決壊	積土のう工
	佐世保市	小森川	小森川	右	2522	佐世保市	横手町	清水瀬橋上流50mより横手橋	C	洪水、決壊	積土のう工
				左	3122	佐世保市	横手町	今福橋上流900mより横手橋		洪水、決壊	積土のう工
23	佐世保市	小森川	鷹巣川	右	100	佐世保市	権常寺町	小森川合流点より下の原ダム	C	洪水、決壊	積土のう工
				左	100	佐世保市	権常寺町	小森川合流点より下の原ダム		洪水、決壊	積土のう工
24	佐世保市	小森川	日出川	右	400	佐世保市	三川内本町	小森川合流点より百年橋上流250m	C	洪水、決壊	積土のう工
				左	200	佐世保市	三川内本町	小森川合流点より百年橋上流50m		洪水、決壊	積土のう工
25	佐世保市	小森川	江永川	右	800	佐世保市	江永町	小森川合流点より江永ダム	B	洪水、決壊	積土のう工
				左	800	佐世保市	江永町	小森川合流点より江永ダム		洪水、決壊	積土のう工
26	佐世保市	早岐川	早岐川	右	900	佐世保市	早岐2丁目	河口より8号橋	A	洪水、決壊	積土のう工
				左	800	佐世保市	早岐1丁目	河口より2号鉄道橋		洪水	積土のう工
	佐世保市	早岐川	早岐川	右	600	佐世保市	早苗町	8号橋より花高橋下流50m	B	洪水	積土のう工
				左	900	佐世保市	早苗町	2号鉄道橋より国道		洪水	積土のう工
	佐世保市	早岐川	早岐川	右	500	佐世保市	上原町	花高橋下流50mより祝田橋	A	洪水	積土のう工
				左	100	佐世保市	上原町	国道より上流100m		洪水	積土のう工
26	佐世保市	早岐川	早岐川	右					B	洪水	積土のう工
				左	200	佐世保市	上原町	国道より上流100mより祝田橋		洪水	積土のう工
	佐世保市	早岐川	早岐川	右	800	佐世保市	上原町	祝田橋より上原水源池	C	洪水	積土のう工
				左	800	佐世保市	上原町	祝田橋より上原水源池		洪水	積土のう工

二級河川

県北振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法	
					市郡	町村	位置				
27	佐世保市	福石川	福石川	右	1952	佐世保市	木風町	河口より湯船橋	A	溢水、決壊	積土のう工
				左	1952	佐世保市	木風町	河口より湯船橋		溢水、決壊	積土のう工
28	佐々町	佐々川	佐々川	右					C	溢水	積土のう工
				左	1200	北松浦郡	佐々町	河口より見返橋			
	佐世保市 佐々町	佐々川	佐々川	右	700	佐世保市	小佐々町	河口上流400mより見返橋下流100m	B	溢水	積土のう工
				左	5000	北松浦郡	佐々町	見返橋より正興寺橋		溢水、決壊	積土のう工
	佐々町 佐世保市	佐々川	佐々川	右	4000	北松浦郡	佐々町	見返橋下流100mより小春町上流300m	C	溢水	積土のう工
				左	2200	佐世保市	吉井町	正興寺橋より吉井橋		溢水、決壊	積土のう工
	佐世保市	佐々川	佐々川	右	4200	佐世保市	吉井町	小春町上流300mより校門橋上流50m	A	溢水、決壊	積土のう工
				左	900	佐世保市	吉井町	吉井橋より校門橋上流50m		溢水、決壊	積土のう工
	佐世保市	佐々川	佐々川	右	4600	佐世保市	世知原町	校門橋上流50mより太田橋	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	4600	佐世保市	世知原町	校門橋上流50mより太田橋		溢水、決壊	積土のう工
	佐世保市	佐々川	佐々川	右	5500	佐世保市	世知原町	太田橋より砂防堰堤	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	5500	佐世保市	世知原町	太田橋より砂防堰堤		溢水、決壊	積土のう工
29	佐世保市	佐々川	福井川	右	800	佐世保市	吉井町	佐々川合流点より田の元下流50m	C	溢水、決壊	積土のう工
	佐世保市	佐々川	福井川	右					B		
	佐世保市	佐々川	福井川	右	4200	佐世保市	吉井町	佐々川合流点より内裏橋上流170m	B	溢水、決壊	積土のう工
	佐世保市	佐々川	福井川	右	4999	佐世保市	吉井町	田の元下流50mより狸山橋上流580m	A	溢水、決壊	積土のう工
				左	1599	佐世保市	吉井町	内裏橋上流170mより狸山橋上流580m		溢水、決壊	積土のう工
30	佐世保市	佐々川	北川内川	右	300	佐世保市	世知原町	佐々川合流点より上流端	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	300	佐世保市	世知原町	佐々川合流点より上流端		溢水、決壊	積土のう工
	佐世保市	佐々川	北川内川	右	2052	佐世保市	世知原町	鞘之元橋上流50mより中通橋上流1850m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	2052	佐世保市	世知原町	鞘之元橋上流50mより中通橋上流1850m		溢水、決壊	積土のう工
31	佐世保市	佐々川	路木場川	右	700	佐世保市	世知原町	佐々川合流点より床並橋上流120m	A	溢水、決壊	積土のう工
				左	700	佐世保市	世知原町	佐々川合流点より床並橋上流120m		溢水、決壊	積土のう工
32	佐世保市	佐々川	鍋田川	右	300	佐世保市	世知原町	佐々川合流点より上流300m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	300	佐世保市	世知原町	佐々川合流点より上流300m		溢水、決壊	積土のう工
33	佐世保市	小佐々川	小佐々川	右	200	佐世保市	小佐々町	河口より河口上流200m	B	溢水、決壊	積土のう工
	佐世保市	小佐々川	小佐々川	右	800	佐世保市	小佐々町	河口上流200mより2号橋上流40m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	400	佐世保市	小佐々町	河口より河口上流400m		溢水、決壊	積土のう工
	佐世保市	小佐々川	小佐々川	右					B		
				左	2300	佐世保市	小佐々町	河口上流400mより7号橋下流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
34	佐世保市	小佐々川	つづら川	右	100	佐世保市	小佐々町	小佐々川合流点より前川橋上流20m	B	溢水、決壊	積土のう工
	佐世保市	小佐々川	つづら川	右	600	佐世保市	小佐々町	前川橋上流20mよりつづらダム	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	700	佐世保市	小佐々町	小佐々川合流点よりつづらダム		溢水、決壊	積土のう工
35	佐世保市	竹田川	竹田川	右	200	佐世保市	小佐々町	河口より西川内橋上流120m	A	溢水、決壊	積土のう工
	佐世保市	竹田川	竹田川	右	1200	佐世保市	小佐々町	河口より4号橋下流80m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	600	佐世保市	小佐々町	西川内橋上流120mより浜田橋上流50m		溢水、決壊	積土のう工
	佐世保市	竹田川	竹田川	右	1069	佐世保市	小佐々町	4号橋下流80mより竹田橋上流300m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	1469	佐世保市	小佐々町	浜田橋上流50mより竹田橋上流300m		溢水、決壊	積土のう工
36	佐世保市	上矢岳川	上矢岳川	右	300	佐世保市	小佐々町	河口より矢岳橋上流110m	B	溢水	積土のう工
				左	200	佐世保市	小佐々町	河口より矢岳橋上流10m		溢水	積土のう工
	佐世保市	上矢岳川	上矢岳川	右	1217	佐世保市	小佐々町	矢岳橋上流110mより上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	1317	佐世保市	小佐々町	矢岳橋上流10mより上流端		溢水	積土のう工
37	佐世保市	江端川	江端川	右	500	佐世保市	宇久町	江端橋より観音橋	B	溢水、決壊	積土のう工
	佐世保市	江端川	江端川	右					C		
				左	400	佐世保市	宇久町	江端橋より観音橋下流100m		溢水、決壊	積土のう工
38	佐世保市	江迎川	江迎川	右					B	溢水、決壊	積土のう工
				左	900	佐世保市	江迎町	江迎大橋より江迎橋下流100m			
	佐世保市	江迎川	江迎川	右					A	溢水、決壊	積土のう工
				左	1000	佐世保市	江迎町	江迎橋下流100mより高岩橋上流100m			
	佐世保市	江迎川	江迎川	右	2600	佐世保市	江迎町	江迎大橋より赤坂橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	800	佐世保市	江迎町	高岩橋上流100mより赤坂橋		溢水、決壊	積土のう工
	佐世保市	江迎川	江迎川	右	4900	佐世保市	江迎町	赤坂橋より常田橋	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	4800	佐世保市	江迎町	赤坂橋上流100mより常田橋		溢水、決壊	積土のう工
39	佐世保市	江迎川	嘉例川	右	600	佐世保市	江迎町	江迎川合流点より小森橋上流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	300	佐世保市	江迎町	江迎川合流点より嘉例橋上流100m		溢水	積土のう工
	佐世保市	江迎川	嘉例川	右	900	佐世保市	江迎町	小森橋上流100mより兎田橋上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	1200	佐世保市	江迎町	嘉例橋上流100mより兎田橋上流100m		溢水	積土のう工
40	佐世保市	江迎川	山の田川	右	3143	佐世保市	江迎町	江迎川との合流点より露切橋まで	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	3143	佐世保市	江迎町	江迎川との合流点より露切橋まで		溢水、決壊	積土のう工
41	佐世保市	坂瀬川	坂瀬川(1/2)	右	3249	佐世保市	江迎町	松浦市との境より北田橋上流600m	C	溢水	積土のう工
				左	3276	佐世保市	江迎町	平戸市との境より北田橋上流600m		溢水	積土のう工
42	佐世保市	鹿町川	鹿町川	右	4100	佐世保市	鹿町町	竜神橋上流200mより雲中野橋	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	1500	佐世保市	鹿町町	土肥の浦橋上流100mより6号橋下流100m		溢水、決壊	積土のう工

二級河川

県北振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法	
					市郡	町村	位置				
42	佐世保市	鹿町川	鹿町川	右 左	500 2200	佐世保市 佐世保市	鹿町町 鹿町町	雲中野橋より上流端 6号橋下流100mより上流端	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
43	佐世保市	鹿町川	杉谷川	右 左	800	佐世保市	鹿町町	鹿町川合流点より5号橋	C	溢水、決壊	積土のう工
	佐世保市	鹿町川	杉谷川	右 左	800	佐世保市	鹿町町	鹿町川との合流点より5号橋	B	溢水、決壊	積土のう工
44	佐世保市	大加勢川	大加勢川	右 左	1175	佐世保市	鹿町町	河口より新開橋	C	溢水、決壊	積土のう工
45	佐世保市	樋口川	樋口川	右 左	200	佐世保市	鹿町町	河口より弥生橋上流30m	B	溢水、決壊	積土のう工
	佐世保市	樋口川	樋口川	右 左	400 600	佐世保市 佐世保市	鹿町町 鹿町町	弥生橋上流30mより樋口ダム 河口より樋口ダム	C	溢水、決壊 溢水	積土のう工 積土のう工
46	東彼杵町	彼杵川	彼杵川	右 左	700 700	東彼杵郡 東彼杵郡	東彼杵町 東彼杵町	河口より一ノ瀬橋 河口より一ノ瀬橋	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	東彼杵町	彼杵川	彼杵川	右 左	700	東彼杵郡	東彼杵町	一ノ瀬橋より大三根橋(国道)上流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
	東彼杵町	彼杵川	彼杵川	右 左	700	東彼杵郡	東彼杵町	一ノ瀬橋より大三根橋(国道)上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
47	東彼杵町	彼杵川	川内川	右 左	1500 1200	東彼杵郡 東彼杵郡	東彼杵町 東彼杵町	流合橋上流150mより丹生川内橋上流100m 流合橋上流150mより朽原橋上流250m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	東彼杵町	彼杵川	川内川	右 左	100	東彼杵郡	東彼杵町	丹生川内橋より上流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
	東彼杵町	彼杵川	川内川	右 左	100	東彼杵郡	東彼杵町	木場橋下流50mより木場橋上流50m	C	溢水、決壊	積土のう工
48	東彼杵町	千綿川	千綿川	右 左	600	東彼杵郡	東彼杵町	河口より千綿橋上流50m	C	溢水、決壊	積土のう工
	東彼杵町	千綿川	千綿川	右 左	200 200	東彼杵郡 東彼杵郡	東彼杵町 東彼杵町	千綿橋上流50mより清心橋下流100m 宿中橋より千綿橋上流50m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	東彼杵町	千綿川	千綿川	右 左	600	東彼杵郡	東彼杵町	清心橋下流100mより昭和橋上流100m	A	溢水、決壊	積土のう工
	東彼杵町	千綿川	千綿川	右 左	1779 2579	東彼杵郡 東彼杵郡	東彼杵町 東彼杵町	昭和橋上流100mより上流端 千綿橋上流50mより上流端	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
49	東彼杵町	千綿川	塩鶴川	右 左	200 200	東彼杵郡 東彼杵郡	東彼杵町 東彼杵町	千綿川合流点より塩鶴橋 千綿川合流点より塩鶴橋	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	東彼杵町	千綿川	塩鶴川	右 左	255 255	東彼杵郡 東彼杵郡	東彼杵町 東彼杵町	塩鶴橋より上流端 塩鶴橋より上流端	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
50	東彼杵町	江の串川	江の串川	右 左	350	東彼杵郡	東彼杵町	河口より国道34号上流50m	A	溢水、決壊	積土のう工
	東彼杵町	江の串川	江の串川	右 左	600	東彼杵郡	東彼杵町	河口より河辺ノ木橋上流50m	B	溢水、決壊	積土のう工
	東彼杵町	江の串川	江の串川	右 左	500 300	東彼杵郡 東彼杵郡	東彼杵町 東彼杵町	国道34号上流50mより鶴渡橋 河辺ノ木橋上流50mより鶴渡橋	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	東彼杵町	江の串川	江の串川	右 左	200	東彼杵郡	東彼杵町	鶴渡橋より鶴渡橋上流200m	B	溢水、決壊	積土のう工
51	東彼杵町	江の串川	瀬滝川	右 左	100	東彼杵郡	東彼杵町	江の串川合流点より上流100m	C	溢水	積土のう工
52	東彼杵町	串川	串川	右 左	509 509	東彼杵郡 東彼杵郡	東彼杵町 東彼杵町	河口より上流509m 河口より上流509m	C	溢水 溢水	積土のう工 積土のう工
53	川棚町	川棚川	川棚川	右 左	1200 1200	東彼杵郡 東彼杵郡	川棚町 川棚町	河口より江川橋上流50m 河口より江川橋上流50m	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	波佐見町 川棚町	川棚川	川棚川	右 左	5500 1600	東彼杵郡 東彼杵郡	波佐見町 川棚町	江川橋上流50mより志折川合流点上流300m 江川橋上流50mより倉本橋下流150m	C	溢水、決壊	積土のう工
	川棚町	川棚川	川棚川	右 左	1000	東彼杵郡	川棚町	倉本橋下流150mより麻生瀬橋上流300m	B	溢水、決壊	積土のう工
	川棚町	川棚川	川棚川	右 左	1200	東彼杵郡	川棚町	麻生瀬橋上流300mより中田橋上流150m	C	溢水、決壊	積土のう工
	波佐見町	川棚川	川棚川	右 左	1000	東彼杵郡	波佐見町	猪乗川合流点下流150mより志折橋下流50m	C	溢水、決壊	積土のう工
	波佐見町	川棚川	川棚川	右 左	400 3700	東彼杵郡 東彼杵郡	波佐見町 波佐見町	西前寺橋上流150mより万年橋下流150m 中田橋上流150mより川内川合流点	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	波佐見町	川棚川	川棚川	右 左	2900	東彼杵郡	波佐見町	万年橋下流150mより樋渡橋上流400m	C	溢水、決壊	積土のう工
53	波佐見町	川棚川	川棚川	右 左	200	東彼杵郡	波佐見町	川内川合流点より川内川合流点上流200m	A	溢水、決壊	積土のう工
	波佐見町	川棚川	川棚川	右 左	1300 2500	東彼杵郡 東彼杵郡	波佐見町 波佐見町	樋渡橋上流より宿橋上流50m 川内川合流点上流400mより陣川橋	B	溢水、決壊	積土のう工
	波佐見町	川棚川	川棚川	右 左	700	東彼杵郡	波佐見町	陣川橋より宿橋上流50m	C	溢水、決壊	積土のう工
	波佐見町	川棚川	川棚川	右 左	300 300	東彼杵郡 東彼杵郡	波佐見町 波佐見町	宿橋上流50mより鹿山橋上流150m 宿橋上流50mより鹿山橋上流150m	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工

二級河川

県北振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法
					市郡	町村	位置			
53	波佐見町	川棚川	川棚川	右 700	東彼杵郡	波佐見町	鹿山橋上流150mより横枕橋下流300m	B	溢水、決壊	積土のう工
	波佐見町	川棚川	川棚川	右 5500 左 2900	東彼杵郡 東彼杵郡	波佐見町 波佐見町	横枕橋下流300mより永尾橋上流100m 鹿山橋上流150mより湯無田橋上流200m	C	溢水、決壊	積土のう工
	波佐見町	川棚川	川棚川	右 左 3800	東彼杵郡	波佐見町	湯無田橋上流200mより山口橋(県道)	B	溢水、決壊	積土のう工
54	川棚町	川棚川	猪乗川	右 200 左 300	東彼杵郡 東彼杵郡	川棚町 川棚町	川棚川合流点より五反田橋上流50m 川棚川合流点より五反田橋上流150m	A	溢水、決壊	積土のう工
	川棚町	川棚川	猪乗川	右 3097 左 2997	東彼杵郡 東彼杵郡	川棚町 川棚町	五反田橋上流50mより山口橋 五反田橋上流150mより山口橋	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
55	川棚町	川棚川	石木川	右 1300 左 100	東彼杵郡 東彼杵郡	川棚町 川棚町	川棚川合流点より2号橋(上石木橋)上流100m 川棚川合流点より石木橋上流70m	B	溢水、決壊 溢水	積土のう工 積土のう工
	川棚町	川棚川	石木川	右 600 左	東彼杵郡	川棚町	2号橋(上石木橋)上流100mより3号橋上流100m	A	溢水、決壊	積土のう工
	川棚町	川棚川	石木川	右 1300 左 2400	東彼杵郡 東彼杵郡	川棚町 川棚町	3号橋上流100mより木場橋 石木橋上流70mより4号橋上流100m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	川棚町	川棚川	石木川	右 200 左 300	東彼杵郡 東彼杵郡	川棚町 川棚町	木場橋より木場橋上流200m 4号橋上流100mより5号橋上流100m	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	川棚町	川棚川	石木川	右 左 400	東彼杵郡	川棚町	5号橋上流100mより木場橋	B	溢水	積土のう工
	川棚町	川棚川	石木川	右 1153 左 1253	東彼杵郡 東彼杵郡	川棚町 川棚町	木場橋上流200mより22号橋 木場橋より22号橋	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
56	波佐見町	川棚川	村木川	右 2500 左 1700	東彼杵郡 東彼杵郡	波佐見町 波佐見町	川棚川合流点より橋口橋上流50m 川棚川合流点より6号橋	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	波佐見町	川棚川	村木川	右 100 左 600	東彼杵郡 東彼杵郡	波佐見町 波佐見町	橋口橋上流50mより橋口橋上流150m 6号橋より橋口橋下流150m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	波佐見町	川棚川	村木川	右 200 左 500	東彼杵郡 東彼杵郡	波佐見町 波佐見町	橋口橋上流150mより上流端 橋口橋下流150mより上流端	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
57	波佐見町	川棚川	井石川	右 200 左 300	東彼杵郡 東彼杵郡	波佐見町 波佐見町	川棚川合流点より上流200m 川棚川合流点より大日橋下流150m	C	溢水 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	波佐見町	川棚川	井石川	右 100 左	東彼杵郡	波佐見町	川棚川合流点より上流200mより大日橋下流150m	A	溢水、決壊	積土のう工
	波佐見町	川棚川	井石川	右 200 左 200	東彼杵郡 東彼杵郡	波佐見町 波佐見町	大日橋下流150mより大日橋上流50m 大日橋下流150mより大日橋上流50m	B	溢水 溢水	積土のう工 積土のう工
	波佐見町	川棚川	井石川	右 2605 左 2605	東彼杵郡 東彼杵郡	波佐見町 波佐見町	大日橋上流50mより谷源志橋 大日橋上流50mより谷源志橋	C	溢水 溢水	積土のう工 積土のう工
58	波佐見町	川棚川	野々川川	右 100 左	東彼杵郡	波佐見町	熊野橋より上流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
	波佐見町	川棚川	野々川川	右 400 左 800	東彼杵郡 東彼杵郡	波佐見町 波佐見町	熊野橋上流100mより野々川ダム 川棚川合流点より野々川ダム	C	溢水 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
59	波佐見町	川棚川	川内川	右 100 左 100	東彼杵郡 東彼杵郡	波佐見町 波佐見町	川棚川合流点より片淵橋上流100m 川棚川合流点より片淵橋上流100m	B	溢水 溢水	積土のう工 積土のう工
	波佐見町	川棚川	川内川	右 2247 左 2247	東彼杵郡 東彼杵郡	波佐見町 波佐見町	片淵橋上流100mより大平第一橋上流100m 片淵橋上流100mより大平第一橋上流100m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
60	波佐見町	川棚川	志折川	右 1826 左	東彼杵郡	波佐見町	川棚川合流点より神林橋上流250m	C	溢水	積土のう工
	波佐見町	川棚川	志折川	右 左 1826	東彼杵郡	波佐見町	川棚川合流点より神林橋上流250m	B	溢水	積土のう工
61	波佐見町	川棚川	田別当川	右 2177 左 2177	東彼杵郡 東彼杵郡	波佐見町 波佐見町	川棚川合流点より14号橋上流30m 川棚川合流点より14号橋上流30m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
62	波佐見町	川棚川	金屋川	右 1972 左 900	東彼杵郡 東彼杵郡	波佐見町 波佐見町	川棚川合流点より上流端 川棚川合流点より金屋橋下流50m	C	溢水 溢水	積土のう工 積土のう工
	波佐見町	川棚川	金屋川	右 左 100	東彼杵郡	波佐見町	金屋橋下流50mより金屋橋上流50m	B	溢水	積土のう工
	波佐見町	川棚川	金屋川	右 左 972	東彼杵郡	波佐見町	金屋橋上流50mより上流端	C	溢水	積土のう工
63	波佐見町	川棚川	長野川	右 100 左 300	東彼杵郡 東彼杵郡	波佐見町 波佐見町	川棚川合流点より上流100m 川棚川合流点より上流300m	B	溢水 溢水	積土のう工 積土のう工
63	波佐見町	川棚川	長野川	右 2676 左 2476	東彼杵郡 東彼杵郡	波佐見町 波佐見町	川棚川合流点より上流100mより河鯉橋上流250m 川棚川合流点より上流300mより河鯉橋上流250m	C	溢水 溢水	積土のう工 積土のう工
64	波佐見町	川棚川	皿山川	右 400 左 1000 左 600	東彼杵郡 東彼杵郡 東彼杵郡	波佐見町 波佐見町 波佐見町	村木川合流点より上流400m 村木川合流点より上流1000m 村木川合流点より上流400mより上流600m	A B	溢水、決壊 溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工 積土のう工
65	波佐見町	川棚川	中尾川	右 2515 左 2515	東彼杵郡 東彼杵郡	波佐見町 波佐見町	井石川合流点より19号橋上流100m 井石川合流点より19号橋上流100m	C	溢水 溢水	積土のう工 積土のう工
66	佐世保市	佐々川	高峰川	右 200 左	佐世保市	吉井町	笹の川橋下流100mより笹の川橋	A	溢水、決壊	積土のう工
	佐々町	佐々川	高峰川	右 左 100	北松浦郡	佐々町	佐々川合流点より笹の川橋下流100m	B	溢水	積土のう工

二級河川

県北振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法	
					市郡	町村	位 置				
66	佐世保市 佐々町	佐々川	高峰川	右	1400	佐世保市	吉井町	笛の川橋より高峰橋上流140m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	1500	北松浦郡	佐々町	笛の川橋下流100mより高峰橋上流140m		溢水、決壊	積土のう工
67	佐々町	佐々川	木場川	右	600	北松浦郡	佐々町	佐々川合流点より赤崎橋下流80m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左							
	佐々町	佐々川	木場川	右	1300	北松浦郡	佐々町	赤崎橋下流80mより妙見橋上流100m	A	溢水、決壊	積土のう工
				左							
	佐々町	佐々川	木場川	右	1201	北松浦郡	佐々町	妙見橋上流100mより太田橋	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	1800	北松浦郡	佐々町	佐々川合流点より妙見橋		溢水、決壊	積土のう工
	佐々町	佐々川	木場川	右					B		
				左	500	北松浦郡	佐々町	妙見橋より森の木橋下流200m		溢水、決壊	積土のう工
	佐々町	佐々川	木場川	右					C	溢水、決壊	積土のう工
				左	801、	北松浦郡	佐々町	森の木橋下流200mより太田橋		溢水、決壊	積土のう工
合 計		二級河川	67河川	右	190,485	合 計	381,314m				
			左	190,829							

準用河川・その他河川

県北振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	重要水防区 域	延長(m)	予想される 事態	対策水防 工法	予想される被害状況: A家屋戸、B耕地 ha、C道路m、D鉄道m	区分
1	佐世保市	真申川	真申川	右 下本山町 ~ 海	1,612	溢水	積み 土のう工	A 10 B C 500 D	1 準用 河川
			左 下本山町 ~ 海	1,612					
2	佐世保市	田の頭川	田の頭川	右 江上町 ~ 海	550	溢水	積み 土のう工	A 14 B C 350 D	10 準用 河川
			左 江上町 ~ 海	550					
3	佐世保市	相浦川	新田川	右 竹辺町275番地先 ~ 新田町672番地 先	780	溢水	積み 土のう工	A 67 B C 4,700 D	53 準用 河川
			左 竹辺町425番地先 ~ 新田町618-19 番地先	780					
4	佐世保市	小野川	母ヶ浦川	右 母ヶ浦ため池 ~ 小野川合流点	950	溢水	積み 土のう工	A 15 B C 440 D	15 準用 河川
			左 母ヶ浦ため池 ~ 小野川合流点	950					
5	佐世保市	日字川	天神川	右 沖新町 ~ 日字川	540	溢水	積み 土のう工	A 5 B C 0.5 D	準用 河川
			左 天神町 ~ 日字川	540					
6	佐世保市	佐世保川	光月川	右 宮地町60-13番地先 ~ 佐世保川合流地 点	520	溢水	積み 土のう工	A 50 B C 1,000 D	準用 河川
			左 宮地町97-1番地先 ~ 佐世保川合流地 点	520					
7	佐世保市	福浦川	福浦川	右 宇久町小浜3635-1地先 ~ 宇久町小浜 4303番地先	1,250	溢水	積み 土のう工	A 5 B C 300 D	3.5 準用 河川
			左 宇久町小浜3635-1地先 ~ 宇久町小浜 4303番地先	1,250	決壊				
8	東彼杵町	小音琴川	小音琴川	右 小音琴郷伊良原 ~ 海	2,001	溢水	積み 土のう工	A 30 B C 2,500 D	14 準用 河川
			左 小音琴郷伊良原 ~ 海	2,001					
9	小値賀町	笛吹川	笛吹川	右 笛吹郷1962 ~ 笛吹郷789	370	溢水	積み 土のう工	A 102 B C 320 D	準用 河川
			左 笛吹郷1962 ~ 笛吹郷789	370	決壊				
10	小値賀町	筒井川	筒井川	右 前方郷3572 ~ 前方郷3595	166	溢水	積み 土のう工	A 24 B C 80 D	0.08 準用 河川
			左 前方郷3572 ~ 前方郷3595	166	決壊				
	小計	準用河川	10 河川		17,478 m				
1	佐世保市	佐々川	直谷川	右 吉井町直谷1279-6 ~ 福井川合流点	100	溢水	積み 土のう工	A 36 B C 100 D	1 普通 河川
			左 吉井町直谷1279-6 ~ 福井川合流点	100					
2	佐世保市	相浦川	白岩川	右 下本山町 ~ 片平川合流点	100	溢水	積み 土のう工	A 5 B C 50 D	普通 河川
			左 下本山町 ~ 片平川合流点	100					
3	佐世保市	相浦川	黒橋川	右 原分町 ~ 黒橋川支流2 合流点	100	溢水	積み 土のう工	A 5 B C D	普通 河川
			左 原分町 ~ 黒橋川支流2 合流点	100					
4	佐世保市	相浦川	紋珠川	右 瀬戸越町 ~ 紋珠川支流2 合流点	100	溢水	積み 土のう工	A 4 B C D	普通 河川
			左 瀬戸越町 ~ 紋珠川支流2 合流点	100					
5	佐世保市	佐世保川	堺木川	右 横尾町 ~ 国道204号	200	溢水	積み 土のう工	A 10 B C 100 D	普通 河川
			左 横尾町 ~ 国道204号	200					
6	佐世保市	佐世保川	春日川	右 春日町 ~ 佐世保川	1,120	溢水	積み 土のう工	A 15 B C 750 D	普通 河川
			左 春日町 ~ 佐世保川	1,120					
7	佐世保市	佐世保川	大開川	右 保立町 ~ 大開川支流1 合流点	200	溢水	積み 土のう工	A 5 B C 30 D	普通 河川
			左 保立町 ~ 大開川支流1 合流点	200					
8	佐世保市	佐世保川	折橋川	右 折橋町 ~ 宮田町 (市道)	200	溢水	積み 土のう工	A 10 B C D	普通 河川
			左 折橋町 ~ 宮田町 (市道)	200					
9	佐世保市	佐世保川	須佐川	右 須佐町(市道) ~ 暗渠部上流	300	溢水	積み 土のう工	A 5 B C D	普通 河川
			左 須佐町(市道) ~ 暗渠部上流	300					
10	佐世保市	佐世保川	馬氏川	右 山祇町 ~ 峰坂町 (市道)	400	溢水	積み 土のう工	A 5 B C D	普通 河川
			左 山祇町 ~ 峰坂町 (市道)	400					

準用河川・その他河川

県北振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	重要水防区域			予想される 事態	対策水防 工法	予想される被害状況: A 家屋戸、B 耕地 ha、C 道路 m、D 鉄道 m	区分
				区	域	延長(m)				
11	佐世保市	飯盛川	次郎田川	右	大塔自動車学校 ~ 海	400	溢水	積み 土のう工	A 5 B 0.5	普通 河川
				左	大塔自動車学校 ~ 海	400			C 200 D	
12	佐世保市	日字川	天神川	右	天神町 ~ 準用河川天神川 (終点)	660	溢水	積み 土のう工	A 25 B	普通 河川
				左	天神町 ~ 準用河川天神川 (終点)	660			C 600 D	
13	佐世保市	日字川	松の子川	右	日字町 ~ 日字川合流点	200	溢水	積み 土のう工	A 10 B	普通 河川
				左	日字町 ~ 日字川合流点	200			C 200 D	
14	佐世保市	佐世保川	矢岳川	右	矢岳町 ~ 矢岳川支流1 合流点	100	溢水	積み 土のう工	A 10 B	普通 河川
				左	矢岳町 ~ 矢岳川支流1 合流点	100			C D	
15	佐世保市	佐世保川	御船川	右	神島町 ~ 御船公園	200	溢水	積み 土のう工	A 5 B	普通 河川
				左	神島町 ~ 御船公園	200			C 100 D	
16	佐世保市	佐世保川	白南風川	右	白南風町 ~ 佐世保駅前 通便局付近	300	溢水	積み 土のう工	A 30 B	普通 河川
				左	白南風町 ~ 佐世保駅前 通便局付近	300			C 300 D	
17	佐世保市	宮村川	小島川	右	南風崎町 ~ 宮村川合流点	150	溢水	積み 土のう工	A 20 B 0.5	普通 河川
				左	南風崎町 ~ 宮村川合流点	150			C 500 D	
18	佐世保市	飯盛川	飯盛川	右	大塔町 ~ 海	1,410	溢水	積み 土のう工	A 120 B 10	普通 河川
				左	大塔町 ~ 海	1,410			C 1,000 D	
19	佐世保市	畔岩川	畔岩川	右	赤崎町 ~ 海	1,100	溢水	積み 土のう工	A 5 B	普通 河川
				左	赤崎町 ~ 海	1,100			C 300 D	
20	佐世保市	相浦川	小立川	右	中里町 ~ 相浦川合流点	1,630	溢水	積み 土のう工	A 50 B 20	普通 河川
				左	中里町 ~ 相浦川合流点	1,630			C 600 D	
21	佐世保市	田の浦川	田の浦川	右	田の浦町 ~ 海	400	溢水	積み 土のう工	A 5 B 4	普通 河川
				左	田の浦町 ~ 海	400			C 100 D	
22	佐世保市	小佐世保川	小佐世保川	右	松川町 ~ 戸尾市場暗渠上	100	溢水	積み 土のう工	A 1 B	普通 河川
				左	松川町 ~ 戸尾市場暗渠上	100			C D	
23	佐世保市	相浦川	十郎井手川	右	柚木元町 ~ 相浦川合流点	700	溢水	積み 土のう工	A 18 B 25	普通 河川
				左	柚木元町 ~ 相浦川合流点	700			C D	
24	佐世保市	浜の川	浜の川	右	船越中央公民館下 ~ 海	360	溢水	積み 土のう工	A 12 B	普通 河川
				左	船越中央公民館下 ~ 海	360			C D	
25	佐世保市	相浦川	母ヶ浦川	右	母ヶ浦町 ~ 準用河川 母ヶ浦川終点	140	溢水	積み 土のう工	A 50 B 1.5	普通 河川
				左	母ヶ浦町 ~ 準用河川 母ヶ浦川終点	140			C D	
26	佐世保市	相浦川	紋珠川 支流	右	国道498号 ~ 国道204号	30	溢水	積み 土のう工	A 12 B	普通 河川
				左	国道498号 ~ 国道204号	30			C D	
27	佐世保市	マグラ川	マグラ川	右	宇久町野方村近 ~ 海	2,600	溢水	積み 土のう工	A 6 B 26	普通 河川
				左	宇久町野方村近 ~ 海	2,600			C 300 D	
28	佐世保市	三浦川	三浦川	右	宇久町太田江寺畑 ~ 海	1,600	溢水	積み 土のう工	A 5 B 20	普通 河川
				左	宇久町太田江寺畑 ~ 海	1,600			C 400 D	
29	佐世保市	渡瀬川	渡瀬川	右	宇久町平松尾 ~ 海	800	溢水	積み 土のう工	A 40 B 10	普通 河川
				左	宇久町平松尾 ~ 海	800			C D	
30	佐世保市	鯛の浦川	鯛の浦川	右	針尾西町 ~ 海	310	溢水	積み 土のう工	A B 246	普通 河川
				左	針尾西町 ~ 海	310			C 1 D	
31	波佐見町	長野川	日見須川	右	長野郷字戸石川 ~ 長野川合流点	900	溢水	積み 土のう工	A 7 B 2.0	普通 河川
				左	長野郷字蟻ノ迫 ~ 長野川合流点	900			C 20 D	

準用河川・その他河川

県北振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	重 要 水 防 区 域		延長(m)	予想され る 事 態	対策水防 工 法	予想される被害状況: A家屋戸、B耕地 ha、C道路m、D鉄道m			区 分
				区	域							
32	川棚町	川棚川	野口川	右	中組郷字下高野川内 ～ 川棚川合流点	500	溢 水	積み 土のう工	A	170	B	普通 河川
				左	中組郷字下高野川内 ～ 川棚川合流点	500			C	800	D	
	小計	その他の 河川	32 河川			34,820 m						
	合計		42 河川			52,298 m						

二級河川

田平土木維持管理事務所管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法
					市郡	町村	位置			
1	松浦市	志佐川	志佐川	右	1000	松浦市	志佐町	A	溢水、決壊	積土のう工
				左	1000	松浦市	志佐町			
	松浦市	志佐川	志佐川	右	8400	松浦市	志佐町	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	5700	松浦市	志佐町			
	松浦市	志佐川	志佐川	右	900	松浦市	志佐町	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	4800	松浦市	志佐町			
2	松浦市	志佐川	ホキ川	右	94	松浦市	志佐町	C	溢水	積土のう工
				左	94	松浦市	志佐町			
3	松浦市	志佐川	笛吹川	右	600	松浦市	志佐町	C	溢水	積土のう工
				左	600	松浦市	志佐町			
4	松浦市	今福川	今福川	右	500	松浦市	今福町	A	溢水、決壊	積土のう工
				左	1300	松浦市	今福町			
	松浦市	今福川	今福川	右	1100	松浦市	今福町	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	1312	松浦市	今福町			
	松浦市	今福川	今福川	右	1012	松浦市	今福町	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	200	松浦市	今福町			
5	松浦市	調川川	調川川	右	200	松浦市	調川町	A	溢水、決壊	積土のう工
				左	200	松浦市	調川町			
	松浦市	調川川	調川川	右	3409	松浦市	調川町	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	3409	松浦市	調川町			
6	松浦市	竜尾川	竜尾川	右	100	松浦市	御厨町	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	100	松浦市	御厨町			
	松浦市	竜尾川	竜尾川	右	3700	松浦市	御厨町	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	3700	松浦市	御厨町			
	松浦市	竜尾川	竜尾川	右	100	松浦市	御厨町	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	100	松浦市	御厨町			
	松浦市	竜尾川	竜尾川	右	668	松浦市	御厨町	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	668	松浦市	御厨町			
7	松浦市	人柱川	人柱川	右	600	松浦市	今福町	C	溢水	積土のう工
				左	600	松浦市	今福町			
	松浦市	人柱川	人柱川	右	300	松浦市	今福町	B	溢水	積土のう工
				左	100	松浦市	今福町			
	松浦市	人柱川	人柱川	右	209	松浦市	今福町	C	溢水	積土のう工
				左	409	松浦市	今福町			
8	松浦市	悪太郎川	悪太郎川	右	1100	松浦市	志佐町	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	1100	松浦市	御厨町			
	松浦市	悪太郎川	悪太郎川	右	1641	松浦市	志佐町	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	1641	松浦市	志佐町			
9	松浦市	谷郷川	谷郷川	右	290	松浦市	鷹島町	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	290	松浦市	鷹島町			
10	松浦市 平戸市	坂瀬川	坂瀬川(2/2)	右	3000	松浦市	御厨町 西田免	C	溢水	積土のう工
				左	3000	平戸市	田平町 小崎免			
11	平戸市	神曾根川	神曾根川	右	400	平戸市	下中野町	C	溢水	積土のう工
				左	400	平戸市	下中野町			
	平戸市	神曾根川	神曾根川	右	1560	平戸市	下中野町	C	溢水	積土のう工
				左	1560	平戸市	下中野町			
12	平戸市	鏡川	鏡川	右	680	平戸市	戸石川町	A	溢水、決壊	積土のう工
				左	680	平戸市	鏡川町			
13	平戸市	鏡川	戸石川	右	500	平戸市	魚の棚町	A	溢水	積土のう工
				左	500	平戸市	魚の棚町			
	平戸市	鏡川	戸石川	右	424	平戸市	戸石川町	B	溢水	積土のう工
				左	424	平戸市	戸石川町			
14	平戸市	鏡川	古田川	右	600	平戸市	辻町	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	600	平戸市	辻町			
	平戸市	古田川	古田川	右	985	平戸市	辻町	B	溢水	積土のう工
				左	985	平戸市	辻町			
15	平戸市	敷佐川	敷佐川	右	100	平戸市	下中津良町	B	溢水	積土のう工
				左	100	平戸市	下中津良町			
	平戸市	敷佐川	敷佐川	右	3492	平戸市	敷佐町	C	溢水	積土のう工
				左	3492	平戸市	敷佐町			
16	平戸市	中川	中川	右	600	平戸市	紐差町	C	溢水	積土のう工
				左	900	平戸市	紐差町			
	平戸市	中川	中川	右	100	平戸市	紐差町	B	溢水	積土のう工
				左	100	平戸市	紐差町			
	平戸市	中川	中川	右	1100	平戸市	大石脇町	C	溢水	積土のう工
				左	800	平戸市	大石脇町			
17	平戸市	中川	宴川	右	100	平戸市	大石脇町	C	溢水	積土のう工
				左	100	平戸市	大石脇町			
18	平戸市	中津良川	中津良川	右	1500	平戸市	上中津良町	A	溢水、決壊	積土のう工

二級河川

田平土木維持管理事務所管内

番号	水防管理 団体名	水 系 名	河 川 名	延長(m)	重 要 水 防 区 域			重要度	予想される事態	水防工法	
					市 郡	町 村	位 置				
18	平戸市	中津良川	中津良川	右 左	800	平戸市	上中津良町	古野橋上流200mより大狩橋下流50m	B	溢水	積土のう工
	平戸市	中津良川	中津良川	右 左	3268 968	平戸市	上中津良町	河口より大川橋上流360m 大狩橋下流50mより大川橋上流360m	C	溢水、決壊 溢水	積土のう工 積土のう工
19	平戸市	安満川	安満川	右 左	2052 2052	平戸市	朶の原町	河口より深川橋上流100m 河口より深川橋上流100m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
20	平戸市	久吹川	久吹川	右 左	300 300	平戸市	田平町下亀免	河口より久吹ダム 河口より久吹ダム	C	溢水 溢水	積土のう工 積土のう工
	平戸市	久吹川	久吹川	右 左	1521 1521	平戸市	田平町下亀免	久吹ダム上流より上流端 久吹ダム上流より上流端	C	溢水 溢水	積土のう工 積土のう工
21	平戸市	釜田川	釜田川	右 左	100	平戸市	田平町大久保免	河口より上流100m	B	溢水	積土のう工
	平戸市	釜田川	釜田川	右 左	1600 1100	平戸市	田平町里免 田平町山内免	河口より城山橋上流50m 河口上流100mより平川橋	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	平戸市	釜田川	釜田川	右 左	400 400	平戸市	田平町小手田免 田平町山内免	城山橋上流50mより橋の元橋上流200m 平川橋より城山橋上流50m	B	溢水 溢水	積土のう工 積土のう工
	平戸市	釜田川	釜田川	右 左	2438 2858	平戸市	田平町荻田免 田平町荻田免	橋の元橋上流200mより徳利木橋上流580m 城山橋上流50mより徳利木橋上流580m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
22	平戸市	釜田川	里川	右 左	1000 400	平戸市	田平町里免 田平町小手田免	釜田川合流より髭薄橋上流200m 釜田川合流より太田橋上流50m	B	溢水、決壊 溢水	積土のう工 積土のう工
	平戸市	釜田川	里川	右 左	1973 2573	平戸市	田平町下亀免 田平町下亀免	髭薄橋上流200mより上流端 太田橋上流50mより上流端	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
23	平戸市	神の川	神の川	右 左	700 700	平戸市	生月町南免 生月町南免	河口より神ノ川ダム直下流 河口より神ノ川ダム直下流	C	溢水 溢水	積土のう工 積土のう工
24	平戸市	西流川	西流川	右 左	430 430	平戸市	大島村前平 大島村前平	河口より汐入橋上流90m 河口より汐入橋上流90m	B	溢水 溢水	積土のう工 積土のう工
25	平戸市	東流川	東流川	右 左	273	平戸市	大島村前平	河口より他力橋上流140m	B	溢水	積土のう工
	平戸市	東流川	東流川	右 左	273	平戸市	大島村前平	河口より他力橋上流140m	C	溢水	積土のう工
合 計		二級河川	25河川	右 左	55,519 56,739	合 計	112,258m				

二級河川

大瀬戸土木維持管理事務所管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法	
					市郡	町村	位置				
1	西海市	大明寺川	大明寺川	右 左	1300	西海市	西彼町	河口より中山川下流500m	C	溢水、決壊	積土のう工
	西海市	大明寺川	大明寺川	右	1800	西海市	西彼町	河口より中山川合流点	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	1000	西海市	西彼町	中山川合流点下流500mより喰場橋上流50m		溢水、決壊	積土のう工
	西海市	大明寺川	大明寺川	右 左	500	西海市	西彼町	中山川合流点より喰場橋上流50m	A	溢水、決壊	積土のう工
	西海市	大明寺川	大明寺川	右	1600	西海市	西彼町	喰場橋上流50mより上流端	C	溢水	積土のう工
				左	1600	西海市	西彼町	喰場橋上流50mより上流端		溢水	積土のう工
2	西海市	大明寺川	中山川	右	400	西海市	西彼町	大明寺川合流点より2号橋下流100m	A	溢水、決壊	積土のう工
				左	600	西海市	西彼町	大明寺川合流点より二股橋		溢水、決壊	積土のう工
	西海市	大明寺川	中山川	右	2585	西海市	西彼町	2号橋下流100mより14号橋	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	2385	西海市	西彼町	二股橋より14号橋		溢水	積土のう工
3	西海市	大明寺川	殿井手川	右	562	西海市	西彼町	大明寺川合流点より殿井手橋上流10m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	562	西海市	西彼町	大明寺川合流点より殿井手橋上流10m		溢水	積土のう工
4	西海市	鳥加川	鳥加川	右	100	西海市	西彼町	河口より鳥加橋	A	溢水、決壊	積土のう工
				左	100	西海市	西彼町	河口より鳥加橋		溢水、決壊	積土のう工
	西海市	鳥加川	鳥加川	右	600	西海市	西彼町	鳥加橋よりゆむた橋上流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	500	西海市	西彼町	鳥加橋よりゆむた橋		溢水、決壊	積土のう工
	西海市	鳥加川	鳥加川	右	1158	西海市	西彼町	ゆむた橋上流100mより大山口橋	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	1258	西海市	西彼町	ゆむた橋より大山口橋		溢水、決壊	積土のう工
5	西海市	木場川	木場川	右	700	西海市	西彼町	河口より渡瀬橋下流450m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	800	西海市	西海町	河口より渡瀬橋下流350m		溢水、決壊	積土のう工
	西海市	木場川	木場川	右	400	西海市	西彼町	渡瀬橋下流450mより渡瀬橋下流50m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	300	西海市	西海町	渡瀬橋下流350mより渡瀬橋下流50m		溢水、決壊	積土のう工
6	西海市	伊佐ノ浦川	伊佐ノ浦川	右	100	西海市	西海町	河口より新金龍橋上流100m	B	溢水	積土のう工
				左	100	西海市	西海町	河口より新金龍橋上流100m		溢水	積土のう工
7	西海市	柚木川	柚木川	右	1000	西海市	西海町	河口より柚の木橋上流800m	C	溢水	積土のう工
				左	1000	西海市	西海町	河口より柚の木橋上流800m		溢水	積土のう工
8	西海市	面高川	面高川	右	2288	西海市	西海町	河口より石田前橋	C	溢水	積土のう工
				左	2288	西海市	西海町	河口より石田前橋		溢水	積土のう工
9	西海市	江川内川	江川内川	右	1100	西海市	西海町	河口より国道202号下流50m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	1100	西海市	西海町	河口より国道202号下流50m		溢水、決壊	積土のう工
	西海市	江川内川	江川内川	右	100	西海市	西海町	下流50mより国道202号上流50m	B	溢水	積土のう工
				左	100	西海市	西海町	下流50mより国道202号上流50m		溢水	積土のう工
	西海市	江川内川	江川内川	右	560	西海市	西海町	国道202号より上流端	C	溢水	積土のう工
				左	560	西海市	西海町	国道202号より上流端		溢水	積土のう工
10	西海市	高地川	高地川	右	300	西海市	西海町	下流より高地橋	B	溢水	積土のう工
				左	300	西海市	西海町	下流より高地橋		溢水	積土のう工
	西海市	高地川	高地川	右	1377	西海市	西海町	高地橋より上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	1377	西海市	西海町	高地橋より上流端		溢水、決壊	積土のう工
11	西海市	多以良川	多以良川	右	5878	西海市	大瀬戸町	河口より上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	5878	西海市	大瀬戸町	河口より上流端		溢水、決壊	積土のう工
12	西海市	雪浦川	雪浦川	右	3000	西海市	大瀬戸町	河口より上流3000m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	600	西海市	大瀬戸町	河口より雪浦橋		溢水	積土のう工
	西海市	雪浦川	雪浦川	右	3000	西海市	大瀬戸町	河口上流3000mより雪浦ダム	C	溢水	積土のう工
				左	5400	西海市	大瀬戸町	雪浦橋より雪浦ダム		溢水	積土のう工
13	西海市	雪浦川	羽出川	右	5022	西海市	大瀬戸町	雪浦川合流点より上流端	C	溢水	積土のう工
				左	5022	西海市	大瀬戸町	雪浦川合流点より上流端		溢水	積土のう工
14	西海市	雪浦川	河通川	右 左	200	西海市	大瀬戸町	寺尾橋下流100mより上流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
	西海市	雪浦川	河通川	右	800	西海市	大瀬戸町	寺尾橋上流100mより砂防堰堤	C	溢水	積土のう工
				左	1000	西海市	大瀬戸町	寺尾橋下流100mより砂防堰堤		溢水、決壊	積土のう工
15	西海市	大江川	大江川(2/2)	右	1000	西海市	西彼町	広無田橋下流270mより広無田橋上流650m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	1000	西海市	西彼町	広無田橋下流270mより広無田橋上流650m		溢水、決壊	積土のう工
合 計		二級河川	15河川	右 左	36,130 36,130	合 計	72,260m				

準用河川

大瀬戸土木維持管理事務所管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	重要水防区		予想される 事態	対策水防 工法	予想される被害状況：A家屋戸、B耕地 ha、C道路m、D鉄道m		区分
				区	延長(m)					
1	西海市	雪浦川	清水川	右	大瀬戸町雪浦上郷字寺ノ下 ～字塩濱	440	溢水	積み土の工	A 70 B 9.8	準用 河川
				左	大瀬戸町雪浦上郷字寺ノ下 ～字塩濱	440			C 850 D	
	小計	準用河川	1 河川			880 m				
	合計		1 河川			880 m				

二級河川

五島振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事象	水防工法
					市郡	町村	位置			
1	五島市	福江川	福江川	右	3200	五島市	吉田町	B	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のう工 積土のう工
				左	300	五島市	福江町			
	五島市	福江川	福江川	右	3400	五島市	福江町	C	洪水、決壊	積土のう工
				左						
	五島市	福江川	福江川	右	500	五島市	吉田町	C	洪水、決壊	積土のう工
				左						
	五島市	福江川	福江川	右	2600	五島市	吉田町	B	洪水、決壊	積土のう工
				左	2600	五島市	龍淵町			
2	五島市	福江川	後の川	右	1593	五島市	木場町	B	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のう工 積土のう工
				左	1593	五島市	木場町			
3	五島市	福江川	鷹ノ巣川	右	200	五島市	高田町	B	洪水、決壊	積土のう工
				左	200	五島市	高田町			
	五島市	福江川	鷹ノ巣川	右	2778	五島市	高田町	C	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のう工 積土のう工
				左	2778	五島市	高田町			
4	五島市	福江川	牟田川	右	200	五島市	高田町	A	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のう工 積土のう工
				左	200	五島市	高田町			
	五島市	福江川	牟田川	右	600	五島市	高田町	B	洪水、決壊	積土のう工
				左	200	五島市	高田町			
	五島市	福江川	牟田川	右	1300	五島市	高田町	C	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のう工 積土のう工
				左	1600	五島市	高田町			
	五島市	福江川	牟田川	右	200	五島市	高田町	A	洪水、決壊	積土のう工
				左						
	五島市	福江川	牟田川	右	200	五島市	高田町	B	洪水	積土のう工
				左						
	五島市	福江川	牟田川	右	1853	五島市	高田町	C	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のう工 積土のう工
				左	1953	五島市	高田町			
5	五島市	前田川	前田川	右	200	五島市	奥浦町	B	洪水	積土のう工
				左						
	五島市	前田川	前田川	右	802	五島市	奥浦町	C	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のう工 積土のう工
				左	602	五島市	奥浦町			
6	五島市	猪ノ木川	猪ノ木川	右	400	五島市	猪ノ木町	B	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のう工 積土のう工
				左	1000	五島市	猪ノ木町			
	五島市	猪ノ木川	猪ノ木川	右	1160	五島市	猪ノ木町	C	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のう工 積土のう工
				左	560	五島市	猪ノ木町			
7	五島市	市小木川	市小木川	右	1100	五島市	久賀町	A	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のう工 積土のう工
				左	1100	五島市	久賀町			
	五島市	市小木川	市小木川	右	963	五島市	久賀町	B	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のう工 積土のう工
				左	963	五島市	久賀町			
8	五島市	増田川	増田川	右	2264	五島市	増田町	C	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のう工 積土のう工
				左	2264	五島市	増田町			
9	五島市	増田川	岡田川	右	900	五島市	増田町	C	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のう工 積土のう工
				左	900	五島市	増田町			
10	五島市	一の川	一の川	右	200	五島市	岐宿町	B	洪水 洪水	積土のう工 積土のう工
				左	200	五島市	岐宿町			
	五島市	一の川	一の川	右	7400	五島市	岐宿町	C	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のう工 積土のう工
				左	7400	五島市	岐宿町			
11	五島市	山手川	山手川	右	1806	五島市	富江町	C	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のう工 積土のう工
				左	1806	五島市	富江町			
12	五島市	丸子川	丸子川	右	1137	五島市	富江町	C	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のう工 積土のう工
				左	1137	五島市	富江町			
13	五島市	田尾川	田尾川	右	1272	五島市	富江町	C	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のう工 積土のう工
				左	1272	五島市	富江町			
14	五島市	田尾川	山名川	右	400	五島市	富江町	B	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のう工 積土のう工
				左	200	五島市	富江町			
	五島市	田尾川	山名川	右	693	五島市	富江町	C	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のう工 積土のう工
				左	893	五島市	富江町			
15	五島市	中須川	中須川	右	1000	五島市	玉之浦町	C	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のう工 積土のう工
				左	500	五島市	玉之浦町			
	五島市	中須川	中須川	右	1300	五島市	玉之浦町	B	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のう工 積土のう工
				左	500	五島市	玉之浦町			
	五島市	中須川	中須川	右	6282	五島市	玉之浦町	C	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のう工 積土のう工
				左	7582	五島市	玉之浦町			
16	五島市	小川川	小川川	右	1200	五島市	玉之浦町	B	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のう工 積土のう工
				左	100	五島市	玉之浦町			
	五島市	小川川	小川川	右	1454	五島市	玉之浦町	C	洪水、決壊 洪水、決壊	積土のう工 積土のう工
				左	2554	五島市	玉之浦町			
17	五島市	荒川川	荒川川	右	100	五島市	玉之浦町	A	洪水、決壊	積土のう工
				左						

二級河川

五島振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法
					市郡	町村	位置			
17	五島市	荒川川	荒川川	右 左	400	五島市	玉之浦町 河口より上流400m	B	溢水、決壊	積土のう工
	五島市	荒川川	荒川川	右 左	1681 1381	五島市 五島市	玉之浦町 河口上流100mより松ノ元川合流点上流400m 河口上流400mより松ノ元川合流点上流400m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
18	五島市	丹奈川	丹奈川	右 左	1000 1000	五島市 五島市	玉之浦町 河口より新丹奈橋上流150m 河口より新丹奈橋上流150m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
19	五島市	大川原川	大川原川	右 左	1200 400	五島市 五島市	岐宿町 河口より3号橋 河口より川原橋	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	五島市	大川原川	大川原川	右 左	500	五島市	岐宿町 川原橋より3号橋下流300m	A	溢水、決壊	積土のう工
	五島市	大川原川	大川原川	右 左	1100	五島市	岐宿町 3号橋下流300mより4号橋上流150m	C	溢水、決壊	積土のう工
	五島市	大川原川	大川原川	右 左	800	五島市	岐宿町 3号橋より4号橋上流150m	B	溢水、決壊	積土のう工
20	五島市	大川原川	小川原川	右 左	200	五島市	岐宿町 大川原川合流点より新神崎橋上流50m	A	溢水、決壊	積土のう工
	五島市	大川原川	小川原川	右 左	1000 900	五島市 五島市	岐宿町 新神崎橋上流50mより3号橋上流300m 大川原川合流点より3号橋	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	五島市	大川原川	小川原川	右 左	306 606	五島市 五島市	岐宿町 3号橋上流300mより小川原橋 3号橋より小川原橋	C	溢水 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
21	五島市	浦の川	浦の川	右 左	700	五島市	岐宿町 河口より4号橋	B	溢水、決壊	積土のう工
	五島市	浦の川	浦の川	右 左	2100 1400	五島市 五島市	岐宿町 河口より6号橋 4号橋より6号橋	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
22	五島市	鰐川	鰐川	右 左	3200 3800	五島市 五島市	岐宿町 山木戸橋下流450mより丸淵橋上流400m 昭和橋上流350mより高田橋下流50m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	五島市	鰐川	鰐川	右 左	800 1500	五島市 五島市	岐宿町 丸淵橋上流400mより四津担橋下流50m 高田橋下流50mより片岸橋上流200m	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	五島市	鰐川	鰐川	右 左	300	五島市	岐宿町 四津担橋下流50mより柿ノ木場橋下流50m	A	溢水、決壊	積土のう工
	五島市	鰐川	鰐川	右 左	700	五島市	岐宿町 柿ノ木場橋下流50mより片岸橋上流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
	五島市	鰐川	鰐川	右 左	2400 2300	五島市 五島市	岐宿町 片岸橋上流100mより18号橋(潜水橋)上流300m 片岸橋上流200mより18号橋(潜水橋)上流300m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
23	五島市	鰐川	郷津川	右 左	900 1000	五島市 五島市	岐宿町 鰐川合流点より馬場橋上流50m 鰐川合流点より馬場橋上流150m	B	溢水、決壊 溢水	積土のう工 積土のう工
	五島市	鰐川	郷津川	右 左	1533 1433	五島市 五島市	岐宿町 馬場橋上流50mより越地橋上流500m 馬場橋上流150mより越地橋上流100m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
合 計	二級河川	23河川	右 左	64,977 65,177	合 計	130,154m				

準用河川・その他河川

五島振興局管内

番号	水防管理団体名	水系名	河川名	重要水防区域			予想される事態	対策水防工法	予想される被害状況：A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m	区分
				区	域	延長(m)				
1	五島市	田部手川	田部手川	右	松山町499番9地先 ~ 松山町244番11地先	770	溢水	積み土の工	A 28	準用河川
				左	松山町499番9地先 ~ 松山町244番11地先	770	決壊			
	小計	準用河川	1河川			1,540 m				
1	五島市	江頭川	江頭川	右	三井楽町貝津81番地先 ~ 海	550	溢水	積み土の工	A 1 B 8	普通河川
				左	三井楽町貝津81番地先 ~ 海	550	決壊			
	小計	その他の河川	1河川			1,100 m				
	合計		2河川			2,640 m				

二級河川

上五島支所管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事象	水防工法	
					市郡	町村	位置				
1	新上五島町	大川	大川	右	1,300	南松浦郡	新上五島町	河口より大川第三橋上流30m	B	洪水、決壊	積土の工
				左	1,000	南松浦郡	新上五島町	河口より大川第一橋上流70m		洪水、決壊	積土の工
	新上五島町	大川	大川	右	1,479	南松浦郡	新上五島町	大川第三橋上流30mより奥山橋	C	洪水、決壊	積土の工
				左	1,779	南松浦郡	新上五島町	大川第一橋上流70mより奥山橋		洪水、決壊	積土の工
2	新上五島町	大川	木場川	右	200	南松浦郡	新上五島町	大川合流点より木場川橋上流60m	C	洪水、決壊	積土の工
				左							
	新上五島町	大川	木場川	右	300	南松浦郡	新上五島町	木場川橋上流60mより二号橋下流280m	B	洪水、決壊	積土の工
				左	100	南松浦郡	新上五島町	大川合流点より木場川橋下流20m		洪水、決壊	積土の工
	新上五島町	大川	木場川	右	700	南松浦郡	新上五島町	二号橋下流280mより三号橋上流50m	C	洪水、決壊	積土の工
				左	1,100	南松浦郡	新上五島町	木場川橋下流20mより三号橋上流50m		洪水、決壊	積土の工
3	新上五島町	釣道川	釣道川	右	200	南松浦郡	新上五島町	河口より河口上流200m	A	洪水、決壊	積土の工
				左							
	新上五島町	釣道川	釣道川	右					B	洪水、決壊	積土の工
				左	200	南松浦郡	新上五島町	河口より河口上流200m		洪水、決壊	積土の工
	新上五島町	釣道川	釣道川	右	1,300	南松浦郡	新上五島町	河口上流200mより青方ダム	C	洪水、決壊	積土の工
				左	1,300	南松浦郡	新上五島町	河口上流200mより青方ダム		洪水、決壊	積土の工
	新上五島町	釣道川	釣道川	右	900	南松浦郡	新上五島町	青方ダムより中野川合流点	C	洪水、決壊	積土の工
				左	900	南松浦郡	新上五島町	青方ダムより中野川合流点		洪水、決壊	積土の工
4	新上五島町	佐野原川	佐野原川	右	2,776	南松浦郡	新上五島町	河口より七号橋	C	洪水、決壊	積土の工
				左	2,200	南松浦郡	新上五島町	河口から上流600mより七号橋		洪水、決壊	積土の工
5	新上五島町	相河川	相河川	右	500	南松浦郡	新上五島町	河口より相河橋上流80m	B	洪水、決壊	積土の工
				左	100	南松浦郡	新上五島町	河口より潮見橋下流160m		洪水、決壊	積土の工
	新上五島町	相河川	相河川	右	3,560	南松浦郡	新上五島町	相河橋上流80mより相河川砂防堰堤上流380m	C	洪水、決壊	積土の工
				左	3,960	南松浦郡	新上五島町	潮見橋下流160mより相河川砂防堰堤上流380m		洪水、決壊	積土の工
6	新上五島町	相河川	木原川	右	700	南松浦郡	新上五島町	相河川合流点より木原川生活ダム	C	洪水、決壊	積土の工
				左	700	南松浦郡	新上五島町	相河川合流点より木原川生活ダム		洪水、決壊	積土の工
7	新上五島町	榑ノ木川	榑ノ木川	右	100	南松浦郡	新上五島町	河口より2号橋下流50m	B	洪水、決壊	積土の工
				左	100	南松浦郡	新上五島町	河口より2号橋下流50m		洪水、決壊	積土の工
	新上五島町	榑ノ木川	榑ノ木川	右	757	南松浦郡	新上五島町	2号橋下流50mより5号橋上流100m	C	洪水、決壊	積土の工
				左	757	南松浦郡	新上五島町	2号橋下流50mより5号橋上流100m		洪水、決壊	積土の工
8	新上五島町	大川	大川	右	100	南松浦郡	新上五島町	河口より2号橋下流100m	B	洪水、決壊	積土の工
				左	100	南松浦郡	新上五島町	河口より2号橋下流100m		洪水、決壊	積土の工
	新上五島町	大川	大川	右	200	南松浦郡	新上五島町	2号橋下流100mより2号橋上流100m	C	洪水、決壊	積土の工
				左	200	南松浦郡	新上五島町	2号橋下流100mより2号橋上流100m		洪水、決壊	積土の工
9	新上五島町	宮ノ川	宮ノ川	右	800	南松浦郡	新上五島町	河口より7号橋上流80m	C	洪水、決壊	積土の工
				左	1,100	南松浦郡	新上五島町	河口より9号橋上流20m		洪水、決壊	積土の工
合 計	二級河川	9河川	右	15,872	合 計	31,468m					
				15,596							

その他河川

上五島支所管内

番号	水防管理団体名	水系名	河川名	重要水防区	延長(m)	予想される事態	対策水防工法	予想される被害状況: A家屋戸、B耕地ha、C道路m、D鉄道m	区分
1	新上五島町	浜熊川	浜熊川	右 奈摩郷字観音山 ~ 奈摩郷字宮ノ上	150	溢水	積み土のう工	A 30 B 0.2	普通河川
				左 奈摩郷字観音山 ~ 奈摩郷字宮ノ上	100	決壊		C 150 D	
2	新上五島町	小浦川	小浦川	右 統浜ノ浦郷字浜ノ浦 ~ 海	220	溢水	積み土のう工	A 24 B 0.1	普通河川
				左 統浜ノ浦郷字浜ノ浦 ~ 海	220	決壊		C 400 D	
3	新上五島町	川ノ上川	川ノ上川	右 統浜ノ浦郷字川ノ上川 ~ 海	390	溢水	積み土のう工	A 17 B 0.4	普通河川
				左 統浜ノ浦郷字川ノ上川 ~ 海	390	決壊		C 100 D	
4	新上五島町	今里川	今里川	右 今里郷山口 ~ 海	1,600	溢水	積み土のう工	A 2 B 1000	普通河川
				左 今里郷山口 ~ 海	1,600	決壊		C 16 D	
5	新上五島町	赤崎川	赤崎川	右 青方郷字相河越 ~ 海	180	溢水	積み土のう工	A 100 B 0.1	普通河川
				左 青方郷字相河越 ~ 海	180	決壊		C 1,000 D	
6	新上五島町	雪見田川	雪見田川	右 曾根郷字嶽ノ下 ~ 曾根郷字塘	300	崩壊	積み土のう工	A 10 B 0.5	普通河川
				左 曾根郷字嶽ノ下 ~ 曾根郷字塘	300			C 150 D	
7	新上五島町	七目川	七目川	右 七目郷字作道 ~ 七目郷字松口	400	溢水	積み土のう工	A 50 B 6	普通河川
				左 七目郷字作道 ~ 七目郷字松口	400	決壊		C 200 D	
8	新上五島町	飛川	飛川	右 東神ノ浦郷字神ノ浦 ~ 海	200	溢水	積み土のう工	A 52 B 0.5	普通河川
				左 東神ノ浦郷字神ノ浦 ~ 海	200	決壊		C 100 D	
9	新上五島町	福見川	福見川	右 岩瀬浦郷字立河内山 ~ 海	800	決壊	積み土のう工	A 14 B 9	普通河川
				左 岩瀬浦郷字立河内山 ~ 海	800			C 700 D	
10	新上五島町	中山川	中山川	右 岩瀬浦郷字大首山下 ~ 海	700	決壊	積み土のう工	A 9 B	普通河川
				左 岩瀬浦郷字大首山下 ~ 海	700			C 400 D	
11	新上五島町	須崎川	須崎川	右 岩瀬浦郷字須崎 ~ 海	450	決壊	積み土のう工	A 3 B	普通河川
				左 岩瀬浦郷字須崎 ~ 海	450			C 50 D	
12	新上五島町	後浜串川	後浜串川	右 岩瀬浦郷字浜串 ~ 海	100	決壊	積み土のう工	A 2 B 0.1	普通河川
				左 岩瀬浦郷字浜串 ~ 海	100			C D	
13	新上五島町	大座川	大座川	右 奈良尾郷字庚申山 ~ 海	300	決壊	積み土のう工	A 12 B	普通河川
				左 奈良尾郷字庚申山 ~ 海	300			C D	
	小計	その他の河川	13 河川		11,530 m				
	合計		13 河川		11,530 m				

二級河川

吉岐振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法
					市	郡	位置			
1	吉岐市	谷江川	谷江川	右 700	吉岐市	芦辺町	河口より谷江橋下流200m	C	洪水、決壊	積土のう工
	吉岐市	谷江川	谷江川	左 700	吉岐市	芦辺町	河口上流100mより谷江橋下流100m		洪水、決壊	積土のう工
	吉岐市	谷江川	谷江川	右 200	吉岐市	芦辺町	谷江橋下流100mより谷江橋上流100m	A	洪水、決壊	積土のう工
	吉岐市	谷江川	谷江川	左 200	吉岐市	芦辺町	谷江橋下流200mより谷江橋	B	洪水、決壊	積土のう工
	吉岐市	谷江川	谷江川	右 1400	吉岐市	芦辺町	谷江橋上流100mより竹末橋下流100m		洪水、決壊	積土のう工
	吉岐市	谷江川	谷江川	左 1500	吉岐市	芦辺町	谷江橋より竹末橋下流100m	C	洪水、決壊	積土のう工
	吉岐市	谷江川	谷江川	右 1400	吉岐市	勝本町	新城橋より打田橋上流100m	C	洪水、決壊	積土のう工
	吉岐市	谷江川	谷江川	左 500	吉岐市	勝本町	湯倉橋より打田橋上流100m		洪水	積土のう工
2	吉岐市	谷江川	初尾川	右 2000	吉岐市	勝本町	見多賀江橋上流200mより初尾橋上流600m	C	洪水、決壊	積土のう工
	吉岐市	谷江川	初尾川	左 2000	吉岐市	勝本町	見多賀江橋上流200mより初尾橋上流600m		洪水、決壊	積土のう工
3	吉岐市	谷江川	後川川	右 600	吉岐市	勝本町	初尾川合流点より後川橋下流100m	C	洪水、決壊	積土のう工
	吉岐市	谷江川	後川川	左 1800	吉岐市	勝本町	初尾川合流点より勝本ダム		洪水、決壊	積土のう工
	吉岐市	谷江川	後川川	右 100	吉岐市	勝本町	後川橋下流100mより後川橋	B	洪水、決壊	積土のう工
	吉岐市	谷江川	後川川	左 1100	吉岐市	勝本町	後川橋より勝本ダム	C	洪水、決壊	積土のう工
4	吉岐市	谷江川	二ノ坂川	右 600	吉岐市	勝本町	初尾川合流点より仲田橋上流100m	C	洪水、決壊	積土のう工
	吉岐市	谷江川	二ノ坂川	左 600	吉岐市	勝本町	初尾川合流点より仲田橋上流100m		洪水、決壊	積土のう工
5	吉岐市	谷江川	角川	右 2100	吉岐市	芦辺町	谷江川合流点より男女岳ダム	C	洪水、決壊	積土のう工
	吉岐市	谷江川	角川	左 500	吉岐市	芦辺町	谷江川合流点より凱旋橋		洪水	積土のう工
	吉岐市	谷江川	角川	右 600	吉岐市	芦辺町	5号橋下流300mより男女岳ダム	C	洪水、決壊	積土のう工
6	吉岐市	幡鉾川	幡鉾川	右 1600	吉岐市	芦辺町	河口より津合橋	C	洪水、決壊	積土のう工
	吉岐市	幡鉾川	幡鉾川	左 1600	吉岐市	芦辺町	河口より津合橋		洪水	積土のう工
	吉岐市	幡鉾川	幡鉾川	右 100	吉岐市	芦辺町	津合橋より津合橋上流100m	B	洪水	積土のう工
	吉岐市	幡鉾川	幡鉾川	左 100	吉岐市	芦辺町	津合橋より津合橋上流100m		洪水	積土のう工
	吉岐市	幡鉾川	幡鉾川	右 2300	吉岐市	郷ノ浦町	津合橋上流100mより船橋	C	洪水、決壊	積土のう工
	吉岐市	幡鉾川	幡鉾川	左 2300	吉岐市	石田町	津合橋上流100mより船橋		洪水、決壊	積土のう工
	吉岐市	幡鉾川	幡鉾川	右 100	吉岐市	郷ノ浦町	船橋より船橋上流100m	A	洪水、決壊	積土のう工
	吉岐市	幡鉾川	幡鉾川	左 100	吉岐市	石田町	船橋より船橋上流100m	B	洪水	積土のう工
	吉岐市	幡鉾川	幡鉾川	右 4800	吉岐市	郷ノ浦町	船橋上流100mより川祭橋上流400m	C	洪水、決壊	積土のう工
	吉岐市	幡鉾川	幡鉾川	左 1800	吉岐市	石田町	船橋上流100mより山添橋下流100m		洪水、決壊	積土のう工
	吉岐市	幡鉾川	幡鉾川	右 200	吉岐市	芦辺町	山添橋下流100mより山添橋上流100m	B	洪水、決壊	積土のう工
	吉岐市	幡鉾川	幡鉾川	左 2800	吉岐市	芦辺町	山添橋上流100mより川祭橋上流400m	C	洪水、決壊	積土のう工
7	吉岐市	幡鉾川	町谷川	右 200	吉岐市	石田町	幡鉾川合流点より桑ノ元橋下流200m	C	洪水	積土のう工
	吉岐市	幡鉾川	町谷川	左 1293	吉岐市	郷ノ浦町	幡鉾川合流点より清水橋		洪水、決壊	積土のう工
	吉岐市	幡鉾川	町谷川	右 100	吉岐市	石田町	桑ノ元橋下流200mより桑ノ元橋下流100m	B	洪水、決壊	積土のう工
	吉岐市	幡鉾川	町谷川	左 993	吉岐市	石田町	桑ノ元橋下流100mより清水橋	C	洪水、決壊	積土のう工
8	吉岐市	幡鉾川	小川	右 1441	吉岐市	石田町	幡鉾川合流点上流100mより一丁田橋上流200m	C	洪水、決壊	積土のう工
	吉岐市	幡鉾川	小川	左 1441	吉岐市	石田町	幡鉾川合流点上流100mより一丁田橋上流200m		洪水、決壊	積土のう工
9	吉岐市	幡鉾川	池田川	右 800	吉岐市	石田町	池田川5号橋より池田橋下流200m	C	洪水、決壊	積土のう工
	吉岐市	幡鉾川	池田川	左 1100	吉岐市	石田町	幡鉾川合流点上流100mより池田橋下流300m		洪水、決壊	積土のう工
10	吉岐市	幡鉾川	日ノ本川	右 1072	吉岐市	石田町	池田川合流点より上流端	C	洪水、決壊	積土のう工
	吉岐市	幡鉾川	日ノ本川	左 1072	吉岐市	石田町	池田川合流点より上流端		洪水、決壊	積土のう工
11	吉岐市	刈田院川	刈田院川	右 100	吉岐市	勝本町	河口より上流100m	B	洪水、決壊	積土のう工
	吉岐市	刈田院川	刈田院川	左 800	吉岐市	勝本町	河口より久保内橋		洪水、決壊	積土のう工
	吉岐市	刈田院川	刈田院川	右 1922	吉岐市	勝本町	河口上流100mより綿打橋	C	洪水、決壊	積土のう工
	吉岐市	刈田院川	刈田院川	左 3500	吉岐市	勝本町	久保内橋より日詰橋		洪水、決壊	積土のう工
	吉岐市	刈田院川	刈田院川	右 100	吉岐市	勝本町	綿打橋より綿打橋上流100m	B	洪水、決壊	積土のう工
	吉岐市	刈田院川	刈田院川	左 1200	吉岐市	勝本町	綿打橋上流100mより日詰橋	C	洪水、決壊	積土のう工
12	吉岐市	百合畑川	百合畑川	右 200	吉岐市	勝本町	河口より上流200m	C	洪水	積土のう工
	吉岐市	百合畑川	百合畑川	左 100	吉岐市	勝本町	河口より上流100m	B	洪水、決壊	積土のう工
13	吉岐市	大左右川	大左右川	右 2000	吉岐市	芦辺町	河口より浜椿橋上流500m	C	洪水、決壊	積土のう工
	吉岐市	大左右川	大左右川	左 600	吉岐市	芦辺町	河口上流300mより洲の本橋上流100m		洪水	積土のう工
	吉岐市	大左右川	大左右川	右 800	吉岐市	芦辺町	洲の本橋上流100mより浜椿橋上流200m	B	洪水、決壊	積土のう工
	吉岐市	大左右川	大左右川	左 100	吉岐市	芦辺町	浜椿橋上流200mより浜椿橋上流300m	A	洪水、決壊	積土のう工

二級河川

老岐振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法	
					市郡	町村	位置				
13	壱岐市	大左右川	大左右川	右 左	200	壱岐市	芦辺町	浜椿橋上流300mより浜椿橋上流500m	C	溢水、決壊	積土のう工
14	壱岐市	大左右川	蟹田川	右	351	壱岐市	芦辺町	大左右川合流点より津持橋上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	351	壱岐市	芦辺町	大左右川合流点より津持橋上流100m		溢水	積土のう工
15	壱岐市	梅ノ木川	梅ノ木川	右	200	壱岐市	芦辺町	河口より2号橋上流100m	B	溢水	積土のう工
				左	700	壱岐市	芦辺町	河口より幸ノ元橋		溢水、決壊	積土のう工
	壱岐市	梅ノ木川	梅ノ木川	右	600	壱岐市	芦辺町	2号橋上流100mより当田橋	A	溢水、決壊	積土のう工
				左	100	壱岐市	芦辺町	幸ノ元橋より当田橋		溢水、決壊	積土のう工
	壱岐市	梅ノ木川	梅ノ木川	右					B		
				左	400	壱岐市	芦辺町	当田橋より7号橋		溢水	積土のう工
	壱岐市	梅ノ木川	梅ノ木川	右	900	壱岐市	芦辺町	当田橋より7号橋上流400m	C	溢水	積土のう工
				左	500	壱岐市	芦辺町	7号橋より7号橋上流400m		溢水、決壊	積土のう工
16	壱岐市	永田川	永田川	右	200	壱岐市	郷ノ浦町	河口より新川橋	A	溢水、決壊	積土のう工
				左	100	壱岐市	郷ノ浦町	河口より中央橋		溢水	積土のう工
	壱岐市	永田川	永田川	右	400	壱岐市	郷ノ浦町	新川橋より高校橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	400	壱岐市	郷ノ浦町	中央橋より高校橋下流100m		溢水	積土のう工
	壱岐市	永田川	永田川	右	700	壱岐市	郷ノ浦町	高校橋より永田川1号橋下流400m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	900	壱岐市	郷ノ浦町	高校橋下流100mより永田川1号橋下流300m		溢水、決壊	積土のう工
合 計	二級河川	16河川	右	32,579	合 計	64,336m					
				31,757							

準用河川

吉岐振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	重 要 水 防 区 域		延長(m)	予想され る 事 態	対策水防 工 法	予想される被害状況：A家屋戸、B耕地 ha、C道路 m、D 鉄道 m	区分
				右	左					
1	老 岐 市	梅津川	梅津川	郷ノ浦町若松触2434地 先	～ 海	1,599	溢水	積み土のう工	A 1 B 4	準用 河川
				郷ノ浦町若松触2430地 先	～ 海	1,599			C 1,100 D	
	小計	準用河川	1 河川			3,198 m				
	合計		1 河川			3,198 m				

二級河川

対馬振興局管内

番号	水防管理 団体名	水 系 名	河 川 名	延長(m)	重 要 水 防 区 域			重要度	予想される事態	水防工法
					市 郡	町 村	位 置			
1	対馬市	佐須川	佐須川	右左 3,200	対馬市	厳原町	佐須川橋（県道）より白銀橋	A	洪水、決壊	積土のう工
	対馬市	佐須川	佐須川	右左 1,000	対馬市	厳原町	白銀橋より上流1000m	B	洪水	積土のう工
				2,600	対馬市	厳原町	河口より在家橋		洪水、決壊	積土のう工
	対馬市	佐須川	佐須川	右左 1,100	対馬市	厳原町	白銀橋より上流1000mより経塚橋上流100m	A	洪水、決壊	積土のう工
	対馬市	佐須川	佐須川	右左 1,176	対馬市	厳原町	経塚橋上流100mより2号砂防堰堤	C	洪水、決壊	積土のう工
				4,076	対馬市	厳原町	在家橋より2号砂防堰堤		洪水、決壊	積土のう工
2	対馬市	厳原本川	厳原本川	右左 1,780	対馬市	厳原町	河口より馬場先橋	A	洪水、決壊	積土のう工
				800	対馬市	厳原町	河口より銭屋橋上流100m		洪水、決壊	積土のう工
	対馬市	厳原本川	厳原本川	右左 980	対馬市	厳原町	遊月橋より馬場先橋	B	洪水、決壊	積土のう工
3	対馬市	瀬川	瀬川	右左 1,500	対馬市	厳原町	河口上流100mより瀬川橋上流700m	A	洪水、決壊	積土のう工
	対馬市	瀬川	瀬川	右左 1,300	対馬市	厳原町	瀬川橋上流700mより9号堰下流70m	C	洪水、決壊	積土のう工
				3,470	対馬市	厳原町	河口上流100mより1号砂防堰堤		洪水、決壊	積土のう工
	対馬市	瀬川	瀬川	右左 670	対馬市	厳原町	9号堰下流70mより1号砂防堰堤	A	洪水、決壊	積土のう工
4	対馬市	阿須川	阿須川	右左 840	対馬市	厳原町	河口上流100mより1号砂防堰堤	C	洪水、決壊	積土のう工
				840	対馬市	厳原町	河口上流100mより1号砂防堰堤		洪水、決壊	積土のう工
	対馬市	阿須川	阿須川	右左 657	対馬市	厳原町	1号砂防堰堤上流100mより大多羅川合流点	A	洪水、決壊	積土のう工
	対馬市	阿須川	阿須川	右左 657	対馬市	厳原町	1号砂防堰堤上流100mより大多羅川合流点	C	洪水、決壊	積土のう工
5	対馬市	阿連川	阿連川	右左 1,734	対馬市	厳原町	河口上流100mよりスガマ川合流点	C	洪水、決壊	積土のう工
				800	対馬市	厳原町	河口上流100mより久奈橋下流100m		洪水、決壊	積土のう工
	対馬市	阿連川	阿連川	右左 670	対馬市	厳原町	久奈橋下流100mより大栗橋	B	洪水、決壊	積土のう工
	対馬市	阿連川	阿連川	右左 264	対馬市	厳原町	大栗橋よりスガマ川合流点	C	洪水、決壊	積土のう工
6	対馬市	久根川	久根川	右左 1,100	対馬市	厳原町	河口より中央橋	C	洪水、決壊	積土のう工
				300	対馬市	厳原町	河口より久根大橋		洪水、決壊	積土のう工
	対馬市	久根川	久根川	右左 800	対馬市	厳原町	久根大橋より中央橋	B	洪水	積土のう工
	対馬市	久根川	久根川	右左 1,160	対馬市	厳原町	中央橋より御所橋	A	洪水、決壊	積土のう工
	対馬市	久根川	久根川	右左 1,160	対馬市	厳原町	中央橋より御所橋	C	洪水、決壊	積土のう工
7	対馬市	椎根川	椎根川	右左 800	対馬市	厳原町	河口より椎根橋下流100m	A	洪水、決壊	積土のう工
	対馬市	椎根川	椎根川	右左 1,814	対馬市	厳原町	河口より恵美須橋	C	洪水、決壊	積土のう工
	対馬市	椎根川	椎根川	右左 900	対馬市	厳原町	椎根橋下流100mより恵美須橋下流100m	B	洪水	積土のう工
	対馬市	椎根川	椎根川	右左 114	対馬市	厳原町	恵美須橋下流100mより恵美須橋	A	洪水、決壊	積土のう工
8	対馬市	小浦川	小浦川	右左 894	対馬市	厳原町	河口より樫塚川合流点	C	洪水、決壊	積土のう工
				894	対馬市	厳原町	河口より樫塚川合流点		洪水、決壊	積土のう工
9	対馬市	小浦川	樫塚川	右左 100	対馬市	厳原町	小浦川合流点より合流点上流100m	B	洪水	積土のう工
	対馬市	小浦川	樫塚川	右左 400	対馬市	厳原町	小浦川合流点より小浦ダム	C	洪水	積土のう工
				300	対馬市	厳原町	合流点上流100mより小浦ダム		洪水	積土のう工
10	対馬市	浅藻川	浅藻川	右左 500	対馬市	厳原町	河口より浅藻橋下流100m	B	洪水、決壊	積土のう工
	対馬市	浅藻川	浅藻川	右左 400	対馬市	厳原町	河口より浅藻橋下流200m	C	洪水、決壊	積土のう工
	対馬市	浅藻川	浅藻川	右左 200	対馬市	厳原町	浅藻橋下流200mより浅藻橋	B	洪水、決壊	積土のう工
	対馬市	浅藻川	浅藻川	右左 100	対馬市	厳原町	浅藻橋下流100mより浅藻橋	A	洪水、決壊	積土のう工
	対馬市	浅藻川	浅藻川	右左 1,112	対馬市	厳原町	浅藻橋より奥浅藻橋上流112m	C	洪水、決壊	積土のう工
				1,112	対馬市	厳原町	浅藻橋より奥浅藻橋上流112m		洪水、決壊	積土のう工
11	対馬市	久和川	久和川	右左 1,132	対馬市	厳原町	河口より上流端	C	洪水	積土のう工
				1,132	対馬市	厳原町	河口より上流端		洪水、決壊	積土のう工
12	対馬市	久田川	久田川	右左 350	対馬市	厳原町	河口上流150mよりかたらい橋上流100m	A	洪水、決壊	積土のう工
	対馬市	久田川	久田川	右左 593	対馬市	厳原町	かたらい橋上流100mより上流端	C	洪水、決壊	積土のう工
				1,093	対馬市	厳原町	河口より上流端		洪水、決壊	積土のう工
13	対馬市	鶏知川	鶏知川	右左 900	対馬市	美津島町	河口より鶏知橋	B	洪水、決壊	積土のう工
				500	対馬市	美津島町	河口より浜田原橋		洪水、決壊	積土のう工

二級河川

対馬振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名		延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法
						市郡	町村	位置			
13	対馬市	鶏知川	鶏知川	右	1,200	対馬市	美津島町	鶏知橋より病院橋上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	3,300	対馬市	美津島町	浜田原橋より鶏知ダム下流200m			溢水、決壊
	対馬市	鶏知川	鶏知川	右	1,700	対馬市	美津島町	病院橋上流100mより鶏知ダム下流200m	B	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	鶏知川	鶏知川	右	200	対馬市	美津島町	鶏知ダム下流200mより鶏知ダム	C	溢水	積土のう工
				左							
14	対馬市	鶏知川	高浜川	右	400	対馬市	美津島町	鶏知川合流点より高浜橋	A	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	鶏知川	高浜川	右	1,186	対馬市	美津島町	鶏知川合流点より上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	786	対馬市	美津島町	高浜橋より上流端			溢水、決壊
15	対馬市	洲藻川	洲藻川	右	2,850	対馬市	美津島町	河口上流100mより1号砂防堰堤	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	2,950	対馬市	美津島町	河口より1号砂防堰堤			溢水、決壊
16	対馬市	加志川	加志川	右	400	対馬市	美津島町	河口より加志橋(県道)	A	溢水、決壊	積土のう工
				左							
	対馬市	加志川	加志川	右					C	溢水、決壊	積土のう工
				左	1,200	対馬市	美津島町	河口より加志橋(市道)上流50m			溢水、決壊
	対馬市	加志川	加志川	右	400	対馬市	美津島町	加志橋(県道)より上流350m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	350	対馬市	美津島町	加志橋(市道)上流50mより6号橋上流50m			溢水、決壊
	対馬市	加志川	加志川	右	1,699	対馬市	美津島町	加志橋(県道)上流350mより上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	949	対馬市	美津島町	6号橋上流50mより上流端			溢水、決壊
17	対馬市	今里川	今里川	右	700	対馬市	美津島町	河口より大惣橋	A	溢水、決壊	積土のう工
				左							
	対馬市	今里川	今里川	右	669	対馬市	美津島町	大惣橋より上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	1,069	対馬市	美津島町	今里中央橋より上流端			溢水、決壊
	対馬市	今里川	今里川	右					B	溢水、決壊	積土のう工
				左	300	対馬市	美津島町	河口より今里中央橋			溢水、決壊
18	対馬市	仁位川	仁位川	右	1,900	対馬市	豊玉町	河口上流400mより蔵敷橋上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左							
	対馬市	仁位川	仁位川	右	200	対馬市	豊玉町	蔵敷橋上流100mより蔵敷橋上流300m	B	溢水、決壊	積土のう工
				左	800	対馬市	豊玉町	河口上流500mより大江橋			溢水、決壊
	対馬市	仁位川	仁位川	右	1,396	対馬市	豊玉町	蔵敷橋上流300mより上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	2,596	対馬市	豊玉町	大江橋より上流端			溢水、決壊
19	対馬市	曾川	曾川	右	300	対馬市	豊玉町	河口より観月橋	B	溢水	積土のう工
				左	900	対馬市	豊玉町	河口よりほなた橋			溢水、決壊
	対馬市	曾川	曾川	右	2,020	対馬市	豊玉町	観月橋より大平橋	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	1,420	対馬市	豊玉町	ほなた橋より大平橋			溢水、決壊
20	対馬市	卯麦川	卯麦川	右					A	溢水、決壊	積土のう工
				左	50	対馬市	豊玉町	河口より上流100m			
	対馬市	卯麦川	卯麦川	右	50	対馬市	豊玉町	河口より上流100m	B	溢水	積土のう工
				左							
	対馬市	卯麦川	卯麦川	右	613	対馬市	豊玉町	河口上流100mより1号堰上流50m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	613	対馬市	豊玉町	河口上流100mより1号堰上流50m			溢水、決壊
21	対馬市	田川	田川	右	2,100	対馬市	豊玉町	河口より田橋	C	溢水、決壊	積土のう工
				左	1,300	対馬市	豊玉町	河口より上里橋			溢水、決壊
	対馬市	田川	田川	右					B	溢水	積土のう工
				左	800	対馬市	豊玉町	上里橋より田橋			
22	対馬市	三根川	三根川	右	100	対馬市	峰町	河口上流600mより三根大橋	C	溢水	積土のう工
				左	1,200	対馬市	峰町	河口より三根大橋上流500m			溢水
	対馬市	三根川	三根川	右	1,100	対馬市	峰町	三根大橋より下里橋	A	溢水、決壊	積土のう工
				左							
	対馬市	三根川	三根川	右					B	溢水、決壊	積土のう工
				左	600	対馬市	峰町	三根大橋上流500mより下里橋			
	対馬市	三根川	三根川	右					A	溢水、決壊	積土のう工
				左	1,500	対馬市	峰町	下里橋より中里橋			溢水、決壊
	対馬市	三根川	三根川	右	1,500	対馬市	峰町	下里橋より中里橋	C	溢水	積土のう工
				左							
	対馬市	三根川	三根川	右	1,900	対馬市	峰町	中里橋より陰平1号橋	A	溢水、決壊	積土のう工
				左							
	対馬市	三根川	三根川	右					C		
				左	1,900	対馬市	峰町	中里橋より陰平1号橋			溢水
	対馬市	三根川	三根川	右					B	溢水	積土のう工
				左	500	対馬市	峰町	陰平1号橋より大社橋上流200m			
	対馬市	三根川	三根川	右	863	対馬市	峰町	陰平1号橋より大久保砂防堰堤	C	溢水	積土のう工
				左	333	対馬市	峰町	大社橋上流200mより大久保砂防堰堤			溢水
23	対馬市	三根川	田志川	右	200	対馬市	峰町	三根川合流点より明星橋	A	溢水、決壊	積土のう工
				左	900	対馬市	峰町	三根川合流点より茂橋下流400m			溢水、決壊
	対馬市	三根川	田志川	右	1,334	対馬市	峰町	明星橋より西倉橋下流30m	C	溢水、決壊	積土のう工
				左							
	対馬市	三根川	田志川	右					B	溢水、決壊	積土のう工
				左	584	対馬市	峰町	茂橋下流400mより西倉橋下流30m			

二級河川

対馬振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法	
					市郡	町村	位 置				
24	対馬市	三根川	佐賀の内川	右 左	1,345	対馬市	峰町	三根川合流点より天瀬川合流点	A	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	三根川	佐賀の内川	右 左	1,345	対馬市	峰町	三根川合流点より天瀬川合流点	C	溢水、決壊	積土のう工
25	対馬市	佐賀川	佐賀川	右 左	2,717 2,717	対馬市 対馬市	峰町	河口より9号橋上流200m 河口より9号橋上流200m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
26	対馬市	志多賀川	志多賀川	右 左	800	対馬市	峰町	河口よりタケノ隈橋	A	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	志多賀川	志多賀川	右 左	1,050 1,850	対馬市 対馬市	峰町	タケノ隈橋より高平川合流点 河口より高平川合流点	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
27	対馬市	吉田川	吉田川	右 左	700 800	対馬市 対馬市	峰町	河口より平久須橋下流100m 河口より平久須橋	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	対馬市	吉田川	吉田川	右 左	1,455 600	対馬市 対馬市	峰町	平久須橋下流100mより鳥羽田川合流点 島江橋上流50mより神田橋	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	対馬市	吉田川	吉田川	右 左	755	対馬市	峰町	神田橋より鳥羽田川合流点	C	溢水、決壊	積土のう工
28	対馬市	駄道川	駄道川	右 左	300	対馬市	峰町	河口より宿橋下流100m	C	溢水	積土のう工
	対馬市	駄道川	駄道川	右 左	400	対馬市	峰町	河口より宿橋	B	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	駄道川	駄道川	右 左	300	対馬市	峰町	宿橋下流100mより宿橋上流200m	A	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	駄道川	駄道川	右 左	945 1,145	対馬市 対馬市	峰町	宿橋上流200mより駄道川2号橋上流200m 宿橋より駄道川2号橋上流200m	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
29	対馬市	佐護川	佐護川	右 左	400 400	対馬市 対馬市	上県町	河口より湊大橋下流450m 河口より湊大橋下流450m	C	溢水	積土のう工 積土のう工
	対馬市	佐護川	佐護川	右 左	1,900	対馬市	上県町	湊大橋下流450mより大岩橋上流200m	B	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	佐護川	佐護川	右 左	200 1,800	対馬市 対馬市	上県町	大岩橋上流200mより大岩橋上流400m 湊大橋下流450mより大岩橋	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	対馬市	佐護川	佐護川	右 左	800 800	対馬市 対馬市	上県町	大岩橋上流400mより井口大橋上流300m 大岩橋より井口大橋	B	溢水 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	対馬市	佐護川	佐護川	右 左	600 1,200	対馬市 対馬市	上県町	井口大橋上流300mより通学橋下流500m 井口大橋より通学橋下流200m	C	溢水 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	対馬市	佐護川	佐護川	右 左	1,400 1,100	対馬市 対馬市	上県町	通学橋下流500mより春日橋 通学橋下流200mより春日橋	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	対馬市	佐護川	佐護川	右 左	400 800	対馬市 対馬市	上県町	春日橋より深山橋上流50m 春日橋よりエレナ橋上流150m	A	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	対馬市	佐護川	佐護川	右 左	900 500	対馬市 対馬市	上県町	深山橋上流50mより深山砂防堰堤 エレナ橋上流150mより深山砂防堰堤	C	溢水 溢水	積土のう工 積土のう工
30	対馬市	佐護川	中山川	右 左	300	対馬市	上県町	佐護川合流点より大石原橋上流300m	A	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	佐護川	中山川	右 左	300 1,100	対馬市 対馬市	上県町	大石原上流300mより仁田ノ内橋上流150m 佐護川合流点より仁田ノ内橋上流650m	B	溢水 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	対馬市	佐護川	中山川	右 左	2,823 2,323	対馬市 対馬市	上県町	仁田ノ内橋上流150mより砂防堰堤 仁田ノ内橋上流650mより砂防堰堤	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
31	対馬市	佐須奈川	佐須奈川	右 左	470 470	対馬市 対馬市	上県町	昭和橋より船蔵橋 昭和橋より船蔵橋	B	溢水 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	対馬市	佐須奈川	佐須奈川	右 左	839	対馬市	上県町	船蔵橋より上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	佐須奈川	佐須奈川	右 左	839	対馬市	上県町	船蔵橋より上流端	A	溢水、決壊	積土のう工
32	対馬市	志多留川	志多留川	右 左	1,638 200	対馬市 対馬市	上県町	河口より上流端 河口より2号橋	B	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
	対馬市	志多留川	志多留川	右 左	1,438	対馬市	上県町	2号橋より上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
33	対馬市	伊奈川	伊奈川	右 左	1,105 1,285	対馬市 対馬市	上県町	鶴鳴橋より伊奈中山3号橋 河口より伊奈中山3号橋	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
34	対馬市	仁田川	仁田川	右 左	1,500	対馬市	上県町	樫滝橋下流200mより瀬田橋上流50m	B	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	仁田川	仁田川	右 左	1,000	対馬市	上県町	通学橋より4号橋上流250m	C	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	仁田川	仁田川	右 左	100	対馬市	上県町	4号橋上流250mから瀬田橋下流150m	A	溢水、決壊	積土のう工
	対馬市	仁田川	仁田川	右 左	2,300 2,500	対馬市 対馬市	上県町	瀬田橋上流50より目保呂ダム 瀬田橋下流150mより目保呂ダム	C	溢水、決壊 溢水、決壊	積土のう工 積土のう工
35	対馬市	仁田川	飼所川	右 左	800	対馬市	上県町	仁田川合流点より飼所橋上流100m	B	溢水	積土のう工
	対馬市	仁田川	飼所川	右 左	8,100	対馬市	上県町	仁田川合流点より仁田ダム	C	溢水、決壊	積土のう工

二級河川

対馬振興局管内

番号	水防管理 団体名	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域			重要度	予想される事態	水防工法	
					市郡	町村	位置				
35	対馬市	仁田川	飼所川	右 左	1,900	対馬市	上県町	飼所橋上流100mより浦川橋上流1650m	A	溢水、決壊	積土の土工
	対馬市	仁田川	飼所川	右 左	5,400	対馬市	上県町	浦川橋上流1650mより仁田ダム	C	溢水、決壊	積土の土工
36	対馬市	鹿見川	鹿見川	右 左	967	対馬市	上県町	シモガウ橋より笠木橋上流200m	C	溢水	積土の土工
	対馬市	鹿見川	鹿見川	右 左	300	対馬市	上県町	河口上流100mより2号橋上流100m	B	溢水	積土の土工
	対馬市	鹿見川	鹿見川	右 左	697	対馬市	上県町	2号橋上流100mより笠木橋上流200m	A	溢水、決壊	積土の土工
37	対馬市	琴川	琴川	右 左	1,700	対馬市	上対馬町	河口より小春橋	C	溢水、決壊	積土の土工
	対馬市	琴川	琴川	右 左	500	対馬市	上対馬町	河口より柳川橋上流170m	B	溢水	積土の土工
	対馬市	琴川	琴川	右 左	970	対馬市	上対馬町	小春橋より砂防第1堰堤	B	溢水	積土の土工
	対馬市	琴川	琴川	右 左	2,170	対馬市	上対馬町	柳川橋上流170mより砂防第1堰堤	C	溢水、決壊	積土の土工
38	対馬市	舟志川	舟志川	右 左	5,627	対馬市	上対馬町	舟志川(旧河川)合流点から長川橋	C	溢水、決壊	積土の土工
	対馬市	舟志川	舟志川	右 左	500	対馬市	上対馬町	河口より上流500m	C	溢水	積土の土工
	対馬市	舟志川	舟志川	右 左	1,800	対馬市	上対馬町	河口上流500mより宮路橋上流400m	B	溢水、決壊	積土の土工
	対馬市	舟志川	舟志川	右 左	4,327	対馬市	上対馬町	宮路橋上流400mより長川橋	A	溢水、決壊	積土の土工
39	対馬市	玖須川	玖須川	右 左	60	対馬市	上対馬町	長谷橋より長谷橋上流60m	B	溢水	積土の土工
	対馬市	玖須川	玖須川	右 左	60	対馬市	上対馬町	長谷橋より長谷橋上流60m	B	溢水	積土の土工
	対馬市	玖須川	玖須川	右 左	1,416	対馬市	上対馬町	長谷橋上流60mより金比羅橋上流70m	C	溢水、決壊	積土の土工
	対馬市	玖須川	玖須川	右 左	1,416	対馬市	上対馬町	長谷橋上流60mより金比羅橋上流70m	C	溢水、決壊	積土の土工
40	対馬市	豊川	豊川	右 左	900	対馬市	上対馬町	河口より大畑橋下流100m	B	溢水、決壊	積土の土工
	対馬市	豊川	豊川	右 左	400	対馬市	上対馬町	河口より2号橋	B	溢水	積土の土工
	対馬市	豊川	豊川	右 左	922	対馬市	上対馬町	大畑橋下流100mよりさえの神橋上流420m	C	溢水、決壊	積土の土工
	対馬市	豊川	豊川	右 左	1,422	対馬市	上対馬町	2号橋よりさえの神橋上流420m	C	溢水、決壊	積土の土工
41	対馬市	芦見川	芦見川	右 左	1,100	対馬市	上対馬町	河口よりコオトシ橋上流30m	A	溢水、決壊	積土の土工
	対馬市	芦見川	芦見川	右 左	1,600	対馬市	上対馬町	河口よりコオレ橋	B	溢水、決壊	積土の土工
	対馬市	芦見川	芦見川	右 左	300	対馬市	上対馬町	コオトシ橋上流30mよりオオハリ橋	B	溢水、決壊	積土の土工
	対馬市	芦見川	芦見川	右 左	1,286	対馬市	上対馬町	コオレ橋より上流端	C	溢水、決壊	積土の土工
	対馬市	芦見川	芦見川	右 左	1,486	対馬市	上対馬町	オオハリ橋より上流端	C	溢水、決壊	積土の土工
42	対馬市	一重川	一重川	右 左	300	対馬市	上対馬町	河口より小学橋下流100m	A	溢水、決壊	積土の土工
	対馬市	一重川	一重川	右 左	100	対馬市	上対馬町	河口より一重橋下流50m	B	溢水	積土の土工
	対馬市	一重川	一重川	右 左	200	対馬市	上対馬町	小学橋下流100mより小学橋上流100m	B	溢水	積土の土工
	対馬市	一重川	一重川	右 左	690	対馬市	上対馬町	一重橋下流50mより小学橋上流390m	C	溢水、決壊	積土の土工
	対馬市	一重川	一重川	右 左	290	対馬市	上対馬町	小学橋上流100mより小学橋上流390m	C	溢水、決壊	積土の土工
43	対馬市	比田勝川	比田勝川	右 左	800	対馬市	上対馬町	河口より小学橋上流50m	C	溢水、決壊	積土の土工
	対馬市	比田勝川	比田勝川	右 左	300	対馬市	上対馬町	河口より4号橋	C	溢水	積土の土工
	対馬市	比田勝川	比田勝川	右 左	125	対馬市	上対馬町	小学橋上流50mより小学橋上流175m	B	溢水	積土の土工
	対馬市	比田勝川	比田勝川	右 左	300	対馬市	上対馬町	4号橋より木ノ下橋下流50m	B	溢水	積土の土工
	対馬市	比田勝川	比田勝川	右 左	325	対馬市	上対馬町	木ノ下橋下流50mより小学橋上流175m	A	溢水、決壊	積土の土工
44	対馬市	小鹿川	小鹿川	右 左	300	対馬市	上対馬町	河口より小鹿橋	C	溢水、決壊	積土の土工
	対馬市	小鹿川	小鹿川	右 左	300	対馬市	上対馬町	河口より小鹿橋	C	溢水、決壊	積土の土工
	対馬市	小鹿川	小鹿川	右 左	1,095	対馬市	上対馬町	小鹿橋より上流端	A	溢水、決壊	積土の土工
	対馬市	小鹿川	小鹿川	右 左	100	対馬市	上対馬町	小鹿橋より小鹿橋上流100m	B	溢水	積土の土工
	対馬市	小鹿川	小鹿川	右 左	995	対馬市	上対馬町	小鹿橋上流100mより上流端	C	溢水、決壊	積土の土工
45	対馬市	大浦川	大浦川	右 左	600	対馬市	上対馬町	河口より大浦橋上流100m	B	溢水	積土の土工
	対馬市	大浦川	大浦川	右 左	200	対馬市	上対馬町	大浦橋上流100mより5号橋	A	溢水、決壊	積土の土工
	対馬市	大浦川	大浦川	右 左	500	対馬市	上対馬町	河口より大浦橋	A	溢水、決壊	積土の土工
	対馬市	大浦川	大浦川	右 左	928	対馬市	上対馬町	大浦橋より阿香橋	C	溢水、決壊	積土の土工
	対馬市	大浦川	大浦川	右 左	628	対馬市	上対馬町	5号橋より阿香橋	B	溢水	積土の土工
合 計	二級河川	45河川	右 左	107,165 108,845	合 計	216,010m					